阿見 町議会会議録

令和 5 年第 1 回定例会 (令和 5 年 2 月28日~ 3 月16日)

阿 見 町 議 会

令和5年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示····································	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(2月28日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会	1 (
• 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (
• 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
• 常任委員会所管事務調査報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 2
• 議員派遣報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 6
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
・議案第1号から議案第4号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
・議案第5号から議案第19号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 (
・議案第20号から議案第24号(上程、説明、質疑、委員会付託)・・・・・・・・・・・・	2 5
・議案第25号から議案第30号(上程、説明、質疑、委員会付託)・・・・・・・・・・・	2 8
議案第31号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
議案第32号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 5
議案第33号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 6
・議案第34号から議案第39号(上程,説明,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
陳情第1号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 9
議員提出議案第1号(上程,説明,採決)	4 9
議員提出議案第2号(上程,説明,採決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 1
○散 会	5 2
◎第2号(3月1日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5

〇一般	gg問通告事項一覧······		5 6
○開	議		5 7
• —	-般質問		5 7
	紙井 和美 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5 7
	海野 隆 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7 0
	難波千香子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8 5
○散	会	1	0 3
◎第3	3号(3月2日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0 5
○出席	5,欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	0 5
○出席	f説明員及び会議書記·····	1	0 5
○議事	\$日程第3号······	1	0 7
〇一般	と質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0 8
○開	議	1	0 9
• —	-般質問	1	0 9
	川畑 秀慈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0 9
	栗原 宜行 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	2 5
• 付	☆ 会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3 9
○散	会	1	3 9
◎第4	- 号(3月16日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	4 1
○出席	5,欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	4 1
○出席	5説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	4 1
○議事	\$日程第 4 号·····	1	4 3
○開	議	1	4 5
• 諱	養案第1号から議案第4号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	4 5
• 諱	後案第5号から議案第19号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	4 6
• 諱	後案第20号から議案第24号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5 2
• 諱	後案第25号から議案第30号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5 5
• 諱	養案第31号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5 7
• 諱	養案第32号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5 8
• 諱	養案第33号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5 9

• 陳情第 1 号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 0
・意見書案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・161
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務
調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 3
・会期中の閉会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 3
○閉 会

第1回定例会

阿見町告示第29号

令和5年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

阿見町長 千 葉 繁

1 期 日 令和5年2月28日

2 場 所 阿見町議会議場

令和5年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月28日	(火)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	3月1日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問 (3名)
第3日	3月2日	(木)	午前10時	本会議	• 一般質問 (2名)
第4日	3月3日	(金)	午後2時	委員会	・総 務(議案審査)
第5日	3月4日	(土)	休	会	• 議案調査
第6日	3月5日	(目)	休	会	• 議案調査
第7日	3月6日	(月)	午前10時	委員会	・民生教育(議案審査)
<i>₩</i> ′ □	3ДОД	(Д)	午後2時	委員会	• 産業建設 (議案審査)
第8日	3月7日	(火)	午前10時	委員会	• 予算決算特別委員会(総務所管分)
第9日	3月8日	(水)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会(民生教育所 管分)

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第10日	3月9日	(木)	午前10時	委員会	· 予算決算特別委員会(産業建設所管分)
第11日	3月10日	(金)	休	会	• 議案調査
第12日	3月11日	(土)	休	会	• 議案調査
第13日	3月12日	(日)	休	会	• 議案調査
第14日	3月13日	(月)	休	会	• 議案調査
第15日	3月14日	(火)	休	会	• 議案調査
第16日	3月15日	(水)	休	会	• 議案調査
第17日	3月16日	(木)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決
第18日 ~ 第24日	3月17日 ~ 3月23日	(金) ~ (木)	休	会	・議事整理
第25日	3月24日	(金)	午前10時	本会議	・閉会

第 1 号

[2月28日]

令和5年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

令和5年2月28日(第1日)

○出席議員

1番 岡 博 君 平 3番 栗 田敏昌 君 4番 引大介君 石 野 好 央 君 5番 高 達哉君 6番 樋 7番 栗 原宜行君 9番 野 П 雅弘君 11番 海 野 隆 君 12番 久保谷 充 君 13番 川畑秀慈 君 難 波 千香子 14番 君 15番 紙 井 和 美 君 16番 柴 原 成 一 君 17番 久保谷 実 君 18番 吉田憲市君

○欠席議員

8番 飯 野 良 治 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 千 葉 君 副 町 長 坪 田 匡 弘 君 教 育 長 立原秀一君 長 公 室 長 佐藤 哲 朗 君 町 総 務 部 長 青 山 広 美 君 町民生活部長 中 村 政 人 君 保健福祉部長 小 澤 勝 君 保健福祉部次長 山 﨑 洋 明 君 産業建設部長 克 林 田 己 君 教育委員会教育部長 小 林 俊 英 君 政策企画課長 賀 昌 士 君 糸 総 務 課 長 石 田 栄 司 君 財 政 課 長 坂 入紀章 君 秘書広聴課長兼 小 倉 貴 君 広報戦略室長 財 課 長 荒 井 孝 之 君 防災危機管理課長 山 﨑 厚 君 子ども家庭課長 遠 藤 朋 子 君 国保年金課長 井 戸 厚 君 商工観光課長兼 竹之内 英 一 君 消費生活センター所長 上下水道課長 堀 越 多美男 君 学校教育課長 弘一 村 君 飯 生涯学習課長 木 村 勝 君 中央公民館長 貴 之 山崎 君

○議会事務局出席者

事務局長大竹久書記堀内淳書認場原智子

令和5年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和5年2月28日 午前10時開会・開議

日	程第1	会議録署名議員の指名について				
日	程第2	会期の決定について				
日	程第3	諸般の報告				
日	程第4	常任委員会所管事務調査報告				
日	程第 5	議員派遣報告				
日	程第6	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について				
日	程第7	議案第1号	阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について			
		議案第2号	阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について			
		議案第3号	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について			
		議案第4号	阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について			
日	程第8	議案第5号	阿見町職員定数条例の一部改正について			
		議案第6号	阿見町情報公開条例の一部改正について			
		議案第7号	阿見町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一			
			部改正について			
		議案第8号	部改正について 阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について			
		議案第8号 議案第9号				
			阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について			
			阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を			
		議案第9号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について			
		議案第9号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に			
		議案第9号 議案第10号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について			
		議案第9号 議案第10号	阿見町子ども・子育で会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め			
		議案第9号 議案第10号 議案第11号	阿見町子ども・子育で会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について			
		議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号	阿見町子ども・子育で会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について			
		議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号	阿見町子ども・子育で会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について			
		議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号	阿見町子ども・子育で会議条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について 阿見町工場誘致条例の一部改正について			

の一部改正について

	議案第16号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
		る条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町土地開発基金条例の廃止について
日程第9	議案第20号	令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)
	議案第21号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
	議案第22号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第23号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)
	議案第24号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)
日程第10	議案第25号	令和5年度阿見町一般会計予算
	議案第26号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第27号	令和5年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第28号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第29号	令和5年度阿見町水道事業会計予算
	議案第30号	令和5年度阿見町下水道事業会計予算
日程第11	議案第31号	阿見町第7次総合計画基本構想について
日程第12	議案第32号	財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル
		購入)
日程第13	議案第33号	損害賠償の額を定めることについて
日程第14	議案第34号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて
	議案第35号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて
	議案第36号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて
	議案第37号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて
	議案第38号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて
	議案第39号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
		いて

日程第15 陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

日程第16 議員提出議案第1号 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第17 議員提出議案第2号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

午前10時00分開会

○議長(平岡博君) おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回阿見町議会定例会を開会します。 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(平岡博君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

17番 久保谷 実 君

18番 吉田憲市君

を指名します。

会期の決定について

○議長(平岡博君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る2月22日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果 について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長(久保谷充君) おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和5年第1回定例会につきましては、去る2月22日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て、審議をいたしました。

会期は本日から3月24日までの25日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、 提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目, 3月1日は午前10時から本会議で一般質問, 3名。

3日目, 3月2日は午前10時から本会議で一般質問, 2名。

4日目, 3月3日は委員会で,午後2時から総務常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目, 3月6日は委員会で,午前10時から民生教育常任委員会,午後2時から産業建設常任委員会。

8日目、3月7日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

9日目, 3月8日は委員会で,午前10時から予算決算特別委員会,民生教育所管分。

10日目、3月9日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

11日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目、3月16日は午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決。

18日目から24日目までは議事整理。

25日目、3月24日は最終日となります。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最終日から8日間延ばした3月24日を最終日としておき、3月16日に委員長報告、質疑、討論、採決までの全ての議事が終了したときには、会期を短縮し、3月16日に閉会といたします。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長(平岡博君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月24日まで の25日間としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの25日間と決定しました。

諸般の報告

○議長(平岡博君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第39号のほか、「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」、議員提出議案第1号から議員提出議案第2号の、以上42件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」の1件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和4年11月分から令和5年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、 お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと おりです。

次に、令和4年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、2月22日及び2月24日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願に係る処理の経過 及び結果の報告について、2月15日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付し ました参考資料のとおりです。

次に、去る2月8日に開催された第74回全国町村議会議長会の定期総会におきまして、当町議会が、令和4年度町村議会広報表彰(第37回広報コンクール)で奨励賞(企画・構成部門)を受賞しました。町村議会広報表彰は、全国318町村議会から応募があり、町村議会表彰広報審査委員による第一次審査、議会広報表彰審査会による最終選考を経て、最優秀賞を含む入選10紙のほか、表紙デザイン賞3紙、奨励賞8紙が表彰されました。今後も、住民により読まれ、伝わる広報紙の発行を目指してまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調查報告

○議長(平岡博君) 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果 の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長海野隆君登壇]

○総務常任委員会委員長(海野隆君) それでは、命により、令和5年2月8日に筑西市及び 2月9日に稲敷市で実施した総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

筑西市では指定管理者制度について視察を行いました。指定管理者制度は、地方公共団体が 公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法 人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のことでござ います。指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる 制度となっています。県内の自治体でも多くの自治体が導入しています。

阿見町では,阿見町公共施設等総合管理計画で導入可能性の検討がされたものの結局導入に 至りませんでした。

筑西市の指定管理者制度導入は、合併直後の平成18年から包括管理業務委託を実施し、現在、公の施設41施設を8つの指定管理者と契約を結び管理を行わせています。指定管理の状況については、モニタリングを実施し評価・監視を行っていました。なお、今後の方針として、経費の削減という視点・観点からのみではなく、収入増加が見込める施設を重点的に考慮したいとしていました。

続いて、稲敷市では地域おこし協力隊制度について視察を行いました。地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

隊員を任命するのは各地方自治体であり、活動内容や条件、待遇は、募集自治体により様々です。任期はおおむね1年以上、3年以内です。地域おこし協力隊は平成21年度に開始され、令和2年度の全国での取組団体数は1,065団体で、5,556名の隊員が活躍しています。政府はこの隊員数を令和6年度に8,000人、令和8年度に1万人に増やすという目標を掲げており、この目標に向け、地域おこし協力隊等の強化を行うこととしています。

阿見町では、この地域おこし協力隊制度導入については検討も行われた形跡がありません。 稲敷市では、茨城県内の自治体でも2番目に多い7名の地域おこし協力隊員を受け入れており、 様々な分野で活動しています。

現在の活動分野は、1、スポーツの振興・総合型地域スポーツクラブの設立を視野に活動。 2、ゲストハウスの許可取得を目標に地域おこし。3、事業承継で大工棟梁の研修中。4、今年度採用で地域おこし協力隊員の募集関係を手がけている。5、ブランド品である「江戸崎南瓜」の取組で、農家で研修中。6、ゲストハウスを取り組んでいる唯一の女性隊員で、海外で活動した経験からインバウンドに特化したものに取り組んでいる。7、サイクリングの振興に取り組んでいる。というようなものでございました。

視察に際し、御挨拶をいただいた筑西市議会議長、稲敷市議会議長、議会事務局、それぞれの担当者には大変お世話になりました。この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、令和4年度・5年度の総務常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、 令和4年度分の中間報告をいたします。

総務常任委員会においては、令和4年度・5年度の活動計画について、次のような計画を策 定しました。 その1、活動テーマ(重点調査事項)として、市制施行に向かって共に生きるまちづくり。

その2,そのほか委員会で取り上げたい事項として、空き家対策について、地域おこし協力 隊の受入れについて、消防団の在り方について、職員の働き方及び職員定数管理について、女 性の政策決定過程への参画について、二所ノ関部屋との連携及び課題について、広域避難計画 の受支援における課題について。

その3,活動実績につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですので、お読み 取りください。

その4,委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、委員会では、活動テーマ (重点調査事項)を「市制施行に向かって共に生きるまちづくり」として、令和4年度は、町 内の各施設や県内の自治体を中心に先進地行政視察等を積極的に実施しました。

町内各地においてゲリラ的な不法投棄が増えていることから、街頭防犯カメラ・不法投棄監視カメラの設置状況や今後の設置予定を確認し、その他、霞クリーンセンター、さくらクリーンセンター、竹来最終処分場、国体跡地、道の駅跡地、旧吉原小・旧実穀小の未利活用部分、男女共同参画センターなどの各施設の現状と今後について説明を受け、現状把握をいたしました。次年度も調査研究を行っていく予定です。

そのほか委員会で取り上げたい事項については、7項目のうち3項目について先進地における行政視察を行いました。行政視察には執行部から所管する室・部長も同行し、視察先における説明及び質疑応答を介して、今後の阿見町での検討課題についても理解を深めました。次年度は、残った4項目について調査研究を行っていく予定です。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。 終わります。

○議長(平岡博君) 御苦労さまでした。

次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。それでは命により、令和 4年度・5年度の民生教育常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、令和4年度分 の中間報告をいたします。

民生教育常任委員会においては、令和4年度・5年度の活動計画について、次のような計画 を策定いたしました。

その1,活動テーマ(重点調査事項)として、福祉分野では、子ども・子育て支援事業について。具体的には、子ども・子育て支援事業計画、(仮称)子育て支援総合センター、放課後児童クラブ、障害児の保育、ヤングケアラー。教育分野では、学校教育環境について。具体的

には、コミュニティ・スクール、GIGAスクール構想の推進、通学路の安全点検、学校施設 及び備品、適応指導教室。

その2, そのほか委員会で取り上げたい事項として, 高齢者の支援, 障害者の支援(農福連携), 生涯学習(阿見町地域拠点施設の充実), 学校給食の充実。

その3,活動実績におきましては、お手元に配付しました報告書のとおりです。

その4,委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、令和4年度は、15項目の 事業に対し、視察を重ね、独自調査と執行部への聞き取りを通して問題提起を行ってまいりま した。

子ども・子育て支援事業においては、放課後児童クラブ、障害児保育において完了しております。

(仮称)子育て総合支援センターにつきましては、令和7年開設に向けて準備中との回答であり、今後確認をしてまいります。

通学路の安全点検につきましては、令和3年度に議会で提言した危険箇所について、中学校 区ごとに現状を確認しました。今後対策が予定される箇所もあるため、次年度も引き続き確認 してまいります。

さらに抽出した5項目,障害児保育,コミュニティ・スクール,GIGAスクール構想の推進,適応指導教室,農福連携では,先進地視察や他市町村と比較しながら執行部への調査を進めて検証したのち,提言書を提出しました。

さらに絞り込んだ5項目,放課後児童クラブ,ヤングケアラー,学校施設及び備品,地域拠点の充実,学校給食の充実につきましては,現状調査を終え,次年度ではその検証を進めてまいります。

ワンストップサービス, 高齢者支援に関しては, 項目及び所管が多岐にわたるため, 調査と 検証は一旦先送りすることとしました。

以上をもちまして、民生教育常任委員会からの報告とさせていただきます。

○議長(平岡博君) 御苦労さまです。

次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん、おはようございます。それでは命によりまして、令和4年度・5年度の産業建設常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、令和4年度分の中間報告をいたします。

産業建設常任委員会においては、令和4年度・5年度の活動計画について、次のような計画 を策定いたしました。 その1,活動テーマ(重点調査事項)として、実穀地区における土地利用・まちづくりについて。

その2,そのほか委員会で取り上げたい事項といたしまして,都市計画道路廻戸・若栗線, 新規就農者支援事業,特産品振興事業,キャッシュレス決済を通じた地域通貨的な仕組みによ る商工業の活性化,あみ観光協会の法人化。

その3,活動実績につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりです。

その4,委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の第7波・第8波が猛威を振るったことから一部計画変更を行いましたが、 昨年度までと比較して、積極的に先進地の行政視察等を実施してまいりました。

まず重点調査事項の、実穀地区における土地利用・まちづくりについて、についてですが、 実穀地区における土地利用に関し、一括業務代行方式による土地区画整理事業の実施につきま して、町内における所管事務調査と先進地における行政視察を行いました。執行部におきまし ても、令和4年度の事業として地権者を対象とした勉強会や意向調査等を実施したとのことで すので、その結果を踏まえつつ、実穀地区における土地利用が速やかに進むよう、次年度も調 査研究を行ってまいります。

次に、そのほか委員会で取り上げたい事項についてですが、5項目のうち2項目について先進地における行政視察を行いました。行政視察には、執行部から商工観光課の課長も同行いたしましたが、視察先における質疑応答や視察行程中の質問・説明を介しまして、阿見町の状況についても併せて理解を深めました。次年度は、残った3項目について調査研究を行ってまいります。

以上をもちまして、産業建設常任委員会からの報告とさせていただきます。

○議長(平岡博君) 御苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長(平岡博君) 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。 地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条第1項の規定により、議長において決定した議員派遣報告を行います。

副議長川畑秀慈君, 登壇願います。

〔副議長川畑秀慈君登壇〕

○副議長(川畑秀慈君) それでは、命により議員派遣報告をさせていただきます。

去る2月2日,水戸京成ホテルにおいて令和4年度町村議会議員自治研究会が開催され、県内12町村,約170名の議員や議会職員が参加しました。

阿見町からは平岡議長をはじめ議員12名,議会事務局から3名,合計15名で研究会に参加いたしました。

茨城県町村議会議長会会長の大洗町飯田議長の主催挨拶の後、「今後の政局・政治展望」を テーマに、政治ジャーナリストで駿河台大学客員教授の田崎史郎先生の講演がありました。

田﨑先生は、1950年福井県に生まれ、中央大学法学部を御卒業後、時事通信社に入社され、政治部次長、編集局次長、解説委員長等を歴任、現在は政治ジャーナリストとして、各テレビ局のニュース番組に数多く出演されるほか、週刊誌への記事執筆や書籍出版など文筆業でも御活躍されております。

当日は、人脈づくりのコツ、岸田政権の今後、岸田さんはどういう人なのか、今後の自民党 安倍派と岸田総理の後継者という、幾つかのテーマごとに、御自分の経験に基づく推測を交え ながらお話をされました。

かいつまんで御紹介しますと、人脈づくりのコツは、不遇なときに取材やお付き合いをしていること。そして、お付き合いを維持すること。1か月に1度は合って話をする、その努力を欠かしてはいけない。そうした地道な営みが今の自分につながっている。

岸田政権の今後は、内閣支持率が下がっているが、逆に岸田さんは吹っ切れた。支持率を上げるために何かをするのではなくて、自分がやらなければならないと思ったことをやっていく。 岸田さんの考える問題は、1番目が安全保障、2番目が少子化対策。政権の延命ではなく、国が衰えていくことの対策をやらなければならないと考えている。

岸田さんはどういう人なのか。おとなしく丁重で聞く力の人という印象だが、違う。やり手でしぶとい、権力闘争の中で身を焦がしていく政治家。忍耐力があり、何を言われても歯を食いしばって我慢している。実はすごく頑固で、言うことを聞かない人。

また、安倍さんと親しくしていてすごいと思ったのは、人の動かし方。貸しがあり、頼みごとをしたことがない人に、いざというときにお願いをする。この貸し借りで自民党総裁は決まった。政治を動かしているのはしょせん人間。ふだんの人間関係の積み重ねが大事。

政治取材歴43年で思うのは、政治は川の流れである。川は、よどむことはあっても常に流れている。政治も同じで常に変化している。それを見るのが自分の仕事である、とのことでした。 第一線の政治ジャーナリストならではの経験に基づく貴重なお話で、私たち地方議会議員にとって大切なこととは何なのかとの示唆に富む、大変有意義な講演でした。

以上で,議員派遣報告を終わります。

○議長(平岡博君) 御苦労さまでした。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(平岡博君) 次に、日程第6、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、議員 1名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。 お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、平岡博を指名します。 お諮りします。

ただいま指名しました平岡博を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選しました平岡博が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定 により告知をします。

議案第1号 阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について 議案第2号 阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 議案第3号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第4号 阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について

○議長(平岡博君) 次に、日程第7、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とし

ます。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折に もかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますこと、心から感謝申し上 げます。

議案第1号から議案第4号までの条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案第1号の阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について申し上げます。

本案は、大相撲二所ノ関部屋と連携をとることにより、二所ノ関部屋及び阿見町について全国に広く発信し、もって本町の知名度向上に資することを目的として、二所ノ関部屋と関係する町の事業に充てるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第2号の阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関し、地方自治体も直接法の適用を受けることとなるため、阿見町個人情報保護条例を廃止するとともに、現行条例における個人情報の取扱いを維持しながら、法の施行のために必要な事項を定め、軽微な改正が必要である条例についても併せて改正するものであります。

議案第3号の阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の阿見町情報公開・個人情報保護審査会を廃止し、個人情報保護に関しては当該法に基づいた諮問機関とし、情報公開に関しては現状の情報公開条例に基づいた諮問機関として新たに審査会を設置するものであり、当該審査会に諮問すべき事項等について定めるものであります。

議案第4号の阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について申し上げます。

本案は、小規模特認校として特色ある教育活動を実現することを目的に、君原小学校の施設整備並びに管理に要する資金に充てるための阿見町立君原小学校施設整備基金を創設することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いし

ます。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までについては、会議規則第39条 第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いします。

議案第5号	阿見町職員定数条例の一部改正について
議案第6号	阿見町情報公開条例の一部改正について
議案第7号	阿見町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部
	改正について
議案第8号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
議案第9号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
	める条例の一部改正について
議案第10号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
	る基準を定める条例の一部改正について
議案第11号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
	例の一部改正について
議案第12号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第13号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
議案第14号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
議案第15号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
	に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一
	部改正について
議案第16号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第18号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第19号 阿見町土地開発基金条例の廃止について

○議長(平岡博君) 次に、日程第8、議案第5号から議案第19号までの15件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 議案第5号から議案第19号までの、条例の一部改正及び廃止について、 提案理由を申し上げます。

議案第5号の阿見町職員定数条例の一部改正について申し上げます。

本件は、職員の定年年齢の引上げ等に伴い、職員定数の一部見直しを行うとともに、休職中 の職員や他の地方公共団体等に派遣されている職員についての規定を追加するものです。

職員の経験年数や年齢構成等を踏まえて計画的な職員採用を行うことで、行政組織としての活力を維持し、町民に安定的な行政サービスを提供できる体制を確保するためのものであります。

議案第6号の阿見町情報公開条例の一部改正について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。 改正の主な内容は、情報公開における非公開情報のうち、個人情報に係る規定を改正後の個 人情報の保護に関する法律の規定に準じたものとするものです。

議案第7号の阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について 申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から消防団員の年額報酬及び出動手当を改定することに伴い、現 行条例の一部について改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号の阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について申し上げます。

本案は,こども家庭庁設置法の施行に伴い,子ども・子育て支援法が一部改正されたことに より,所要の改正を行うものであります。

議案第9号の阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令が一部改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、民法及び児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法が一部改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準府令が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第11号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について申し上げます。

本案は、民法及び児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が一部改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第12号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、阿見町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、被保険者の出産に係る費用負担の緩和を目的として、令和5年4月1日以降の出産から支給額を8万円引き上げ、48万8,000円とするものであります。

議案第13号の阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見吉原地区への企業等の立地について、圏央道の沿線地域における企業誘致競争に対応するため、所要の改正を行うものであります。

当地区では、令和3年度に土地区画整理事業が完了し、既に優良な企業が立地しておりますが、幹線道路の沿道地域へのさらなる企業等の進出を促進させるため、奨励措置を拡充するものであります。

議案第14号の阿見町工場誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見東部工業団地への企業立地において、圏央道の沿線地域などとの企業誘致競争に県等と連携して対応するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、本条例の有効期間を延長し、その失効する日を令和10年3月31日までとする ものであります。

議案第15号の阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、工場立地法に関わる特例措置を適用するために制定したものであり、本条例の適用 要件である国の同意を得た現行基本計画の計画期間を1年延長することに伴い、所要の改正を 行うものであります。

改正の内容は、本条例の有効期間を延長し、その失効する日を令和6年3月31日までとする ものであります。 議案第16号の阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和5年4月に(仮称)実穀ふれあいセンターが開館することに伴い、名称や住所、 使用料金を定める必要があることから本条例の一部を改正するものです。

議案第17号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町情報公開・個人情報保護審査会につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正 による町条例の整備に伴い、設置根拠となる条例のうち、「阿見町個人情報保護条例」が「阿 見町個人情報の保護に関する法律施行条例」となるため、引用条例を改めるものであります。

阿見町子ども・子育て会議につきましては,設置根拠法令である子ども・子育て支援法の一 部改正に伴い,引用している条番号を改めるものであります。

阿見町実穀地区公民館整備検討委員会につきましては,実穀地区公民館の整備完了に伴い, 当該委員会の担う事業が終了したため,廃止するものであります。

阿見町史編さん委員会につきましては,阿見町史編さん委員会設置要綱に基づき,阿見町史 について調査,編さんをするために設置するものであります。

議案第18号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

消防団につきましては、個別に阿見町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例により定めることとしたため、本条例から削るものであります。

実穀地区公民館整備検討委員会委員につきましては、実穀地区公民館の整備完了に伴い、当 該委員会が廃止されるため、本条例から削るものであります。

阿見町史編さん委員会委員につきましては,新たに阿見町史編さん委員会を設置することに 伴い,当該委員会の委員の報酬及び費用弁償について定めるものであります。

議案第19号の阿見町土地開発基金条例の廃止について申し上げます。

本案は、平成元年に、公用もしくは公共用の土地を先行取得することにより事業の円滑な執行を図るために設置した土地開発基金につきまして、これまで総合保健福祉会館用地先行取得などに活用してまいりましたが、平成11年度の本郷第一地区学校用地取得を最後に、新規の土地取得は行っておらず、今後も土地取得の予定はないことから、当初の設置目的は達成したとして、当該基金条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案15件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いし

ます。

質疑を許します。

16番柴原成一君。

- ○16番(柴原成一君) 議案第14号,工場誘致条例の一部改正についてなんですが,説明を見ますと東部工業団地のことかというふうに書いていますが,東部工業団地は,私の認識ではもう全て売り払ったんじゃないかと思うんですが,まだ残っているところあれば,ちょっとその状況について教えてください。
- ○議長(平岡博君) 産業建設部長林田克己君。
- ○産業建設部長(林田克己君) お答えいたします。

東部工業団地は今のところ全ての用地に企業が活用しているところなんですが、うち何社か が借地の状態がございます。これが企業局のほうに土地が返された場合に、新たな誘致のため に、この条例をそのまま継続するということになります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) ほかに質疑はございませんか。 7番栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 議案第5号,職員定数条例の一部改正についてお伺いいたします。 新設する定数外職員の対象から育児休業中の職員,また自己啓発等の休職中の職員,そして 政府も推奨している配偶者同行休業中の職員を外しているのはなぜでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 町長公室長佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

まず、育児休業についてでございますけれども、育児休業につきましては期限が確定しております。1年以上3年未満ということなんですけれども、そういったことで有期でございますので、現在、会計年度任用職員で対応させていただいております。

療養休暇につきましては、これは期限がございませんので、定まっていないということでございますので、現状、正職員を充てるというような考え方で整理をさせていただいております。 それから自己啓発等の今おっしゃいました部分につきましては、現在、町としては定数外でカウントするというようなことは考えていないということでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 配偶者のほうはどうでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

国のほうでも、そういった指針が示されているところでございますけれども、現段階で町の ほうでは配偶者のほうも適用外ということで、規定を設けるようなことは考えておりません。 以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) あと、職員の方が職務に復帰した場合について条文が今回ないんですけれども、職員が復帰した場合で定数に欠員がなかった場合、これはどのように対応されるんですかね。引き続き定数外として認めるのか、認めないのか。その辺ちょっとお伺いいたします。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

療養休暇等で復帰した場合ということでよろしいでしょうか。

復帰した場合は、今定数に戻すというようなことになってございます。運用上は、お試し出 勤等の調整期間を持ちまして、定数としては、いずれにしろカウントするというようなことで 考えております。

以上です。

○議長(平岡博君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第19号までについては、会議規則第39条 第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いします。

議案第20号 令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第21号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第22号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)

議案第24号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)

○議長(平岡博君) 次に、日程第9、議案第20号から議案第24号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 議案第20号から議案第24号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第20号の一般会計補正予算は、既定の予算額から1億4,661万6,000円を減額し、187億8,835万2,000円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税で、荒川本郷地区及び阿見吉原地区の開発に係る家屋・償却資産の増などにより 固定資産税を増額。

第12款地方交付税で、追加交付により普通交付税を増額。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費では、総務管理費で、退職予定者の増により退職手当特別負担金を増額。

第3款民生費では、障害者福祉費で、国庫支出金等返還金を新規計上。医療福祉費で、実績 見込みにより医療費助成費を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、土地改良区等に電気料高騰分を助成する、土地改良区等エネルギー価格高騰緊急対策事業補助金を新規計上。

第12款諸支出金では、財源調整のため、財政調整基金積立金を増額するものであります。

このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

第2表,繰越明許費は、空き家対策事業ほか13件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表,債務負担行為補正は、マイナポイント申請支援業務委託事業について、新たに設定するものであります。

第4表,地方債補正は,事業費の確定等により,総合保健福祉会館改修事業ほか6件について,限度額を変更するものであります。

議案第21号, 国民健康保険特別会計補正予算は, 既定の予算額から12万円を減額し, 47億7,504万3,000円とするものであります。

主な内容は、電算システム委託料等の契約差金を減額するものです。

議案第22号,介護保険特別会計補正予算は,既定の予算額から7,865万2,000円を減額し,36億457万7,000円とするものであります。

主な内容は、保険給付費で、実績見込みにより、施設介護サービス給付費を減額するものです。

議案第23号,後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に2,734万1,000円を追加し、11億2,165万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の保 険料納付金を増額するものであります。

議案第24号,阿見町下水道事業会計補正予算は,下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について,それぞれ807万7,000円を減額,第4条に定めた資本的収支について,それぞれ2,617万2,000円を減額するものであります。

主な内容は、収益的収支で公共下水道及び農業集落排水の接続補助金を、実績見込みに合わせて減額するものであります。

資本的収支では、流域下水道建設費負担金を減額するものであります。

また、予算第5条に定めた起債の限度額について、対象事業費の減額に併せて減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願い します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第24号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件の審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告

されるようお願いします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長(平岡博君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長(佐藤哲朗君) 先ほどでございますけれども,議案第5号の阿見町職員定数条例の一部改正について栗原議員からの御質問に対しまして,私,育児休業につきましての期間について申し上げたんですけれども,1歳以上ということで申し上げましたが,正確にちょっと答弁させていただいて,訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

育児休業の期間につきましては、出産日から3歳の誕生日の前日までということでございます。

申し訳ございません。

議案第25号 令和5年度阿見町一般会計予算

議案第26号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和5年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第28号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和5年度阿見町水道事業会計予算

議案第30号 令和5年度阿見町下水道事業会計予算

○議長(平岡博君) それでは、次に、日程第10、議案第25号から議案第30号までの6件を一 括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) まず初めに、予算の提案に先立ち、令和5年度施政方針につきまして、 所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

昨年を振り返りますと、コロナ禍が長引く中、世界情勢の混乱を要因とした原油価格・物価 高騰は、町民生活や地域経済にも大きな影響が生じました。

こうした状況の中においても、町民の皆様の笑顔と元気を絶やすことのないよう、町民運動

会に代わる「あみスポーツフェスタ」や「第43回阿見町マラソン大会」を、感染対策を講じた上で数年ぶりに開催することができ、多くの町民の皆様に御参加いただきました。

一方,新型コロナウイルスの感染拡大期と重なった「まい・あみ・まつり」,「さわやかフェア」は、町民の皆様の健康と安全を第一に中止という判断になりましたが、代替企画を実施することで、新年度へのたすきをしっかりとつなぎました。

実行委員会の皆様,町民の皆様の御理解と御協力に改めて感謝申し上げますとともに,今な お感染対策に第一線で御尽力をいただいている医療関係者等の皆様に心より敬意を表します。

さて、本町では、令和6年度からスタートする今後のまちづくりの羅針盤となる第7次総合 計画の策定を進めております。

全国的に人口減少が加速する中にあって、本町の人口は、令和5年1月1日に4万9,776人に達し、過去最高を更新し続けております。私が1期目の就任直後から力を入れてきた、18歳までの医療費完全無料化をはじめとした子育て支援施策の充実が、良好な住宅地の供給と結びつき、特に若い世代の移住先として選ばれる結果につながっております。

市制施行の要件となる人口5万人が目前に迫る中、その実現に向け、さらに力強く市制をしくにふさわしい行政力を身につけていかなければならないという、強い使命感に駆られております。SDGs、デジタル・トランスフォーメーション、ゼロカーボンシティなどの新たな行政課題にも対応しながら、レジリエントで持続可能な共生社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和5年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」「支え合い」「にぎわい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

初めに、1つ目の重点テーマである「参加」における、地域力を育むプロジェクトについて であります。

町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もが生き生きと活躍できる持続可能な まちづくりの実現に向け、地域力を育む取組を推進してまいります。

そのための「誰もが主役になれるまちづくり」を推進する取組としては、町民の皆様がまちづくりに参画するきっかけをつくる町民討議会を実施することによって、地域のリーダーとなる人材の発掘と育成につなげるとともに、地域予算制度による地域づくり会議を11地区へと増やし、自主的な地域課題の解決につながるよう支援してまいります。

広報活動の充実としましては、誰もが必要な情報をいち早く確実にお届けするため、あみメールに加え、町公式LINEを導入し、伝達手段の充実を図ってまいります。さらに二所ノ関部屋との連携・支援について、スポーツや文化、観光や農業のみならず、全庁的に様々な分野

で効果的な連携・支援の推進を図り、町ホームページや広報紙、SNS等の活用により、阿見町の魅力発信に取り組んでまいります。

財政規律を守るまちづくりを推進する取組としては、阿見町DX推進計画に基づき、BPR 手法による業務改善を実施し、業務プロセスの見直しを図るとともに、AIやRPAを導入す ることにより、業務量の削減と行政事務の効率化を目指してまいります。

公共施設の管理においては、公共施設等総合管理計画に基づき、コストの抑制と財源の確保を図りつつ、計画的な保全による施設の長寿命化を図ってまいります。さらに、将来の公共施設の大規模改修や建て替えに備え、公共公益施設整備基金を積み立ててまいります。

また、ふるさと納税の返礼品をより充実させるとともに、寄附された方との継続的なつながりと共感を大切にしながら、より多くの方に本町を応援していただけるよう、農業者、商工業者、関係機関等の多様な事業者と連携し、新しい特産品の開発を積極的に支援することで返礼品の充実に努め、まちの魅力の発信に取り組んでまいります。

続いて、「参加」のテーマにおける、町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクトについてであります。

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性を持った大学等との連携強化を推進してまいります。

そのための、地域振興につながるまちづくりを推進する取組としては、農業分野において茨城大学並びに東京農業大学との連携により、大学が有する専門的知的財産等の強みを活かし、地域資源を活用した新商品開発、地域農業における課題解決の取組の強化を図るとともに、交流人口の拡大を目指すグリーンツーリズムの推進に向けた調査・研究を実施してまいります。

生涯活躍できるまちづくりを推進する取組としては、改修工事が完了する旧実穀小学校校舎が、4月から地域住民の交流を目的とした実穀ふれあいセンターとして運営を開始いたします。さらに、若い世代の町民を対象にあみ未来塾を開講し、町の現状や課題、未来などをテーマにした様々な講座を実施し、まちづくりや阿見町の未来について興味を持ってもらい、地域のリーダーとして活躍する人材育成を図ってまいります。

続いて、2つ目の重点テーマである、「支え合い」における、子どもの成長や若者の活躍を 支えるプロジェクトについてであります。

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子供の成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。そのための、出産や子育てを支えるまちづくりを推進する取組としては、お子さんの出生を祝福するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、第3子以降出産祝金支給による支援を行ってまいります。

子育て支援のさらなる充実に向けては、妊産婦や乳幼児の健康管理や子育てに関する情報を 分かりやすくお届けするため、子育て支援アプリの導入と利用促進に取り組んでまいります。 また、待機児童対策の取組としては、町内の私立保育施設への保育士等処遇改善助成金を非常 勤保育士等に拡大し、保育士の確保に努めている私立保育施設や認定こども園を支援してまい ります。

未来への投資を行うまちづくりを推進する取組としては、中学校新入生へのお祝いとして、 学校用衣料品等購入時の補助を行い、安心して学習できる環境整備を図ってまいります。

家庭教育への支援としては、ふるさと納税の寄附金等を財源とした、あみ人材育成基金を活用し、経済的な支援を必要とする若い世代を応援していくため、奨学金返還支援補助金及び人材育成海外留学奨学補助金等により、地域を担う人材育成を図ってまいります。

また、本郷小学校の児童数の増加に伴い、全ての児童が放課後に安全で安心して活動できる 居場所を確保するため、放課後児童クラブの拡充を図ってまいります。

教育の現場においては、多様化・複雑化する課題に対応するため、専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策指導員の配置を継続させることで、 悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に加え、教職員に寄り添った支援を行ってまいります。

続いて、「支え合い」のテーマにおける、町民の暮らしを支えるプロジェクトについてであります。

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者に優しく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

お互いに支え合うまちづくりを推進する取組としては、地域において、子供を取り巻く環境 整備を促進するため、地域子ども食堂支援事業補助金を拡充し、安心して過ごすことのできる 地域子ども食堂の運営を支援してまいります。

また, 高齢者の生活支援の取組として, 身近な場所に食料品などの生活に必要な物を購入できる店舗がない地域において, 移動手段を持たない高齢者等の買物を支援するため, 民間事業者と連携し移動販売車の運行事業の支援を継続してまいります。

さらに、単身高齢者世帯等、ごみ出しが困難な高齢者を支援するため、地域のニーズ調査を 行い効果的な支援につなげてまいります。

交通体系・公共交通の充実を推進する取組としては、高齢者や車を持たない方の町内での買物や通院などの移動手段として運行しているデマンドタクシーあみまるくんについては、よりよい運行体制を図ってまいります。

また、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにし、まちづくりの取組との連携・整合を確保する地域公共交通のマスタープランである阿見町地域公共交通計画に基づ

き, さらなる公共交通の利便性の向上を図り, 地域の生活を支える公共交通体系の構築を進めてまいります。

危機管理ができるまちづくりを推進する取組としては、大地震や大型台風、ゲリラ豪雨などの自然災害への備えが急務となっており、町民の自助と共助による災害対応力の強化を図るため、自主防災組織の育成と地区防災計画の作成を支援してまいります。

また、日頃から昼夜を問わず、火災・風水害・行方不明者捜索など、多岐にわたり活動している消防団員を確保する取組として、報酬改定等の処遇改善を行い、地域防災力の強化を図ってまいります。

防犯対策を推進する取組としては、主要交差点及び地域予算要望箇所への防犯カメラの設置 を継続して行うとともに、行政区が防犯カメラを設置する場合の補助制度を創設することによ り、交通事故と犯罪のない安全安心なまちづくりの実現を目指してまいります。

最後に、3つの重点テーマである「にぎわい」における、霞ケ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクトについてであります。

霞ケ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした新たな観光の創出や特産品の開発 等に取り組み、まちの魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生 み出すまちづくりを推進してまいります。

そのための、霞ケ浦を核として交流するまちづくりを推進する取組としては、つくば霞ヶ浦 りんりんロードのレンタサイクルやレンコンマルシェなどの事業を継続して行い、霞ケ浦に目 を向けた阿見町らしい観光交流の創出に取り組んでまいります。

また、国体セーリング競技の会場跡地に残る桟橋・スロープ等の施設について、阿見町が誇るすばらしい霞ケ浦の自然景観を誰もが安心して楽しめる場となるよう、有効的な利活用の検討を進めてまいります。

地域資源を活かし発信するまちづくりを推進する取組としては、阿見町観光振興基本計画の 基本方針に基づき、地域資源等を活用した阿見町らしい観光事業の構築並びにブランドの確立 を図ってまいります。

また, さらなる活動の場を広げる目的で, 令和6年度以降の観光協会法人化に向けた設立準備委員会を立ち上げてまいります。

さらに、グリーンツーリズムの推進につきましては、新たな受入れ拠点の発掘と人材の育成 確保、地域資源を活用したモデル事業として農業体験等を継続するとともに、東京農業大学並 びに茨城大学と連携し、ビジネスプランの確立に向けた調査研究に取り組んでまいります。

続いて、「にぎわい」のテーマにおける、地域経済の活力向上プロジェクトについてであります。

首都圏へのアクセスのよさを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な 住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

そのための、地域経済を活性化するまちづくりを推進する取組としては、商業の振興と活性 化を図るため、阿見町商工会が実施する商工まつりやスイーツフェアなどの事業について継続 的に支援を行い、商工業の活性化を図ってまいります。さらに、地域資源を活かした新商品開 発への支援として、新商品開発支援事業を拡大して実施してまいります。

町内への定住を促進するための良好な受皿を確保するまちづくりを推進する取組としては, 民間活力による住宅地開発等が進む荒川本郷地区について,土地利用計画が進んでいるエリアの事業者や地権者等ととともに,良好なまちづくりに取り組んでまいります。

また、圏央道阿見東インターチェンジに隣接する阿見吉原地区について、現行の企業立地等 促進奨励金を拡充し有効な土地利用の推進に取り組んでまいります。

さらに圏央道牛久阿見インターチェンジ周辺の地区について、圏央道の県内4車線化及びアクセス道路の整備により、周辺の利便性が高まることが予想されることから、新たな産業創出の拠点として、適切な土地利用を図るための事業化に向けた支援を行ってまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路ネットワークの整備につきましては、町の東西市街地を連結する都市計画道路寺子・飯倉線の整備を、令和6年度供用開始に向け進めてまいります。

市街地の都市公園の整備につきましては、曙地区において、町民参加によるワークショップ の活用によって、地域のニーズに合った公園計画による、潤いのある緑豊かで愛着を持てる公 園を整備してまいります。

上水道につきましては、管渠も含めた配水施設等の耐震化及び更新計画に基づき、水道事業の財政計画となる経営戦略に基づき整備してまいります。

以上,令和5年度の町政運営の所信の一端と,主な施策の概要を申し上げました。

私は2期目の町長就任に当たり、SDGsの推進を政策公約の第1に掲げました。誰一人取り残さない社会を実現するというSDGsの基本理念は、本町の行政運営全てに通底するものです。SDGsを本町の未来を構想するための重要な道しるべと位置づけ、様々なステークホルダーと協働し、活動を展開することで、持続的な発展と豊かな資産を次世代に良好な状態で引き継いでいける、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりが達成できるものと確信しております。

令和5年度は、第6次総合計画後期基本計画の最終年度を迎えます。計画の目標達成に向け、 町民の皆様の声を力に、阿見町に住んでいてよかったと感じていただけるよう、私はもとより、 全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ,令和5年度の施政方

針といたします。

令和5年2月28日,阿見町長千葉繁。

それでは、議案第25号から議案第30号までの令和5年度一般会計ほか5件の予算について概要を申し上げます。

議案第25号,一般会計予算は,188億2,400万円で,6.6%の増。

議案第26号, 国民健康保険特別会計予算は, 49億1,100万円で, 0.6%の増。

議案第27号,介護保険特別会計予算は、36億4,300万円で、0.7%の減。

議案第28号,後期高齢者医療特別会計予算は、11億3,600万円で、4.4%の増。

議案第29号,水道事業会計予算は、18億6,000万円で、12.6%の増。

議案第30号,下水道事業会計予算は、27億3,000万円で、0.7%の減となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第25号についての説明を求めます。

総務部長青山広美君。

○総務部長(青山広美君) それでは、議案第25号、令和5年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして御説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりまして、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開きください。

まず、歳入であります。

第1款町税から御説明いたします。

第1項町民税は,第1目個人町民税で2.8%の増,第2目法人町民税で3.7%の増,町民税全体では3.0%の増額計上。

第2項固定資産税は、02家屋で12.3%の増、03償却資産で3.3%の増、固定資産税全体では7.2%の増額計上。

町税全体では、5.8%の増額計上となっております。

次に、14ページ、第12款地方交付税は、01普通交付税が、町税の増などにより23.0%の減、地方交付税全体では20.9%の減額計上となっております。

次に、16ページ、下段からの第16款国庫支出金は、第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金第1節都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の増などにより2.1%の増額計上。

18ページ,下段からの第17款県支出金は,第1項県負担金第1目民生費県負担金第3節国民

健康保険事業費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金の減などにより4.5%の減額計上。

21ページ,中段からの第18款財産収入は,第2項財産売払収入第1目不動産売払収入第1節 土地売払代金で,荒川本郷地区町有地の売却代金の増などにより135.0%の増額計上となって おります。

22ページ,中段からの第20款繰入金は,第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の増などにより40.2%の増額計上。

26ページからの第23款町債は、第4目土木債第1節都市計画債の都市再生整備事業債の増などにより15.9%の増額計上となっております。

続きまして, 歳出について御説明いたします。

第2款総務費について申し上げます。

34ページ,第1項総務管理費第3目職員管理費の0305会計年度任用職員関係経費で,社会保険料等の本人負担分の計上方法変更などにより43.6%の減額計上。

48ページ,第9目電子計算費の1111情報化推進事業で,BPR業務支援委託料の皆増などにより175.6%の増額計上。

70ページ,第4項選挙費第2目阿見町議会議員一般選挙費が皆増,参議院議員通常選挙費, 茨城県議会議員一般選挙費が皆減となっており,総務費全体では1.7%の減額計上となっております。

次に第3款民生費について申し上げます。

85ページ,第1項社会福祉費第3目障害者福祉費の1142障害者訓練等給付事業で,利用の増などにより13.0%の増額計上。

91ページ,第7目総合保健福祉会館費の1112総合保健福祉会館維持管理費で,非常用自家発電装置等改修工事の皆減などにより60.5%の減額計上。

100ページ, 第2項児童福祉費第4目保育所費の1115民間保育所等管理運営事業で, 民間保育所給付費の増などにより3.2%の増額計上。

また,第5目児童館費の放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を,教育費へ移 管したため皆減となっており、民生費全体では,若干の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

106ページ,第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費の1112母子保健事業で,出産・子育て 応援給付金の皆増などにより68.7%の増額計上。

108ページ,1120新型コロナウイルスワクチン接種事業で、接種回数の減などにより68.4%の減額計上。

113ページ,第2項清掃費第2目塵芥処理費の1112霞クリーンセンター維持管理費で,電気

使用料の増などにより33.7%の増額計上。

衛生費全体では、7.2%の減額計上となっております。

次に,第5款農林水産業費について申し上げます。

131ページ,第1項農業費第5目農地費の1112下水道事業会計繰出金(農業集落排水)で, 各処理場維持管理費の増などにより11.5%の増額計上。

農林水産業費全体では、7.5%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

134ページ,第1項商工費第2目商工業振興費の1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、立地企業に対する奨励金の増などにより14.9%の増額計上。

135ページ,第3目観光費の1121ふるさと納税事業で,ふるさと応援寄附金の増に伴う事務費の増などにより39%の増額計上。

商工費全体では、14.3%の増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

139ページ,第2項道路橋梁費第2目道路維持費の1111道路橋梁維持補修事業で,橋梁定期 点検及び交通安全施設工事の増などにより,32.2%の増額計上。

146ページ,第4項都市計画費第3目公園費の1123公園緑地整備事業で,曙地区公園整備工事の皆増などにより1,087.4%の増額計上。

147ページ,第4目都市排水路費の1111都市排水路整備事業で,排水路工事の増などにより116.7%の増額計上。

土木費全体では、25.3%の増額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

151ページ,第1項消防費第1目常備消防費の1114常備消防事業で,稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金の増などにより3.8%の増額計上。

消防費全体では、0.5%の増額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

167ページ,第2項小学校費第1目学校管理費の1122学校施設整備事業で,屋内運動場のトイレ改修工事の皆減などにより26.1%の減額計上。

175ページ,第3項中学校費第1目学校管理費の1117学校施設整備事業で,朝日中学校長寿 命化改修工事の皆増などにより169.2%の増額計上。

182ページ,第4項社会教育費第1目社会教育総務費の1131放課後児童健全育成事業及び 1132放課後子ども教室事業が、民生費からの移管により皆増。

教育費全体では、30.6%の増額計上となっております。

216ページの第11款公債費は,第1目元金が1.8%の増額計上,第2目利子が11.8%の減額計上。

公債費全体では1.4%の増額計上となっております。

第12款諸支出金は、217ページの第2目公共公益施設整備基金費の増などにより、諸支出金全体で50.1%の増額計上となっております。

以上で令和5年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 次に、議案第26号についての説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長(小澤勝君) 議案第26号,令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書は、229ページを御覧ください。

令和5年度の予算総額は49億1,100万円で,前年度と比較しまして0.6%の増額となっております。これは、歳入・歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

235ページを御覧ください。

第1款,国民健康保険税は,前年度と比較しまして,一般被保険者で11.3%の減額,退職被保険者で53.0%の減額,合計で11.3%の減額となっております。

これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した 結果、現状での徴収見込額を計上したものであります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、 介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

236ページを御覧ください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきまして、普通交付金は、保 険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので、0.2%の減額となっております。特別交 付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして 5.3%の増額となっております。第2項財政安定化基金交付金につきましては科目計上となっ ております。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして9.3%の減額計上となっております。 一般会計からの繰入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入 れとして保健事業費経費などとなっております。

238ページを御覧ください。

第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となっております。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

239ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などにかかる経費を計上している もので、前年度と比較しまして14.1%の増額となっております。

242ページを御覧ください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案 して計上し、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するもの で0.2%の減額となっております。

245ページを御覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして1.4%の増額となっております。第4項退職被保険者等分は、過年度分の精算のためのものであります。

247ページを御覧ください。

第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度 啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上しております が、第2期データヘルス計画書に基づき、データを活用し各保健事業を実施していくもので、 前年度と比較しまして10.6%の増額計上となっております。

説明は以上となります。

○議長(平岡博君) 次に、議案第27号についての説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

〇保健福祉部長(小澤勝君) それでは、議案第27号、令和5年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の257ページを御覧ください。

令和5年度介護保険特別会計の予算総額は36億4,300万円で,前年と比較しまして0.7%の減となっております。減額の理由としましては,高齢化の進展に伴い第1号被保険者数及び介護認定者数は増加しておりますが,介護保険サービスの利用実績により介護保険給付費を減額計上したことによるものであります。

歳出の約94%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、及び第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金、並びに65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

265ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を

40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%でありまして、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして 2.0%の増額計上。

265ページから266ページ,第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定 負担分とする介護給付費負担金、及び調整交付金において、保険給付費総額の減により全体で 4.6%の減額計上となります。

266ページ,第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較しまして1.0%の減額計上となります。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の 12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の19.25%が県の法定負担分であ り、前年度と比較しまして0.8%の減額計上となります。

267ページの第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金及び低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で0.7%の増額計上をしております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

269ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を 計上しているもので、前年度と比較しまして8.9%の増額計上を行っております。

270ページから271ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており2.6%の減額計上となります。

271ページから272ページの第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので7.6%の減額計上となります。

第4項の趣旨奨励費では、介護保険制度の周知に要する経費を計上しており、3.5%の増額 計上。

273ページの第5項計画策定委員会費では、第9期介護保険事業計画策定のための介護保険運営協議会の開催や、計画策定の業務委託を予定しており429.9%の増額計上となります。

次に,第2款保険給付費ですが,273ページから275ページの第1項介護サービス等諸費では, 冒頭に申し上げましたように,介護サービスの利用実績により,減額計上している保険給付が ございます。

主なサービスでは、居宅介護サービス費が1.6%の減、地域密着型介護サービス費は1.7%の増、施設介護サービス費は0.4%の減、居宅介護福祉用具購入費が13.4%の減、居宅介護住宅改修費が8.9%の減、居宅介護サービス計画給付費が5.5%の減額となり、全体で0.9%の減額計上となっております。

275ページから276ページの第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費が32.5%の増、介護予防福祉用具購入費が157.0%の増、介護予防住宅改修費が24.0%の減、介護予防サービス計画給付費が14.4%の減額となり、全体で20.0%の増額計上となっております。

277ページの第4項高額介護サービス等費では、5.1%の減額計上。

第5項高額医療合算介護サービス等費においては2.8%の増額計上となっております。

278ページ,第6項特定入所者介護サービス等費では,施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け,その差額について公費負担するもので,15.4%の減額計上となっております。

279ページからの第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は要支援及び事業対象者へ訪問型・通所型サービスを提供するもので、17.7%の増額計上となっております。

280ページから281ページの第2項一般介護予防事業費は、高齢者の介護予防に取り組む費用を計上し9.5%の減額となっております。

281ページから284ページの第3項包括的支援事業・任意事業で1.9%の増額。地域支援事業 費全体では7.5%の増額計上となっております。

歳出全体では0.7%の減額となります。

説明は以上となります。

○議長(平岡博君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時00分といたします。よろしくお願いします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長(平岡博君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第28号についての説明を求めます。

保健福祉部長小澤勝君。

〇保健福祉部長(小澤勝君) それでは、議案第28号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書293ページを御覧ください。

令和5年度の予算総額は11億3,600万円で,前年度と比較しまして4.4%の増となっております。これは,歳入・歳出とも前年度の実績内容などから,それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

299ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較いたしまして4.2%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、 広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と 比較しまして4.8%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

301ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務にかかる経費を計上しているもので、 前年度と比較しまして2.8%の減額計上となっております。

302ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして4.9%の増額計上となっております。

第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして8.2%の減額計上となっております。

説明は以上となります。

○議長(平岡博君) 次に、議案第29号についての説明を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長(林田克己君) 議案第29号,令和5年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

阿見町公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、(1)給水戸数を1万9,996戸、(2)年間総給水量を444万5,000立方メートルと見込んでおります。また、(4)主な建設改良工事につきましては、4億2,784万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては, 第1款水道事業収益が前年度比4.4%増の13億9,148万8,000円となっております。

なお, 第1項の営業収益につきましては, 主な収入は給水収益であり, 前年度比3.1%増の11億8,106万3,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用が前年度比7.5%増の12億943万円となっております。

第1項営業費用の主な支出としては、県企業局に支払う受水費及び減価償却費であり、前年度比7.8%増の11億9,108万円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては,第1款資本的収入で,前年度比10.6%増の2億2,109万7,000 円となっており,主な収入は,加入分担金,工事負担金,企業債であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出で、前年度比23.5%増の6億5,043万8,000 円となっており、主な支出としては、建設改良費の配水施設拡張費及び企業債償還金であります。

なお,資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億2,934万1,000円につきましては, 過年度分損益勘定留保資金4億1,073万9,000円,過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調 整額160万6,000円,当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,699万6,000円で補填し てまいります。

最後に、2ページをお開きください。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費で 2,877万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(平岡博君) 次に,議案第30号についての説明を求めます。 林田克己君。
- ○産業建設部長(林田克己君) 議案第30号,令和5年度阿見町下水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

阿見町公営企業会計予算書の22ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業、(1)水洗化戸数を1万6,820戸、(2)年間排水量を694万8,000立方メートルと見込んでおります。また、(4)主要な建設改良事業につきましては5億910万円となっております。

次に、2、農業集落排水事業、(1)水洗化戸数を585戸、(2)年間処理水量を16万4、193 立方メートルと見込んでおります。また、(4)主要な建設改良事業につきましては808万 5,000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款下水道事業収益で前年度比1.1%減の18億229万8,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は下水道使用料であり、前年度比0.7%増の10億523万4,000円となっております。

支出の予定額につきましては,第1款下水道事業費用で前年度比0.3%増の15億9,277万7,000円となっております。第1項営業費用の主な支出としては,流域下水道維持管理負担金及び減価償却費であり,前年度比1.2%増の14億9,067万4,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては, 第1款資本的収入で, 前年度比0.5%増の7億9,366万6,000円となっており, 主な収入は, 国庫補助金,企業債,負担金であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出で、前年度比2.1%減の11億3,703万円となっており、主な支出としては、建設改良費の事業費及び企業債償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,336万4,000円につきましては、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,260万7,000円、当年度分損益勘定留保資金 1億4,070万1,000円、減債積立金5,185万円、当年度利益剰余金処分額1億1,820万6,000円で 補填してまいります。

最後に、23ページをお開きください。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の 5,190万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(平岡博君) 以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第30号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託するこ

とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いします。

議案第31号 阿見町第7次総合計画基本構想について

○議長(平岡博君) 次に、日程第11、議案第31号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長(千葉繁君) 議案第31号の阿見町第7次総合計画基本構想について、提案理由を申し上げます。

本件は、令和6年度以降における総合的かつ計画的な町政運営の指針となる阿見町第7次総合計画の基本構想について、本年1月26日に阿見町総合計画審議会より、その答申を受けたことから、阿見町総合計画の策定等に関する条例第7条1項の規定に基づき提案するものであります。

基本構想は、令和6年度以降10年間を通した町政運営の指針となるものであり、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後のまちの姿に掲げ、「みんなでつくる共生のまち」をまちづくりの基本理念としております。

基本構想を、町民の皆様とも共有しながら、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを着実 に推進してまいります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いしま す。

質疑を許します。

7番栗原宜行君。

○7番(栗原宜行君) 今の提案理由なんですけども、審議会から答申が出たということです

けど, 答申が出たんですかね。

- ○議長(平岡博君) 町長公室長佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。審議会の答申でございますけれども、1月26日に答申を受けてございます。以上です。
- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) ホームページでも案内がありますけれども、12回の審議会を経て、来年の3月ぐらいにまとめるということですよね。それが、例えば答申がこの資料にある14ページの内容だったということですか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えさせていただきます。

答申でございますが、中間答申ということで、基本構想部分が14ページの内容でございます。 来年度、令和5年度につきましては、基本計画を策定するような状況になるわけでございます けれども、その中でも審議会の皆様の御意見を伺いながら基本計画を策定していくというよう な形になります。また、最終答申もそこでいただくというようなことでございます。

以上です。

○議長(平岡博君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、 お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第32号 財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入)

○議長(平岡博君) 次に、日程第12、議案第32号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 議案第32号の財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度小学校等に入学する児童を対象に、ランドセルを支給するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。納入期間は、令和5年4月1日から令和6年1月19日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号については、会議規則第39条第1項の規定により、 お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(平岡博君) 次に、日程第13、議案第33号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 議案第33号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

令和4年12月2日,午後3時30分頃,公用車にて鈴木地区のアパート敷地内に進入し,駐車スペースに駐車しようとしたところハンドル操作を誤り,外灯の一部を損傷させ損害を与えました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第34号

なお,本案については,委員会への付託を予定しておりますので,質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第39条第1項の規定により、 お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において、審査の結果を 報告されるようお願いします。

成未分 0 4 7	門元門以伯冊在雷耳云安貞の安備につる門息を不めることにつ
	いて
議案第35号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
	いて
議案第36号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ
	いて

阿貝町政治倫理案本会委員の委嘱につき同音を求めることにつ

議案第37号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ

いて

議案第38号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ

いて

議案第39号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることにつ

いて

○議長(平岡博君) 次に、日程第14、議案第34号から議案第39号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 議案第34号から議案第39号までの,阿見町政治倫理審査会委員の委嘱に つき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年となっております。現在、6名の委員が在任しており、本年3月31日で任期満了となります。

当該委員のうち、専門的知識を有する中島紀一氏、伊藤富美子氏、八木健治氏、髙橋大輔氏につきましては、人格・識見ともに優れており、最適任であることから引き続き委嘱したいと考えております。

また、村木貞之氏、伊藤治夫氏は、一般公募の応募者として選考した結果、人格・識見とも に優れており、適任であることから委嘱したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第34号から議案第39号までについては、会議規則第39条 第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第34号から議案第39号までについては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって議案第34号から議案第39号までについては、原案どおり同意することに決しました。

陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたち を取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○議長(平岡博君) 次に、日程第15、陳情第1号を議題とします。

本案については、会議規則第95条の規定により、その例によるものとされる会議規則第92条 第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託しま す。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いします。

議員提出議案第1号 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(平岡博君) 次に、日程第16、議員提出議案第1号を議題とします。 本案に対する趣旨説明を求めます。 12番久保谷充君,登壇願います。

[12番久保谷充君登壇]

○12番(久保谷充君) 議員提出議案第1号,阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の 制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法ですが、この法律の改正により、市町村の個人情報保護制度の根拠がそれぞれの市町村の条例等から個人情報保護法に改められたものの、地方議会については個人情報保護法の適用範囲外とされたため、阿見町議会の個人情報保護制度について定める条例を制定するものです。

その内容については、執行部を含めた阿見町全体で統一的な制度運用を行うため、個人情報 保護法及び執行部の個人情報保護制度との整合性を図ったものとなります。

提出者, 阿見町議会議員久保谷充。

賛成者,阿見町議会議員高野好央,同じく吉田憲市,同じく紙井和美,同じく川畑秀慈,同じく海野隆。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平岡博君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。 お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第2号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長(平岡博君) 次に、日程第17、議員提出議案第2号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番久保谷充君,登壇願います。

[12番久保谷充君登壇]

○12番(久保谷充君) 議員提出議案第2号,阿見町議会委員会条例の一部改正について, 提案理由を申し上げます。

本案は、オンライン会議システムを活用した委員会の会議を開くことができる要件について、 公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により開 会場所への委員の参集が困難な場合などの要件を加えることで、委員の議事参加の機会を拡充 し、慎重かつ丁寧な審議に資するため、所要の改正を行うものであります。

提出者, 阿見町議会議員久保谷充。

賛成者,阿見町議会議員高野好央,同じく吉田憲市,同じく紙井和美,同じく川畑秀慈,同じく海野隆。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平岡博君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。 お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長(平岡博君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時32分散会

第 2 号

令和5年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

令和5年3月1日(第2日)

○出席議員

1番 岡 博 君 平 3番 栗 田敏昌 君 4番 引大介君 石 野好央君 5番 高 6番 達哉 君 樋 П 7番 栗 原 宜行君 9番 野 П 雅弘 君 11番 海 野 隆 君 12番 久保谷 充 君 13番 川畑秀慈 君 波 千香子 14番 難 君 15番 紙 井 和 美 君 16番 柴 原 成 一 君 17番 久保谷 実 君 18番 吉田憲市君

○欠席議員

8番 飯 野 良 治 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 千 葉 君 副 町 長 坪 田 匡 弘 君 教 育 長 立原秀一君 長 公 室 長 佐藤 哲 朗 君 町 総 務 部 長 青 山広美君 町民生活部長 中 村 政 人 君 保健福祉部長 小 澤 勝 君 保健福祉部次長 山崎洋明 君 産業建設部長 克 己 林 田 君 教育委員会教育部長 林 俊 英 君 小 政策企画課長 賀 昌 士 君 糸 総 務 課 長 石 田栄 司 君 財 政 課 長 入紀章君 坂 町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 白 石 幸 也 君 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長 生活環境課長 小笠原 浩 君 社会福祉課長 克 湯原 将 君 高齢福祉課長兼 浅 野 奉 子 君 福祉センター所長 南平台保育所長兼 磯 原友美 君 地域子育て支援センター所長 健康づくり課長 輝 君 監 物 子 学校教育課長 村 飯 弘一 君 学校給食センター所長 美 和 彦 君 恵

○議会事務局出席者

事 務 局 長 大 竹 久 書 内 淳 記 堀 書 記 湯 原智 子

令和5年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和5年3月1日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和5年第1回定例会

一般質問1日目(令和5年3月1日)

発 言 者	質問の趣旨	答弁者	
1. 紙井 和美	 帯状疱疹ワクチン接種の助成について 高齢者・障がい者が安心して暮らせる共生型の地域づくりについて 	町長町長	
2. 海野 隆	1. 投票率向上のための具体的方法の提案について	町 長	
3. 難波千香子	1. 子育て支援・給食費無償化の拡大について 2. 通学路の見守りと防犯カメラ設置の強化について	町長・教育長 教育長・町長	

午前10時00分開議

○議長(平岡博君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(平岡博君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[15番紙井和美君登壇]

○15番(紙井和美君) 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、帯状疱疹ワクチン接種の助成についてであります。

帯状疱疹は、水痘・帯状疱疹ウイルス――VZV再活性化によって発症し、50歳以上の日本人の水痘・帯状疱疹ウイルス抗体保有率は100%と言われております。80歳までに3人に1人が発症すると言われており、2014年に小児への水痘ワクチンが定期接種となったことで、帯状疱疹の発症が増加しつつあります。

症状としては、かかった方は十分御承知のとおり、痛みが体の左右どちらか一方に、最初は ぴりぴりちくちくと刺すような痛みが出て、そのうち、夜も眠れないほど激しい痛みが襲って きます。赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから、帯状疱疹と名づけら れました。

神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛——PHNと呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、また、ずきんずきんとする痛みが特徴であります。

強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が収まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。

また、現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後 遺症が生じ、場合によっては死に至ることもあります。

近年は、コロナ感染により帯状疱疹を発症するリスクが高い可能性があると示唆されており、 コロナと診断された50歳以上の患者は、帯状疱疹の発症リスクが15%高いとのデータもあり、 合併症での長期にわたり治療するケースも多く見られます。

医療費への影響も大きく、日本における帯状疱疹治療に係る直接医療費は、1人当たり6万2,094円で、年間260億円と試算されていることから、社会における労働損失による経済的損失も大きいと言えます。しかし、接種費用が約、生ワクチン8,800円、不活化ワクチン4万4,000円と高額であり、予防のために出す金額としてはちゅうちょする方も多いのが現状です。

今回のデータは、グラクソ・スミスクライン株式会社さんが、地方医師会、自治体行政、保健所、健保組合などに対して、接種の普及と啓発を目的とした、ワクチン政策支援コーディネーターの職務として作成していただいたものでありまして、事前に許可を取り、皆様にも参考資料として配付をさせていただきました。

日本の疫学調査にのっとって試算していただいた,阿見町の年間罹患推計では,昨年1月1日現在の人口で,50歳以上2万2,634人中,ワクチン未接種の場合の帯状疱疹罹患患者人数は248人で,1人当たりの年間医療費は4万2,638円。帯状疱疹神経痛は50人で,1人当たり12万7,079円。帯状疱疹だけで,阿見町の医療費年間総額1,480万3,000円と推定されています。

阿見町で公費助成導入した場合,予算規模の推計は、半額補助で、接種対象者の5割が不活化を選択したという前提で、接種率4%として、1,086万4,000円と推定されます。

専門家から厚生労働省に定期接種を要望する意見書を出したり、公明党でも早くから帯状疱疹の定期接種について国会において提言しておりますが、定期接種を待てずに、全国各地の議会において、ワクチン接種の助成について取り上げているところが増え、本年1月現在で54の

自治体が、また本年4月の新年度予算が通りますと100を超える自治体が、一部補助や半額補助などの公費助成を導入するなど、徐々に実施する自治体が増えております。

県内では、新年度予算において、美浦村、小美玉市、石岡市が検討を進めているようであります。当町でも助成を望む声が日に日に増えております。

そこで伺います。帯状疱疹ワクチン接種の町の助成について御質問させていただきます。よ ろしくお願いします。

- ○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君,登壇願います。 「町長千葉繁君登壇」
- ○町長(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。 紙井議員の、帯状疱疹ワクチン接種の助成についての質問にお答えいたします。

令和4年第2回定例会において,難波議員より同様の質問をいただいており,当時の状況として,県内で助成を実施している自治体がないこと,また,国において定期接種導入について 審議中であること等を踏まえ,今後判断をしていくと回答しております。

現在の町の対応としましては、ホームページにおいて帯状疱疹の予防法やワクチン接種について周知をするとともに、症状が見られた場合は、速やかに医療機関を受診するよう促しております。

また、最近の状況としては、メディア等においても取り上げられ、以前に比べ、帯状疱疹が 広く認知されてきております。このような中、ワクチン接種の予防効果は非常に高いことが知 られてきておりますが、費用が高額であるため、町民の方から助成についての問合せを受けて いる状況です。

最近の情報としては、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者は帯状疱疹を発症するリスクが高いという研究結果も出ております。

また、現在、県内では助成を行っている自治体はありませんが、令和5年度から開始する自治体が複数あるとの情報を得ております。

このような状況であることから、今後、町においても、国や周辺自治体の動向等を踏まえな がら、前向きに検討してまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 15番紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) ありがとうございました。

私のほうへは、罹患者の方から、つらい声とか、また、帯状疱疹ワクチンの町からの助成、 先ほど答弁にもありましたが、その要望が多く寄せられています。数年前からそういう声はあ りまして、さらに、コマーシャルや新聞などでPRが始まってからは、本当にたくさんの方か ら要望が来ます。

町内の罹患者からの相談やワクチンの助成についての問合せの現状,先ほど答弁でも少し触れられましたが、その現状についてお伺いいたします。

- ○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部次長山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

今年度健康づくり課のほうに問合せがありましたのは、やはりコマーシャルが流れ始めた頃ということで、5件ございました。内容につきましては、町で助成があるのか、また、どこで接種できるのかということについてでございます。

問合せを受けまして、町内の医療機関に調査を行ったところ、接種が可能なのは4か所ございました。

町では、現在助成を行っておりませんので、自己負担であっても、接種を希望される方には、 それら医療機関の情報提供を行っているというような状況でございます。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) 4か所,各医院,大体調べてはあるんですけれども,帯状疱疹ワクチンの効果について,また,罹患した後の治療としてかかる医療費の削減に大きく貢献するものというふうに考えています。

そこで必ず費用対効果ということが問われると思うんですけれども、実際には予算上の目に 見える金額では測れない隠れたものが数多くあります。例えば、患者本人の痛みに対する苦痛 ですとか、あと、仕事を休むなどの経済的支障ですとか、あと、何年も後遺症に悩む、苦しむ 人のつらさですとか、家族の方の負担ですとか、表面上の数値には現れないものが数多くあり ます。ここで大切なのは人生の質や生活の質、これが重要ではないかなというふうに考えてい ます。費用対効果が高いということだけではなく、効果が現れるまでの期間が長いタイプのコ ストである投資対効果というふうに言えるんじゃないかなというふうに考えています。

費用対効果は生活の質も入れるべきというふうに考えておりますが、見解をお尋ねいたします。

- ○議長(平岡博君) 山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

費用対効果としての、問題だけではなくて、議員がおっしゃるとおり、発症する方や後遺症 で苦しむ方、こちらが多くいるということですので、こちらの方々を少しでも減らせるように、 予防ワクチンに対する助成について検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長(平岡博君) 紙井和美君。

○15番(紙井和美君) ありがとうございます。

先ほどの、今回グラクソ・スミスクラインさんが独自で作成していただいた資料を基に、執行部とともにZoomで研修を受けたんですけれども、そこで費用対効果の部分も数値として現れてきました。そんなに大きく医療費が削減するというものではありませんが、それを質問したときに、では10年後はどのように変わるかという資料も、改めてまた出していただきました。それも皆様方への配付した資料の中に入れさせていただきましたけれども、そういったことで、長期的に見て、どちらが生活の質を向上させるかということを考えながら予算を組んでいければなというふうに考えています。

改めて、グラクソ・スミスクラインさんが独自でつくっていただいたんですが、改めて本当 に産学官民、それがそれぞれ連携していくということが非常に重要かなというふうに考えます が、それについての見解をお願いいたします。

- ○議長(平岡博君) 健康づくり課長監物輝子君。
- ○健康づくり課長(監物輝子君) お答えいたします。

今回,紙井議員からお声かけいただきまして説明を受けた製薬会社の方は、営業部門とは独立した部署に属するワクチン政策支援コーディネーターという方でした。この方は、製品の販売促進活動に対する責任を有しないというお立場の方で、発症率や合併症発生の統計データのほか、助成政策につきまして御説明いただきました。また、費用対効果に関する基礎データにつきましても、販売促進とは関係なく、快く提供していただきました。

このことから、産業分野から情報や提案をいただくことは大変有効だというふうに感じました。今後とも様々な専門分野との連携を行いながら、町行政の向上を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) ありがとうございます。

今回のように産と官が連携してやっていくというのは、これからも必要なことだと思います し、この帯状疱疹のことで町民の方にお話を振ったところ、必ず、親がなったとか、自分がな ったとか、子供がなったという場合もあるんです。必ずそういった苦しみの声をお聞きするこ とが多いので、これからもしっかりこれについて、帯状疱疹ワクチンの導入に向けて進めてい っていただければというふうに願いまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとう ございました。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) それでは、次の質問に入らせていただきます。

高齢者・障がい者が安心して暮らせる共生型の地域づくりについてであります。

高齢者人口は2025年には3,677万人に達し、2042年には3,935万人でピークを迎えます。認知 症高齢者におきましては、2025年には約700万人に増加するというふうに推計されています。

認知症対策は、医療・介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められるものであります。家族や友人、知人はもとより、地域住民が認知症への理解を深めながら、それぞれの視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要であろうかと思います。

近年は、認知症や障がい者、難病やその家族、高齢者や子供など、多数の人々が安心して暮らせる共生社会の実現が全国で広がりを始めています。

以下、当町の共生型の地域づくりについてお伺いをいたします。

- 1, 高齢者と障がい者の共生型施設の当町の現状。
- 2, 共生型施設を運営または設立する事業者に対し、町ではどのような支援ができるか。
- 3,厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について。これは介護施設等における防災減災対策を推進するために、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する換気設備の設置などに補助が充てられます。事前の地元の各施設等に対して、計画等について調査をして、その調査結果に基づき予算の用意をする必要があります。

年々、激甚化また頻発する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者を守るために、 その取組として後押しすることは大変に重要でありまして、事業者のニーズを把握しながら積 極的に活用すべきと考えます。施設の整備は民間事業者の対応でありますが、その負担を少し でも軽減して、住民の支援を加速させることが重要ではないかと考えます。地域の施設利用者 の安全確保と安心を目的に、積極的な活用に向けて、事業者への情報提供が必要であると考え ますが、いかがでしょうか。

4,ここ数年,社会問題として増えている8050問題,これについては令和元年9月にも一般質問で取り上げさせていただきました。80代の親が自宅に引き籠もる50代の子供の生活を支え,経済的にも精神的にも行き詰まってしまう,そういう状態のことを指します。また,精神疾患への正しい知識と理解を持って、メンタルヘルスの不調を抱える人や地域や職場で支える心のサポーター,これの養成のために,講習会などを積極的に展開して適切な支援を届けられる体制の整備が必要ではないかと思います。これが全国でも少しずつ広がっているところです。8050問題や認知症で悩む方や家族の相談窓口は明確になっているのか。また,その方々への支援として,心のサポーター制度を導入してはどうか。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。自席にてお願いします。

○町長(千葉繁君) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる共生型の地域づくりについての質問にお答えいたします。

1点目の, 高齢者と障がい者の共生型施設の当町の現状についてであります。

町内における共生型施設については、介護保険サービスにおける地域密着型通所介護と、障害福祉サービスにおける生活介護の両方の指定を受けた共生型通所介護・生活介護事業所が1 施設開設されております。

2点目の, 共生型施設を運営または設立する事業所へ, 町としてどのような支援ができるか についてであります。

介護保険サービス事業所を設立する際には、施設の種類に応じて、県または町から事業所の 指定を受ける必要があります。町が指定する事業所に対しては、開設に必要な人員及び設備並 びに運営の基準を満たすよう、事業所に対して指導を行っており、共生型施設の設立につきま しても同様に支援してまいります。

3点目の,地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の積極的な活用に向けて,地域の施設の安全確保を目的に事業者への情報提供が必要であると考えるがいかがかについてであります。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進を目的とした交付金であります。現在は、事業所より施設整備等に関する相談をいただいた際に、当交付金について案内を行っております。高齢者施設等の利用者の安全・安心の確保のため、今後は、当交付金の対象となる施設整備事業内容や申請方法等の情報について、国や県から通知があった際には適宜ホームページへ掲載する等、事業所への情報提供を積極的に行ってまいります。

4点目の,8050問題や認知症で悩む方や家族の相談窓口は明確になっているか。またその 方々への支援として(仮称)心のサポーター制度を導入してはどうかについてであります。

8050問題は一般的に、80代の親が自立できない事情を抱える50代の子どもの生活を支えている構図を指し、こうした親子が社会で孤立してしまう問題です。この問題の背景には、失業等をきっかけとした中高年のひきこもり、御家族や本人の病気、親の介護など、様々な要因があります。

町での相談窓口は、相談内容や対象者に応じて担当部署が異なり、高齢者の相談は高齢福祉 課及び地域包括支援センターが受け、障害者や生活困窮者等の相談は社会福祉課が最初の窓口 となります。なお、複合的な相談内容の場合は、関係する複数の部署で連携を取りながら対応 しております。そして、認知症に関する相談は、地域包括支援センターが相談窓口となります。 地域包括支援センターでは、認知症を含む高齢者の全般的な相談に対応するほか、認知症の専門知識を持つ職員で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症またはその疑いがある人、及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っております。

また、議員御提案の心のサポーター制度は、メンタルヘルスや鬱病などの精神疾患について 正しい知識と理解を持ち、家族や同僚等に対する傾聴を中心としたサポーターを養成し、メン タルヘルスの問題を抱える人を支援する仕組みです。厚生労働省では、心のサポーター養成事 業を推進しており、2033年度末までに100万人のサポーター養成を目指しております。

今後は、支援者の確保等の課題を検討しながら、町での養成講座の実施や活用方法について、 調査・研究してまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) ありがとうございました。

開設されている共生型の通所介護・生活介護の事業所については、町での内容の把握、また 情報の共有というのはなされているのでしょうか。お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 保健福祉部長小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

共生型通所介護・生活介護事業所のうち,通所介護は地域密着型の介護サービス事業であり, 町が事業所指定を行っていることから,事業所の内容等について確認し把握しております。

情報の共有につきましては、事業所は、利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村職員等で構成される運営推進会議をおおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告することとされております。しかし、現在、介護サービスで利用者のいないこと、また新型コロナウイルス感染症対策の理由から、運営推進会議は開催されていない状況にあります。この運営推進会議の中で情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

また、生活介護は障害福祉サービスで、茨城県が事業所指定を行う際に町の意見書が必要となりますので、県へ提出する書類を町にも提出していただき、事業所の内容等について確認し、 把握しております。昨年に共生型通所介護・生活介護事業所を含む町内の全障害福祉事業所へ、 事業所の利用定員及び利用者数等の報告をいただき、情報の共有を行っております。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) その事業所は、有限会社の方が設立している「ままりん」さんかと思います。そういった事業所がまた発展していくように、いろいろ情報を共有していただければというふうに思うんですけれども。

事前に執行部の方にお渡しをしております、富山県厚生部厚生企画課の富山型デイサービス

の資料,それにありますように、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でデイサービスが受けられる、富山県内初の民間デイサービス「このゆびと一まれ」というのが平成5年に開設をいたしました。開設前は高齢者向けデイサービスを想定していたわけなんですけれども、開設初日の利用者は障害児のお子様でした。そこで、誰も排除しないという、その理念の下で、高齢者、障害者、子供など誰もが利用できるデイサービス事業所として運営していこうというふうに方針が変えられてきたそうであります。

従来の福祉サービスは、高齢者は高齢者介護施設、障害者は障害者施設、児童は保育所と、対象者を限定とした縦割りの福祉サービスがありました。特に障害者の場合は、そこからさらに身体とか知的とか、精神の種別や程度によって区別をされ、また、住宅地から離れたところにある施設に入所して集団的ケアを受けることが多かったんですけれども、富山型デイサービスは、小規模で多機能、地域密着をコンセプトとしておりまして、利用定員は10人から20人程度で、本当に家庭的な雰囲気で、障害者、子供を含め、誰もが受入対応可能ということで、身近な住宅地に立地をしておりまして、地域との交流が多いといった特徴が挙げられています。

このように共生型が理想であるというふうに考えておりますけれども、阿見町にとって、共生型施設についてはどのような形態が望まれるのか、お伺いをいたします。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

当町の障害福祉サービスの視点から申し上げますと、現在、町内の短期入所サービス事業所が少数のため、共生型サービスとして、介護施設において障害者の短期入所事業が行えると、 障害福祉サービスの提供体制の充実が図れることが考えられます。

また、障害福祉サービスを利用されてきた方が65歳を迎える際に、慣れ親しんだ環境の中で継続してサービスを利用できるようにするなど、要介護高齢者や障害児、障害者及び家族の多様な利用ニーズの受皿となる共生型施設の整備について、他自治体での事例を参考にさせていただきながら調査検討してまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) ただいまのは障害者の共生型のデイサービスだったんですけれども、 今度は共生型のグループホームというのは町ではどのように考えているか、お尋ねをしたいと 思います。
- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

現在、共生型サービスとしてのグループホームについては、茨城県では共生型サービスの形

態に含まれておりませんので、県内では共生型グループホームは設置されていない状況です。

しかし、一部の県においては、国と協議を行い、共生型グループホームを設置している状況 にありますので、今後、共生型サービスに関する国や県の動向に注意し、共生型グループホームが認められる状況になれば、町においても検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) そういう事業所をつくろうかという方が、今そういうお話があるんですけれども、そういった相談にもいろいろ乗っていただければなというふうに考えております。

次に、地域介護、それで福祉空間整備等施設整備交付金についてですけれども、今までに交付された事業所は、阿見ケアコミュニティそよ風さんの防災改修工事費のほかにありますでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

県の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の財源を使い、町が事業所に交付した補助金は、平成24年度に、認知症対応型共同生活介護、グループホームですが、こちらが1事業所、こちらは、紙井議員さんが御指摘いただきました事業所の防災改修工事へ交付したほか、平成23年度には小規模多機能型居宅介護が1事業所、それから認知症対応型共同生活介護が2事業所、合わせまして3事業所のスプリンクラー整備工事に対しまして交付を行っております。

また、令和2年度には、県からの高齢者施設等の給水設備整備事業として1事業所に交付されておりますが、こちらは広域型施設の特別養護老人ホームであることから、町は通さずに県から直接交付されているという状況であります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) 私が調べたところでは1か所しか見つからなかったので、3か所あるということで。その多くの事業所がある中で、有効的に活用すべきではないかなというふうにも考えております。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の積極的な活用に向けて,事業者のニーズ調査が 必要ではないかなというふうに考えていますが,その点はいかがでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

高齢者施設等の利用者の安全・安心の確保は非常に重要なことでございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、介護保険サービス事業者が、施設の安全対策へ有効に活用していただけますよう、国や県からの通知があった際には、事業所への情報提供、そして要望の調査を行い、補助金の積極的な活用につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) ありがとうございます。

それでは次に、8050問題に対して質問させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたように、本当に相談者の内容は多岐にわたっておりまして、そういったことから窓口もいろんなところに関係がしてきます。そういったことから、何回も同じことを話さなくてはいけないのかなということを御自分で不安に思われて、足で出向くことがなかなかない、表面化することがなくなってくるというケースも本当に多々あります。

前回の答弁では、あまり相談が来ないですよといったことがありましたけれども、現状はどのような状況でしょうか。私のほうへは、御本人から来ることは本当にまれなんですけれども、その家の近所の方が心配して相談に来るというケースが結構あります。あとは、その御家族のちょっと離れた親戚の方からの相談ですとか、そういったことで内容をお聞きすると非常に深刻な問題になっているというところであります。そういった方々の声をスムーズに拾い上げていく手だては、やっぱり十分必要なのではないかなというふうに考えています。

ワンストップのイメージはどのような流れがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

まず今年度の状況ですが、4月から現在までにおきまして、8050問題についての相談というのは、まず、社会福祉課の窓口相談ということで7件、ひきこもりに関します相談は民生委員さんから1件、健康づくり課におきまして、電話による相談が1件、合わせまして9件の相談がございました。

また、ワンストップのイメージですが、社会福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センターのいずれかの窓口へ御相談いただければ、最初に相談を受けた部署で相談内容をお伺いしまして、必要であれば関係部署につなぐなど、連携しながら対応しております。相談者の方が、各部署を移動して説明する必要はありませんので、まずは各関係部署に御相談いただければと思います。

また,できる限りスムーズに声を拾い上げる手法としましては,相談内容や対象者に応じた 適切な窓口を周知し,御理解いただくことが重要と考えております。また,広報紙やホームペ

- ージ,パンフレット等を利用しまして,町民の皆様へ周知啓発に取り組んでまいります。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) 確かにおっしゃるように、本当に相談した方からは、スムーズにいろんな話を聞いてもらいましたという感謝の言葉もあります。ただ、出向く前の状況として、安心して相談に来てくださいよということを周知するためにも、こういったことは気軽に話してくださいということを、先ほどおっしゃったホームページとか、いろんなところでも随時書いておくと、ちょっと行ってみようかなというふうな勇気が出るのではないかというふうに考えています。今後もそのような対応を充実させていただきたいなと考えております。

また、先ほどの心の問題なんですけれども、年々増えています。どうしても専門的知識が問われるものなんですけれども、資格を持っていなくても、しっかりとした研修を受けて、サポーターとして活動してもらえれば、大変にありがたいなというふうに考えているんですけれども、いろんな役の成り手不足ということから、そういったことに応募する人はいるんだろうかという懸念の声もありましたけれども、専門的知識をつける研修を受けたいという人は必ずいるのではないかなというふうに思っているんですね。例えば、人の話を聞くのに重責を担うことに不安があるんであれば、2人1組で話を聞くとか、そういった工夫をしていくといいのではないかなというふうに考えています。

そういったことから、研修をまず行ってみるというのはいかがかなというふうに思うんですが、お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

心のサポーター養成事業は、厚生労働省のモデル事業として、一部の自治体で実施されている状況でございます。県に確認しましたところ、現時点で県での研修会の開催等については未定とのことでした。

心のサポーター養成講座の実施につきましては、今後も引き続き、国や県からの情報に注視 しながら調査検討をしてまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 紙井和美君。
- ○15番(紙井和美君) また、町独自としても、そのような考え方で進めていただければ、 県のほうも動いてくれるのではないかなというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願 いします。

これから少子高齢化が進む中で、これからの時代は、本当に一人ひとりに、緩やかに、また

温かな結びつきが必要なのではないかなって、それが本当に求められているところです。

2014年3月,以前にもお話ししたことありましたけれども,金沢市の郊外にオープンした, 地域の人とつくっていく多世代の共生タウン「シェア金沢」,これは高齢者も,若者も,子供 も,障害のあるなしにかかわらず,ごちゃまぜで暮らせるまちとして有名なんですけれども, テレビの「カンブリア宮殿」でも放送されたことがあります。

これからは高齢者,また学生,子供,病気を抱えている人,障害を持つ人など,分け隔てなくお互いを支え合って共に暮らしていくという社会を実現して,そういったことで社会に貢献していくということが大事かなと思うことと,また,そういう場所をつくっていくということも重要ではないかなというふうに考えています。

阿見町としまして、そのような垣根を取り払ったまちづくりを目指してほしい、これからも 促進してもらいたいというふうに考えているんですけれども、町の考えをお聞かせいただけれ ばと思います。もしよかったら町長、お尋ねさせていただきたいと思うんですが、いかがでし ょうか。

- ○議長(平岡博君) 町長千葉繁君。
- ○町長(千葉繁君) お答えいたします。

まずは、様々な事例、また調査の中で御報告いただきまして、誠にありがとうございました。 先ほど来、富山県の事例とか、今、最後にも金沢の事例、ごちゃまぜという、その言葉がす ごく私は好きな言葉でありまして、阿見町においても、そういったみんなが集まってきて、そ こで助け合っていくということは、大事なことだろうというふうに思います。

今度の議案上程をしています,第7次総合計画の基本構想の中にも,共生のまちということが基本理念で掲げております。こういった中で,福祉の部門については多様化しておりますので,こういったことも含めて,やはり先ほど御提案あった共生型の施設,また相談という,そういった窓口,これは大変に必要だというふうに思っています。

また、私、就任してからずっと様々な、町長と語る会だとか、それから各種団体、世代、こういったところと懇談をしております。こういった中でいつも感じるのはやはり、相談をしてすごく心が安らかになっただとか、解決に至らなくても、そういった相談窓口の充実というのが大変重要であろうというふうに思っています。

また、これから計画しております子育て総合支援センター、それから介護のほうの支援の基 幹相談支援センター、これ障害者でありますけども、こういったところにも相談の窓口の充実 をして、そういった共生型の、やはり町づくりをしていきたいと思っています。前向きに取り 組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(平岡博君) 紙井和美君。

○15番(紙井和美君) 本当,前向きな御答弁いただいてありがとうございます。

私もかねてより、30年以上前から、共生型の地域づくりしていただきたいなというふうに思っていたんですけれども、阿見町、これから市制施行に向けて、本当に温かい町としての市としてスタートできればいいなと思うし、それまでの過程を町の中でみんなで協力し合いながら、温かいまちづくりをつくっていただきたいというふうに願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(平岡博君) これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時55分といたします。

午前10時48分休憩

午前10時55分再開

○議長(平岡博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[11番海野隆君登壇]

○11番(海野隆君) 皆さん、こんにちは。れいわ新選組の海野隆でございます。 それでは、続いて一般質問をさせていただきます。

昨年12月に実施された茨城県議会議員一般選挙では、同僚議員が立候補して、激しい選挙戦が行われました。残念ながら、現職の壁にはね返され、当選には至りませんでしたが、得票数を見れば、直前の立候補にもかかわらず善戦したものと思われます。無投票当選を回避して、県民有権者に選択肢を与えたということも、勇気ある政治行動だったと評価したいと思います。

今回の県議会議員選挙は、無投票選挙区も多かったのですが、県全体としての投票率は38.54%、前回の投票率41.86%から3%低下し、過去最低となってしまいました。阿見町・美浦村選挙区の投票率では、美浦村が33.74%、阿見町は29.57%で、選挙区としては30.55%でした。が、阿見町の投票率は、茨城県内でワースト1の鹿嶋市28.32%に次いでワースト2になってしまいました。

前回は県議会議員選挙,無投票でしたが,前々回は美浦村が49.91%,阿見町が51.24%,選挙区では50.89%で,辛うじて50%をクリアしていましたが,今回は前々回比では20%以上低下してしまったということになります。

阿見町の各種選挙の投票率も毎回低下を続けています。前回の議員選挙では初めて50%を割り込み,47.29%という投票率で、大きなショックを受けました。町長選挙では、2014年に行

われた選挙で初めて50%を割り込むという結果になっております。

選挙投票率の推移を概観いたしましたけれども、4月には統一地方選挙があり、来年3月には、私たち阿見町議会議員一般選挙が予定されております。そこで、投票率の向上のために、これまで私自身が一般質問及びその他の機会で提案したこと、また、同僚議員が投票率向上のためのために行った提案を踏まえて、改めて質問をするものでございます。

- 1,2月4日に開催された投票率向上のための町民討議会において、開催に至った経緯や参加者の属性、人数など、詳細をお聞きします。
 - 2, 投票率向上のために議論・提案された具体的方法についてお聞きします。
- 3, 町選挙管理委員会では, 意見を参考に投票率低下を防ぐ施策を具体化したいとコメント していますが、具体化する施策はどのようなものでしょうか。
- 4,過去,本会議での一般質問や質疑で提案された議員の提案にはどのようなものがありましたか。提案の中で具体化されたものはどのようなものがありましたか。
- 5, 提案されたものの具体的な施策に至らなかったものはどのようなものがありましたか。 また, 具体化しなかった理由は何ですか。
 - 6, 阿見町の投票者及び投票状況の特徴をどのように捉えておりますか。
- 7,投票済みの有権者に対して、商工会等と連携して割引券を発行するというような方法を 改めて考慮し、取り組んでみてはいかがですか。
- 8, 投票済みの有権者に対してインセンティブを与える方法として, 商品券や旅行券, ふる さと納税にラインナップされた特産品等を抽せんで配布するという方法で投票率向上を図るこ とも考慮してみるべきではないですか。

以上、質問をいたします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君,登壇願います。 〔町長千葉繁君登壇〕

○町長(千葉繁君) 海野議員の、投票率向上のための具体的方法の提案についての質問にお答えいたします。

1点目の, 2月4日に開催された投票率向上のための町民討議会について, 開催に至った経緯や参加者の属性, 人数についてであります。

町民討議会については、私の政策公約の一環で始めたものであり、令和元年度から年2回の ペースで実施をしております。

討議のテーマについては、その時々の町の状況を考慮して決めており、今回は、昨年12月に 行われた県議会議員選挙における町の投票率がかなり低かったことを捉え、私の提案で「投票 率、どうすれば上がる?」というテーマにいたしました。来年度も2回の討議会開催を予定し ており、再度、今回と同じテーマで行うことも検討しております。

参加者の人数については、まず討議会の参加者を募るために無作為抽出で18歳から70歳までの町民2,000人を対象に討議会の案内を通知し、その結果、参加者が20人でありました。

その属性については、年代別では10歳代から20歳代が6人、30歳代が4人、40歳代が0人、50歳代が5人、60歳代が4人、70歳代が1人でありました。このうち県立医療大学の学生が3人おりました。

次に、地域別では、県立医療大学の学生を除いて、多い順に阿見小学区が3人、阿見第一小学区が4人、旧実穀、阿見第二小学区が各2人、旧吉原、舟島、本郷小学区が各1人となっており、あさひ、君原小学区からの参加者はありませんでした。

男女比では、男性10人、女性10人であります。

また、今回は参加者を年代層ごとに4つの班に分けて、ワークショップ形式にて討議を実施 しております。

2点目の、投票率向上のために議論・提案された具体的方法についてであります。

班ごとにまとまった提案を申し上げますと、10歳代から20歳代の班では「スマホで投票できるようにする」、30歳代中心の班では「投票所の環境を改善する」「投票した場合の特典をつける」「政治家との距離感を無くす」、50歳代中心の班では「投票者に何か特典を与える」、60歳以上の班では「立候補者の公開討論会を開催する」「投票所を増やす」「インターネット・郵送等で家で投票できるようにする」「投票した人にメリットを付与する」等の様々な提案が出されました。そのほか、少数意見も多々ありましたが、これらの提案も含めて町選挙管理委員会に提言した次第であります。

3点目の、町選挙管理委員会では意見を参考に投票率低下を防ぐ施策を具体化したいとコメントしているが、具体化する施策はどのようなものかについてであります。

町民討議会当日は、選挙管理委員会の書記2名がオブザーバーとして参加し、参加者からの 質疑に対応しました。討議会での議論・提案については、今後、町選挙管理委員会において、 公職選挙法その他の法令と照らし合わせ、実現性、効果、実施コスト等を検討し、実施可能な ものを見極めてまいります。

4点目の,過去,本会議での一般質問や質疑で提案された議員の提案にはどのようなものがあったか,提案の中で具体化されたもの及び5点目の,提案されたものの具体的な施策に至らなかったものはどのようなものがあったか,また具体化しなかった理由は何かについては,関連しますので一括してお答えいたします。

過去10年間に議員より提案された施策としましては、投票の利便性の向上策として、期日前 投票所の増設、大学等への投票所設置、投票所への移動支援、選挙啓発策としてSNSや防災 行政無線,広報車を利用した周知啓発,投票所案内板の設置,白バラ会等の有権者啓発組織の 設置,成人式での呼びかけ,若者の選挙事務従事,主権者教育策として児童・生徒の議会傍聴, 投票誘導策として商工会との連携といった様々なものがありました。

そのうち実施した施策としましては、本郷ふれあいセンター期日前投票所の増設と案内板の 設置、デマンドタクシー利用料の助成による移動支援、ツイッターやあみメールによる情報発 信、防災行政無線による投票呼びかけ、選挙立会人の公募等があります。

一方,具体化に至っていない施策としましては,大学等への投票所設置があります。その理由は,阿見町内にある茨城大学農学部,茨城県立医療大学,その他の専門学校等に在籍する選挙人の潜在的人数が数十人という推計であったこと,これらの大学等は阿見町役場期日前投票所と隣接した地域にあることを考慮した結果であります。

次に、白バラ会等の設置については、ボランティア協力者や運営方法等課題が未整理である ことから進展しておりません。

また、成人式での選挙管理委員会委員長挨拶については、令和3年1月の成人式典において 準備しておりましたが、コロナ禍により残念ながら実施が見送られました。今後、実施に向け て関係部署で再調整してまいります。

6点目の、阿見町の投票者及び投票状況の特徴は何かについてであります。

当町における選挙の性質別の特徴ですが、町政選挙、国政選挙、県政選挙の順に投票率が低い傾向にあります。年代別投票率では、10歳代から20歳代でやや低下し、60歳代までは上昇し、70歳代以上で低下しており、いずれの傾向も全国的に見られるものであります。また、選挙種別によって男女の投票率に差が出る傾向があります。

7点目の、投票済みの有権者に対して商工会等と連携して割引券を発行するというような方法を考慮すべきではないかについてであります。

議員御提案の、投票した有権者に対する割引券、景品その他のインセンティブによる投票行動への誘導は、他の自治体で先行事例があることを確認しております。例えば「センキョ割」というものがあります。一般社団法人選挙割協会とセンキョ割実施委員会、センキョ割学生実施委員会が主催団体となって行われており、主に大学生を中心とし、若者の投票率向上を目的に、大学周辺の飲食店等の店舗協力のもと、投票済証明書または投票所の看板と投票者が映る写真を提示することで割引や無料サービスを受けられるというものです。県内では、つくば市、水戸市、日立市で行われた実績があります。民間主導の施策として、選挙管理委員会としても一定の効果があるものと捉えております。今回の低投票率を1つのきっかけとして、商工会に投票率、阿見町の選挙の現状について情報提供を行い、連携ができないか相談等を行ってまいります。

8点目の、投票済みの有権者に対して、商品券や旅行券、ふるさと納税にラインナップされた特産品等を抽せんで配布するような方法で投票率向上を図ることも考慮してみるべきではないかについてであります。

町や町選挙管理委員会が商品券等を贈ることについては、有権者による選挙権の行使に対して褒賞的な性質のものを与えることへの疑義、褒賞目的の投票行為では真に政治に興味・関心を持たせることにつながらないといった指摘があることから、様々な角度から検討し、判断してまいります。投票率向上のためには、常時啓発によって町民の皆様に政治への興味・関心を持ってもらうこと、長い目で見れば、これからの未来を担う子供たちへの主権者教育が最も重要なことと考えております。したがいまして、常時啓発の強化と、教育委員会と連携した小・中学生を対象とした選挙出前講座の実施実現に努めてまいります。

今後も,議員御提案の施策のほか,他市町村における有効事例等を調査研究し,投票しやすい環境づくり等を中心に,町としてできることを前向きに考えてまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 海野隆君。
- ○11番(海野隆君) 答弁ありがとうございます。

町長も私たち議員も,これは選挙で選ばれてこの席にいるというと,つまり選挙が非常に重要だということを再度改めて確認いたしました。

それで、答弁の中でちょっと確認したいところがあるんですが、3番目で選挙管理委員会の コメントがありましたけれども、御答弁いただきましたけれども、実施可能なものを見極める ということのようですけども、すぐに具体的に、町民討議会で話された内容でやろうというよ うなことというのはありましたか。

- ○議長(平岡博君) 総務課長石田栄司君。
- ○総務課長(石田栄司君) 選挙の投票率に関することですので、町選挙管理委員会事務局書 記長として、私からお答えさせていただきます。

すぐに具体的にやるものということでございますけれども、当日、私どもも出席させていただきましたが、中身の検討のほうはその場ではしておりませんで、本日、選挙管理委員会、今この時刻、開かれております。ここで委員会のほうに報告をさせていただくことになっております。

御意見等,投票に行かない理由の一つ一つが皆さん率直に出されておりまして,現在の低投票率時代の表れかなというふうなところで,その内容は多くの人が共感するものであったというふうな印象でございます。

最終的な提案いただいた中で、町選挙管理委員会の取組によりまして、条件が整うことによ

って実現できるものという面では、投票所の拡大や投票所の雰囲気の改善等というものがある かというふうに思っております。また、投票者への特典が有効であるというふうな提案が多か ったことからも、創意工夫を行い、何かしら魅力的な特典を設けていけないか検討していく必 要があるというふうなことも認識しており、考えております。

しかしながら、現時点で、先ほど申しましたように、具体的にこれをやるというふうな施策 としては決定はしてございません。

以上です。

○議長(平岡博君) 海野隆君。

○11番(海野隆君) 先ほどの質問でも触れましたけれども、今回質問をするので、過去、阿見町議会でどんな議論というか、質問が行われていたのかなということで、過去10年間、投票率の向上に関する質問だけ選んで表にして、皆さんのタブレットに入れておきましたけれども、大体2回ぐらいずつ議員はやっているなと。非常に関心が高くて、投票率、何とか上げようということだけれども、なかなか具体的に選管もあまり取り組んでくれないというところもあって、2度、3度と議員が一般質問をしているということになると思います。先ほど、その中で取り入れられたことについても御答弁いただきましたし、取り入れられなかったことについて、こういう理由があるということについてもお伺いしました。

それからもう1つ、阿見町における各種選挙の投票率、この表も選管の御協力をいただいて作成をして、これも皆さんのタブレットに入れておきましたけれども、町議会議員だけだというと、町議会議員だけの投票率を見てみると60%ぐらい、前、あったわけですよね。それが50%に落ちて、前回は50%を切ってしまったと。こういうことになって、これちょっと対策を打たなくてはならないというような状況だと思います。

それで、この表を見てみると、いろんなことが分かってくるんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱり投票率向上させるためには、町民の投票行動というのはどんな行動なのかと分析しないとまずいです。最近では、いわゆる証拠に基づく政策立案――エビデンスベースド・ポリシー・メーキングということが地方自治で問われています。したがって、投票率向上を図るためにも、やっぱりこの投票行動をどういうふうに分析するのかと、こういうことが私は必要だと思います。

それで、まず第1点は、6番目に関わる話ですね。6番目の阿見町の投票者及び投票状況の 特徴をどのように捉えていますかというところに関わる話ですけれども、まず、この投票率の 表を見て、投票を呼びかけるべきターゲットというのはあると思うんですよね。ここに呼びか ければ相当投票率のアップが見込めると。もともと高いところに、投票率、これも必要ですけ れども、そこに呼びかけるよりは、平均よりも低い、そういうところに呼びかけるということ は非常に効果があるわけですけども、そのターゲットというのは誰だというふうに考えて、ど ういうふうに呼びかけるのかというふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(平岡博君) 石田栄司君。
- ○総務課長(石田栄司君) お答えさせていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、若者の投票率の低い傾向というところあったと思うんですけども、ターゲットとしましては、年代別投票率で最も低くなっており、また、これからの社会を担う20代の投票率の向上が、より必要なことであるというふうな認識をしております。

このような若年層に対しまして、選挙の期日、選挙をやっていること自体を知らないという ふうなこともございますので、そういった期日を確実に知らせるような取組をすること、また、 政治への関心を高めてもらうこと、投票の意義等を理解してもらうこと等の周知啓発としまし て、若年層が情報にアクセスしやすいSNS、今でもやってはございますが、SNSを活用し た、そういった啓発、そういったものに努めたいということでございます。

また、18歳になる前に、児童生徒に充実した主権者教育を地道にしていくこと、こういったことも重要であると考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 海野隆君。
- ○11番(海野隆君) 阿見町に来てというかな,阿見町の投票率を見て,あれっと意外に思ったことがあって,それは最近の投票率を見ると,大体,男と女で分けると,女性の投票率が高くなる傾向があるんです。それで,阿見町の,たまたまそのときの選挙が国政選挙だったのか,県議会議員選挙だったのか,それとも町長選挙,町議会議員選挙だったのか,ちょっと忘れちゃったんですけども,女性が低かったんですね。これは阿見町の投票行動というか,投票に関しては少し特徴があると,こういうふうに思って見ました。

御答弁では阿見町の全体的な投票としては、町長選挙、町議会議員選挙、これが投票率が高いと、その次は国政選挙が高いと。一番低いというか関心がないというか、どこで何やってるか分からないというのは県議会議員選挙だと。今回の投票率30%を割ってしまうような投票率というのは、そういうことの表れじゃないかなと。それは議員にも責任があるかなとは思いますよね。県議会議員がどこで何やってるか分からないと、こういう評価もやっぱりあるわけですよね。やっぱりそれは議員、政治家自身がもうちょっと活動を活性化して、有権者と結びつくと、そういうことも非常に重要じゃないかなと思いますが、それで再質問ですけれども、戻ります。

それで、必ずしも女性が、男性の投票率より低いという、いつも低いというわけでもないということも、私もこの表をつくって改めて分かったんですけれども、しかし、全般的から見れ

ば、皆さんに持っているところ、色分けしましたけども、高いやつが黄色。これ全般的に見る と、やはり男性のほうが高いわけですよね、女性より。ですから、女性への呼びかけというの は非常に重要なものだというふうに思うんですけれども、その観点から御答弁をいただけます か。大丈夫ですか。

- ○議長(平岡博君) 石田栄司君。
- ○総務課長(石田栄司君) お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、傾向を見ますと、県議選や国政選挙などは男性が高いというふうなことですが、一方、町政選挙では女性の投票率が高い結果となっております。種類によっても違ってくるということでございます。

全般的には、男性に比べて女性の投票率が特段低いというふうな認識ということは特に持ってはおりませんですが、昨今の女性の社会進出の推進、それと政治への積極的な参加促進という面からも、女性が投票しやすい投票所等の環境づくり、これも必要であるというふうには考えております。また、女性に対して呼びかけ方法も、受入れやすいような表現であったり、方法というのもあるのではないかと、そういった工夫も必要ではないかというふうには考えております。

具体的なことということは、ちょっと今、申し上げられないんですけれども、例えば投票所という話でいけば、女性が入りやすい雰囲気づくりであるとか、あるいは、忙しい中、わざわざ投票所に行くというふうなことではなくて、買物ついでに投票が済ませられるような、ショッピングセンター、スーパー等のそういった商業施設での、ついでの投票ができるような環境、こういったものが、より投票しやすいようなことにつながるというふうには考えております。以上です。

- ○議長(平岡博君) 海野隆君。
- ○11番(海野隆君) ありがとうございます。

それで、過去の投票率向上のための一般質問、私も2回、予算とか決算を通じては質疑もたくさんやったと思います。いろんな事例を出しながら提言もしたし、質問もしたと思いますね。 同僚も同様ですけれども。

ちょうど3年前に、2020年、令和2年の3月議会で私が一般質問をしました。これは町議会議員選挙の直前の議会だったと思いますけれども、どういうふうに言っているかと、ショックを受けたって話だったんですけれども、近年の投票率の低下の状況からすると、今回の議員選挙、つまり前回ですね、50%を切っちゃうんじゃないかと、こういうふうに危惧していると、その話をしたんですけども、そのとおりになって、50%を切ってしまったと、47.29%という結果だったですね。別に予想していたわけじゃないんだけれども、そういう全般的な投票率低

下の中でお話をしたんですけども、そのときに具体的な質問の中で、4項目めに、移動投票所とか期日前投票循環バス、これ美浦村の例を引いて言ったんじゃないかと思うんですけども、 運行について質問をしたんです。

その際、これ千葉町長ですよ、町長答弁では、4点目の移動投票所や期日前投票循環バス等の運行についてでありますと。投票所までの移動手段がないという高齢者等の交通弱者に対する移動支援につきましては、人員確保や巡回ルート等の公平性の問題等もございますが、投票機会の確保の観点からも大いに意義があるものだと認識しておりますと。移動投票所等については、今後、近隣市町村の状況等を調査研究し、実施に向け検討してまいりたいと考えておりますと、非常に前向きな御答弁だったんですけれども、なかなか目に見える形で、そういう施策が取られたというふうには思ってなかったんですけども、これについての検討について、どういう検討で、なかなか難しかったという、先ほどの理由がありましたけども、この辺についてちょっと御答弁ください。

- ○議長(平岡博君) 石田栄司君。
- ○総務課長(石田栄司君) お答えさせていただきます。

町長の御答弁が過去にありましたとおり、移動投票所というのは、町としても、町選挙管理 委員会としても、実施できないかということで長く検討させていただきました。

検討したところ、最初の答弁にはありましたとおり、実際に阿見町の投票所を減らしていないというふうな状況の中で、どのルートに行けば、移動投票所で投票できるような人が対象としてふさわしいのか、その辺のところの原因というか、その根拠となるところの押さえ方がまだできてないというふうなことがございました。

加えて、一番の問題としましては、期日前投票所を1か所増やしたことにより、当日も含めて、選挙に関わる職員数が絶対的に不足するというふうな状況が生じてしまいました。安定して実施する中においては、その移動投票所にどのような形で人員を配置するかというところが一番懸念となったところでございます。

今のところ、その体制も含めて、移動投票所でやるべきか、ほかの方法がないかというふうな検討をした中で、デマンドタクシーということで、なかなか投票所に足がない方については、それの運行費用を利用の補助というふうな形で、まずデマンドタクシーで、ふだんの行動からも、おうちにずっといるよりも外出のほうをしていただきたいということで、その辺を利用していただくようなこと、投票の際にはそれが無料で利用できるよというふうなことで、やってみようということで、そちらのほうを先に進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長(平岡博君) 海野隆君。

○11番(海野隆君) ありがとうございます。

それで、その4年前、2015年12月の私の一般質問、7年前になりますけどね。投票率向上ということで、笛太鼓をたたいて上げればいいんだと。じゃあ何で上げるのかということについて、投票率向上の意義について述べております。再度、皆さんに聞いていただきたいと思いまして申し上げますけれども、私たちは今日のような普通選挙になるまでには長い歴史と先人の大変な努力があったことを忘れてはならないんだと。当時ですね、戦後70年と言うけれども、戦前には女性に選挙権は与えられることはなかったわけです。終戦によって日本の民主化が進み、ようやく全ての国民が選挙権を有する今日の形になったわけです。しかし、この選挙権を行使する割合が選挙のたびに低下していくという現状があると。

そこで、提言をして、質問をしたんですけれども、本当に女性の投票権が戦後になってから 与えられたということを考えれば、やっぱりこの権利を女性はもちろんそうだけども、男性も、 全国民が、そのことをやっぱり思い起こさなければいけないということだったんです。

それで、そのときに、具体的な全国の自治体の例を引いて、先進自治体の例を引いて、継続的に若者を巻き込むということで実績を上げている自治体がたくさんあると。これは千葉町長のときじゃなくて、前の町長のときにやり取りしたんですけども、大分市の例を引いて、投票立会人や街頭での啓発活動などに参加する若者を選挙サポーターと名づけて、若者の有権者を対象に、常時募集して、登録者が500人ぐらいいると。大分市は人口規模が阿見とはだいぶ違うとは思いますけども、10分の1だとしても、50人ぐらい阿見町でいる。もうちょっといるって感じかな、100人ぐらいいるという感じじゃないですかね。

実際に参加して、その若者、選挙の関心が高まったと。それから投票はもう必ず行くと。そ ういう人がいるということで、選管がコメントしていると。

阿見町でも若年層の投票立会人及び投票事務従事への活用実績が、これはつくったわけですね。それで、もう少し詳しく御説明くださいということで、7年前の一般質問は終わったんですけれども、私がそれを言ったのは、今回、町長発案で、やっぱり町長も危機意識を感じたわけですよね。代表制民主主義の危機だということで、町民討議会に、このテーマでやろうということで言っていただいたと思うんですけども、もう1回ぐらいやるということで、さっき御答弁あったのかな。

ただ、単発的に、そういう形で集めてやるというのではなくて、継続的にそういった組織を つくり上げていくと、選挙サポーターみたいなですね、そういうことがとても大事だというこ とで、当時、提言をしたんです。

これは答弁はいいんですけれども、最後に答弁いただきますけれども、さらにもう1つ、投票所の増設ということでお話をしました。期日前投票については、本庁舎とそれから本郷ふれ

あいセンターに今あるわけですね。これも、全国の例を引いて、あるいは議員が提言をして、 それを取り入れてくれて、受け止めてくれて、本郷ふれあいセンターに期日前投票所ができた んですけれども、投票所そのものを増やしたらいいんじゃないかって話をしました。

そのときに、これは当時の総務部長がこういうふうに答えているんですよ。もともとは本郷小学校に投票所ってあったわけですよね。本郷小学校をやめて、それで本郷ふれあいセンターに移したわけです。これ増えたわけじゃないんですよ。移したんです。そうすると、本郷小学校周辺の人は、ちょっと不便になったなと、こんな感じだったので、2つつくれと、こういう提言だったんですけども、当時の総務部長が何て答えているかというと、当時4,500人以上の有権者がいるということで、普通は投票所は有権者3,000人に1つというのが目安になっているわけです。全体としては阿見町はそれは満たしているわけですよ。全体としては、投票所はね。だけど、非常に多いところがあるので、そこに増設したらいいんじゃないかって言っていたんですけど、最後、今後、やはり本郷投票所のほうにつきましても、オルティエ本郷あるいはそのほかの荒川本郷地区の宅地開発等も今後進んでくるということもありますので、その投票所の設置については早急に検討しなくちゃならないというふうに考えていると。この予想はぴったり当たっちゃったんですね。

もう今, 荒川本郷地区, URの, 非常に人口が張りついて非常に多くなったと。私は, もう 1 か所ぐらいあってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども, その点について, そういう議論をしたんですけども, この点について, 投票所の増設, 特に荒川本郷地区かな, 本郷地区かな, これについて検討しますって書いてあるんですけど, 7年前ですよ。どういう 推移を見ていて, 期日前投票所は分かりましたよ。だけど, 投票所の増設については, どんなふうになっているのか教えてください。

- ○議長(平岡博君) 石田栄司君。
- ○総務課長(石田栄司君) お答えいたします。

そうですね,7年前の質疑等にございましたとおり,検討のほうはしていた経過のほうを私 も確認はしております。その結果でございますけども,確たることはちょっと今,資料が手元 にございませんので申し上げられないところですが,やはり場所の問題,やる場所の問題が一 番懸念して実施に向けて実現してない大きな障害となっております。やる場所,ふさわしい場 所ですね。

それと、区割りを変更することにつきましては、やはり近くになる方はいいんですけれども、遠くになる方がもしいると、その辺の、やはり問題が、いろんな御指摘をいただくというところもあるということで、その辺をきっちり対応しなければいけないということを課題として上げていたかと承知しております。

今,議員おっしゃられるとおり、本郷地区におきましては、今日、選挙人名簿の登録のほうも、定時登録をさせていただくところですけども、やはり増加しておりまして、6,000人を超えてきたというふうな状況を先日確認しておりまして、その話題、区割り、ちょっとこれ厳しいなというところで、何とかうまい分割の方法がないかなというふうな話をしていたところでございます。

説明は以上です。

○議長(平岡博君) 海野隆君。

○11番(海野隆君) 状況に応じて、やっぱり対応を取っていくということで、検討よりは、 その一歩先に進んでやっていただきたいなと思います。

投票率を向上させるというところで、どういうふうに分析したらいいかとか、こういうふう にしたらいいんじゃないかということは、いろいろあって、こういうことはちょっと考えなく ちゃいけないんじゃないかというのが幾つかあってですね。

例えば、住民登録しているんだけども、実際には長期赴任しているとか単身赴任してどこか に行っているとか、住民登録をしている人は少なくとも3か月いれば投票権あるわけですから、 有権者ですから、その人たちへの対策をどうするのかと。これは答弁は要らないですね。課題 だけ申し上げておきますね。

それから高齢者,障害を持って入所している人たち,病気で入院している人たち,手続を取れば投票の機会があるって言っているんだけども,実際に本当に手続を取って投票しているのかなと。これも当然,選管のほうでは把握していると思いますけれども,その問題。

それから、先ほど言ったように、投票所まで足のない方々、デマンドタクシーについては補助しますということなんだけれども。

それから、これは教育長にもお願いしなくちゃいけない。そして、学校教育、社会教育でしっかりと対応してもらわなくちゃならない有権者教育、これをやってもらわなくちゃいけない。 それから、どうせ誰に入れても同じだとか、支持政党がないから誰に入れたらいいか分からないとか、こういういろんな個別の対応ってあると思うんですよね。それも細かくやっていただいて、投票率向上のために頑張っていただきたいと思います。

それで次ですが、実はこういう本があって、これは古典的名著って言うんですけど、これ後であげます。もう僕は要らないです。『投票率の向上に関する調査研究報告書』っていうのがあります。これは25年前、平成10年3月に、東京都選挙管理委員会事務局と、東京都職員研修所調査研究室というのがあるんですが、編集発行した『投票率の向上に関する調査研究報告書』という冊子、これあげます、後でね。当時の東京都知事は青島幸男さんだったですね。この在任期間から見ると、青島幸男氏がこのことを主導したのではないかなと思われます。

この冊子は、東京都選挙管理委員会が依頼をして、東京都職員研修所が設置した投票率向上研究会というのを組織したんですね。大学教授、マスコミに携わる人など有識者6名で構成をされていて、有識者に対するヒアリングも重ねながら、約1年、何年もかけないで1年でまとめています。

これを見ると、ほとんど当時の時代的制約があるので、例えば有権者が18歳に引き下げられたとか、年齢ですね、そういうことはあるにしても、ほとんど課題についても、分析についても、ここに述べられていること全て、我々がこれ10年間いろいろ提案しましたけど、全部載っています。載っているんだけどなかなか上がらないというのが、みんな大変なんですね。

それで、最後になりますけれども……。ごめんなさい、ちょっと説明だけ、そこの紹介だけ しておきますね。

それは、投票率低下の原因というのはどんなものがあるのかということで、有権者の政治意識とか政党候補者の問題とか、それから選挙制度の問題とか、それから選挙情勢とか、そういう投票率低下の背景にはいろんな原因があるということを言っています。

それから、具体的な投票率向上策って一覧表ずっと載っているんですけども、法改正、法律の改正が必要なもの。さっき言ったように、この時点では18歳はまだ有権者じゃありませんでしたので、そういうことをすべきだってここに提言してありますけれども、長い議論の末に18歳の成人というのは認められたわけですけれども、そこに、とにかく短期的にやろうという政策、それから少し中期的、少し長いというのかな、中期的にやらなくちゃいけない、それから少し長期的に、これはやっぱり学校での有権者教育とかそういう形になると思いますけども、長期的にやらなければならない、そういうことが共通事項、それから国政、地方選挙、そのごとにずっと列挙してあるんですよね。

これは非常に、私もこれを入手してから、これをいつも眺めているわけじゃないですけども、 投票率向上のための質問なんかするときにこれを見ながら質問をしてきたんですけれども。

それで、まとめに入りますね。

本質問を終わりたいと思いますけども、最後に、町長に取組の見解をお伺いしたいんですけれども、先ほど少し継続的に組織をつくってやってほしいということを申し上げましたけれども、1つは、例えば町民討議会のやつを少し組織化して、それで継続的にやるというのが1つ。それから、改めて阿見町の、ここに載っているからそれでもいいっていうわけじゃないけど、阿見町は阿見町の事情があると思いますので、例えば大学がここに3つあるんだけども、その人たちにアプローチはどうしようかとか、なかなか難しい話だと思いますよね。

ですから、やっぱり阿見町として、今後、投票率向上を図るためにはどうしたらいいのかというのを、ただ単に選管の書記の人たちがいろんなアイデアを考える、あるいは議員がやり取

りして単発的に提言を受けるんじゃなくて、もっと組織的に、投票率向上のための研究会のようなものをつくって1年ぐらいもんでいただいて。ですから、さっき町長がおっしゃった町民 討議会もそこに加えてやってもいいと思うんですけども、そういう形で2つのやり方で私はやっていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、町長の見解と決意を伺って終わりにしたいと思います。大丈夫ですか。

- ○議長(平岡博君) 町長千葉繁君。
- ○町長(千葉繁君) お答えいたします。

まずは基本的には、この投票率を上げるということは町全体で考えることだと思いますけれども、選挙管理委員会が主体となるということであります。そういった中で、今日も選挙管理 委員会の会議を行っているようでありますけれども、これまでの様々な皆さんからいただいた 御意見だとか、いろんな要望も含めまして、それからこの間の町民討議会で事例も出ましたので、そういったことを話し合ってもらうということだと思います。

即効性ということになりますとなかなか難しいんだと思います。私,ずっと投票率上げるためにどうしたらいいかというのをずっと考えております。やはり先ほど海野議員もおっしゃったように、短期的なこと、長期的なことあろうかと思いますけれども、やはり短期的には、この間も討議会でも出ておりましたけれども、ネットの投票というのは、これは十分に投票率を上げられるのではないかと。しかしながら、これは阿見町だけでできることではありませんので、この辺のところを、国のほうでもしっかり考えていただきたいというふうに思います。

それから、移動投票でございますけれども、移動投票も、バスでぐるぐる回ってみたいなのをちょっと話したこともあったんですけれども、投票所に行けない人たちが移動投票で、どこへ集まるんだみたいなところもあるので、これもなかなか難しいと。その中で、大型ショッピングセンターだとか、ほかのところでもやっておりますので、この辺は少し考えられるのかなというふうにも思います。

それから、長い意味では、今、言われていた町民討議会、それから地域予算、こういった形の中で、やはり自治意識を高めると。そんな中で、地域の代表として議員さんだとか、町長だとかというのを出していくというような、そういった機運も高まるのではないかなというふうにも思います。

それから主権者教育、これは私一番大事だと思っています。この中で、今度、高校生会というのもできますし、あみ未来塾というのもできます。こういった中で、政治に対して、行政に対して、やっぱり考えてもらえるような組織をつくっていく、こういったことも投票率が上がっていくのではないかなというふうに思います。

私, 今度の12月の県議会選挙もかなり投票率が下がったというのを, 本当に残念に思いまし

て、ちょっとあの投票率のやつをその当時見せてもらいましたけれども、47年ですから、50年 くらい前の選挙では90%以上あるんですよ、町議会議員の選挙が。それから40年前は80%ぐら いあるんです。私、一番最初に出た町議会議員の選挙は2000年でありましたけれども、それも 62%なんです。やっぱりどんどんどんどんどん下がってきまして。

私,1つ,自分のことで申し訳ありませんけれども,おやじに言われたことが1つありまして,投票率を上げられるような議員にならなきゃいけないなということを言われた覚えがあります。だけど,必死で頑張っても,なかなか投票は上がらない。これはやはり有権者の皆さんに考えてもらわなくちゃいけない問題でもありますし,それから,ここずっと見ていますと,議員の候補者も,町議会議員に限りますと,本当に1人,2人ぐらいのオーバーなんです。やはり昔はもう5人,6人の候補者が出て,物すごい選挙をやってきた。それぞれが自分の政策を訴えながらという,そういった機運醸成というのも行わなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

直近では、来年の3月に町議会の選挙がありますので、その辺のところまでに、主権者教育は間に合わないにしても、やはり直近でできる即効性のあるものを何とか1つでも2つでもできるような形で、選挙管理委員会のほうにもお話をしたいというふうに思っています。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 海野隆君。
- ○11番(海野隆君) 最後と言いながら、ちょっと再質問するの忘れちゃった。これが最後 ね。

8番目、要するにインセンティブを与えるようなものをどうかと。7番目については、非常に前向きにやってみようかという気持ちになったというふうに読み込みましたけども、8番目については、ちょっとやっぱりどうかなという判断のようなんですね。町民討議会の先ほどの意見とか議論を聞いていると、やっぱりこれいいんじゃないのと、こういう方法もあるんじゃないのと、いろいろ出ておりました。

これは法律に違反しません、まず、しません。しないと思います。だから、これちょっと答えてほしいんですけども、法律に違反することをやっちゃ駄目ですよね、もちろん。だけど、法律に違反しないということであれば、その範囲で、とにかく工夫の限りを尽くすということは必要だと思います。これは短期的な方法だと思いますよ。でも、やっぱり代表制民主主義が50%以下の投票、東京の区部あたりでは20%とか30%ぐらいの投票率で、本当にこれ代表しているのかと思えるような投票率になっていますけれども、阿見町もいよいよ50%を切るというような状況になっているので、短期的な方法だけども、これ非常に即効性があります。これも断言できないけど、やったことないんだから。でも、やれば、5%、10%は必ず上がると思い

ます。

それは、最近のマイナンバーカードの普及率、これびっくりしましたね。70%、80%もね。80%としたら、ほぼ全員ですから。これはやっぱりインセンティブを与えたからだと思いますね。もちろんマイナンバーカードの制度について理解を深めて、それでもって登録したということもあるかもしれないけども。あみメールもそうかもしれませんね。やっぱりそういう方法は、決して悪い方法では、私はないと思います。

ですから、この点について、ぜひ。そちらももう既に答弁しているので、再度答弁ということにならないと思いますので、私はぜひやるべきだということを申し上げて、今回の質問は終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長(平岡博君) これで、11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時ちょうどといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長(平岡博君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[14番難波千香子君登壇]

○14番(難波千香子君) 皆さん,こんにちは。

それでは、通告に従いまして、まず、子育て支援、給食費無償化の拡大について御質問させていただきます。

2022年の日本の出生数は、79万9、728人と過去最低に落ち込み、危機的状況と今朝の新聞には大きく出ておりました。合計特殊出生率は1.27に落ち込みました。2022年の婚姻数は、戦後最少の約50万件と、ピーク時の半分以下。政府はこども家庭庁を今年4月に発足、子供を誰一人取り残すことなく健やかな成長を支援していくこととしております。

コロナ禍では、子供や子育て家庭の孤立が改めて課題となっております。

例えば、支援が必要なヤングケアラーも、孤立しているがゆえに周囲が気づかず、本人の声が届いていない状況にあります。孤立を防ぐには、子供や子育て世代と継続的につながる仕組みが必要であります。まず、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期の子育て支援を最重点に位置づけ、妊娠・出産期から高校進学まで切れ間なく取り組む施策が重要であります。

そこで、1点目、家庭への伴走型相談支援への課題、今後について。妊娠8か月の面接、夫

の育児休業取得の推進の取組、子育て情報の強化についてお伺いいたします。

2点目,双子や三つ子の多胎児に対する助成,支援体制はどうか。県内でも,土浦市,水戸市,つくば市,守谷市,つくばみらい市,稲敷市,日立市等々,次々と助成が開始されております。

3点目,手狭で支援相談業務もままならない,非常に苦慮されておられる現在の子育て支援 センターから, (仮称)子育て支援総合センターはどのような方向性で進めようとしているの でしょうか。

4点目,子供の貧困について。ひとり親世帯の貧困率は48.1%。ひとり親家庭や低所得世帯の高校生の就学支援についてお伺いいたします。

5点目,物価高騰により,令和4年12月から今年の3月まで,当町は地方創生臨時交付金を使い,全児童生徒の給食費を無償としていただいております。日本の消費者物価指数は,前年同月比4.3%と上昇,小中学校生2人の給食費を合わせると月に約1万円。保護者の経済的な負担軽減を図ることは非常に優先度が高いと思います。学校給食の無償化については以前から質問に取り上げさせていただいております。議会でも議論してきております。学校給食の無償化についての経過,第2子以降のシミュレーションは,段階的に中学の第2子への無償化はできないものか,見解をお伺いいたします。

水戸市は令和5年度から中学生の給食費を無償化,日立市,稲敷市,北茨城市,大子町,城 里町,河内町,潮来市などなど小中学校で無償化が進んでおります。

6点目,地産地消やオーガニック給食,100%有機米や有機野菜の現状と課題,今後の取組についてお伺いいたします。

7点目,給食の子供たちへの提供状態。おいしい給食の提供への工夫,取組はいかがでしょうか。学校給食への子供たちの感想や保護者の反応はどうでしょうか。保護者や関係者への試食の取組,アンケートの実態はどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長(千葉繁君) 難波議員の,子育て支援・給食費無償化の拡大についての質問にお答え いたします。

1点目の,妊娠・出産期から子育て家庭への伴走型相談支援への課題・今後の取組について であります。

伴走型支援とは、国がこのたび実施する出産・子育て応援交付金と併せて、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で

相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐというものです。

町では、平成31年に子育て世代包括支援センターを開設した当初から、妊娠届出時には保健 師が個別面談を行い、妊娠初期からのきめ細やかな支援に取り組んでまいりました。

現在,子育で世代包括支援センターには,保健師を兼任で1名,会計年度職員の助産師を専任で1名配置しており,課内の地区担当保健師と連携しながら支援を行っております。

しかしながら、妊娠初期から問題を抱える妊婦を把握する中で、経済問題のほか複雑な問題を複数抱えたケースの対応には、医療機関等の関係機関との連絡調整もあり、多くの時間と労力を要します。このようなことから、より事業を充実させ推進するためには人材育成と人員の確保が課題となっております。

妊娠8か月の面接につきましては、国は手段として必ずしも面接を指定しておりませんので、 町では従来どおり、妊娠7か月時点で支援レターにより手紙で情報提供を行い、8か月時点で 出産に向けて不安や心配事がないかなど電話支援を行っております。また、妊娠8か月の時期 に限らず、必要に応じて家庭訪問や面接も実施しております。

夫の育児休業取得促進の取組につきましては、妊娠届出時にパンフレットを配付したり、妊婦とその家族を対象としたマタニティクラスにおいても周知を行っております。

子育で情報の強化につきましては、来年度中に子育で支援アプリを導入するため準備を進めているところです。このアプリでは、町からのプッシュ通知を行うことができるため、健康づくり課、子ども家庭課、地域子育で支援センター、児童館等と連携し、妊娠期から子育で期にわたる有効な情報を発信してまいります。

2点目の、多胎児に対する助成・支援体制についてであります。

現在,町では出産・子育て応援給付事業を開始したところですが,多胎児については,出生児の人数分の給付金が支給となります。また,多胎児ならではの育児の大変さを共有したり,有効な情報交換ができる場として,地域子育て支援センターにおけるサークル活動があります。健康づくり課においても,妊娠届出の時点からサークルについての情報提供を行うとともに,多胎児が利用できる産後ケア施設の受入れ拡大など,安心して子育てができる環境を整えております。

3点目の, (仮称)子育て支援総合センターはどのような方向性で進めようとされているのかについてであります。

(仮称)子育て支援総合センターにつきましては、昨年12月の定例会の紙井議員の一般質問でお答えしたとおり、現在、関係課で組織した建設検討委員会により、施設に必要な機能、面積、組織体制などを検討しているところであります。令和7年度中の開設を目指し、妊産婦や乳幼児の保護者、虐待や貧困など問題を抱えた子供やその保護者、育児の悩みを抱えた保護者

などを一元的に支援するとともに、子育て世帯の交流の場となる施設として、建設の検討を進めております。

4点目の、ひとり親家庭や低所得世帯の高校生への就学援助についてであります。

ひとり親家庭について、就学資金や就学支度金の相談があった場合は、県で実施している母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の相談窓口を紹介し、申請を希望する場合は町が受付を行っております。

また,低所得世帯の高校生等への就学援助制度について相談をいただいた際には,国の高等学校等就学支援金制度,または,県が実施している奨学のための給付金制度や,茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金などを実施している県教育庁財務課及び県私学振興室の案内を保護者へ行っております。

5点目から7点目までについては、教育長より答弁いたします。 以上です。

○議長(平岡博君) 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長(立原秀一君) よろしくお願いします。

5点目の,給食費無償化の経過,第2子以降のシミュレーション,中学生第2子の無償化についてであります。

給食費無償化につきましては、平成26年10月から15歳以下の第3子以降を対象に開始しました。令和2年度からは、兄、姉の対象年齢を3歳引き上げ、18歳以下の第3子以降の無償化を 実施しております。

無償化の児童生徒数は、対象年齢を引き上げる前の令和元年度の140人と比較して、令和4年度には269人となり、約1.9倍に拡大しております。

現行の令和5年度無償化の見込み数は326人で、15歳以下の第2子を加えた場合には1,233人で約3.8倍、18歳以下の第2子を加えた場合には1,736人で約5.3倍になると試算しております。第2子以降の無償化につきましては、政策実現プランで公表しましたとおり、令和7年度に達成する予定です。

議員御提案の段階的な中学生第2子の無償化は、現在のところ考えておりません。

6点目の、地産地消やオーガニック給食の現状と課題、今後についてであります。

地産地消につきましては、給食の主食である米飯を週4回提供しており、全てが町内産のコシヒカリを使用しております。副菜となる野菜につきましては、旬の野菜が提供できるよう、できる限り地元産を優先して使っている状況です。

なお、調査期間が限定されておりますが、県が毎年行っている学校給食における地場産物の

活用状況調査において、当町は毎年首位に位置しており、今後も地産地消の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

オーガニックについては、有機農産物という位置づけで、化学肥料や農薬を使用していない 農作物で環境に優しいものであると認識しております。しかし、オーガニック給食につきまし ては、現在のところオーガニックに特化した献立は提供しておりません。

オーガニック給食を導入するためには、食材となる米・野菜の提供量の確保及び割高となる 価格面での課題を解決する必要があります。今後、関係機関等から情報を収集しながら研究し てまいりたいと考えております。

7点目の、給食の子供への提供状態、おいしい給食提供への工夫、取組、子供たちの感想や 保護者の反応、保護者や関係者の試食、アンケートの実施についてであります。

給食の子供への提供状態につきましては、給食センターで調理後、二重構造の食缶に配食して料理の温度を保つようにしております。また、各小中学校では、喫食前に料理の温度を測定し、子供たちへの提供に問題がないか管理しております。

おいしい給食提供への工夫,取組につきましては,人気のメニューを定期的に献立に取り入れ,各小中学校で評価表を記載してもらい,児童生徒や教職員から給食の感想や要望を聞き取り反映させております。さらに,月1回,各小中学校からのリクエスト献立,世界の料理,日本の地域の料理を紹介し,バラエティに富んだ給食の提供を行っております。

子供たちの感想や保護者の反応につきましては、昨年実施した児童生徒・教職員を対象としたアンケート、試食会時におけるアンケート、各小中学校からの評価表では、おおむね好評をいただいております。

保護者や関係者の試食、アンケートの実施につきましては、座談会、家庭教育学級及び給食 センター施設見学において実施しており、聞き取った感想や要望等を献立や調理に取り入れて おります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目からさせていただきます。

まず、子育て世代包括支援……。すいません、私、1つだけ再質問を全部、抜いて置いてきちゃいましたね。覚えている範囲で。どうしてもやらなくちゃいけないあれだったんですけど、そこだけが一番最初抜けちゃいましたね、すっかりと。じゃあ、分かる範囲で。ごめんなさい、一番大事なところだったんですけど。覚えているところをやるしかないですね。

執行部の人に本当申し訳ないんですけど,まず,再質問からさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、これから子育て伴走型支援等々いろいろ、子育て世帯包括 支援センターで、健康づくり課ではやっていただくんですけれども、今の答弁では、この人数 が2人でしたよね、いただいた人数が。それで、これからこれだけの事業、子育ての、こうい った妊婦から、で、そういったものを広げる。それからまた新たに包括的な子供の、そういっ たものに力を入れていくという状況にありながら、今の人数で足りるのかどうか非常に心配し ているものでありますけれども、その辺ぜひ、大丈夫なのか聞かせてください。

- ○議長(平岡博君) 保健福祉部次長山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの人数ということでございますけれども、計画では保健師3名を配置する計画でございますが、退職者とか療養休暇、産休・育休、こういったことを取得している職員がいるために、現在では、先ほどの2名というようなことでございます。

ただ、健康づくり課におきましては、係に関係なく8人の保健師が全地区を分担する地区担当制ということで、全年齢層に対する個別支援、それから地区組織活動の支援を行っております。これによりまして、子育て世代包括支援センターの母子保健事業の役割も、保健師のほうで分担して担っていると、分散して担っているというようなことでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) うちの健康づくり課の保健師さんというのは8人ですか、定員というか実際いるのは。たしかそのようにお聞きしたんですけれども。でも結構ちょうど皆さん若い人がいらして、休んでいる方もいたりとか、あと育休・産休に入っていらっしゃる方もいると。

それで、この間行ったときには、もう非常に大変な状況で、それで保健師さんという、きちんとしたそういった専門職がありながら、結局いろんな、今回の国から来た、5万円頂けましたよね、出産。そしてまた妊娠したら5万円。そういうことであったりとか、あとは健診もありますけれども、そういう受付。見ていますと、ほとんど保健師さんでなくてもいいようなことを保健師さん、助産師さんがやられているという、そういうような状況で、阿見町はこれでいいのかなと本当に思った1人なんですけれども。やっぱりこれから出産、そしてまた、はたまたいろんな広域的に、要するに、虐待を受ける子供、そしてまた、いろんな広く教育委員会、それから子ども家庭課、いろんなところと結びついていますけど、とても今の状況ではできるような状況ではないと思うんですけれども。

やっぱり町挙げて,本当にこの一番大事な,健康,命を守る,そこにもっともっと目を見向けていただいて,健康づくり課はここから離れていますので,ちょっと見づらいかと思うんで

すけれども、今の状況で、もう本当に職員さん、保健師さんは出てこれなくなるんじゃないかなっていうほど夜は遅いし、大丈夫なんでしょうか。ここできちんと、これだけは足りないということでしていかないと、本当に一番大事な部分が、心臓部とも言える部分が、その辺をもう少し考えていただかないと大変なのかなと。

私もいろいろ,これやって,あれやって言いますけれども,いやとてもできないんじゃないかなと思うんですけど,大丈夫でしょうか。もう一回その辺のところ,人員確保ですね,お聞かせください。

- ○議長(平岡博君) 山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

健康づくり課のほうには今、フルタイムではないんですけれども、事務職の会計年度職員が 現在7人おりまして、保健事業であるとか、また、総合保健福祉会館の管理の事務を務めてお ります。今後、そういった保健事業等に関わる正規職員の事務職の配置、こちらのほうも進め ていきたいというふうに考えております。

あわせまして、現在、国ではこども家庭庁、これが今年の4月から創設されますけれども、 その政策の中で、子育て世代包括支援センターと、それから今現在は子ども家庭課において、 虐待事案等に対応している子ども家庭総合支援拠点の事業、こういった機能を併せ持った子ど も家庭センターというものの設置を進めております。

町におきましても、これを進めていく中で、保健師をはじめ複数の事務職のほか、精神保健 福祉士など、福祉職の配置も計画してまいりたいと考えております。

このように、専門職がそれぞれの専門領域を活かした業務を担い、きめ細やかな支援を行えるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 分かりました。ぜひそのように、また来年からも募集をかけているかと思うんですけれども、そういったことをぜひ手厚くやっていただいて。なかなか保健師さん、助産師さんというのは、こちらのほうと違って事務屋さんではないので、そういうところがなかなか厳しい面もあります。それでいて、本来の仕事というのは、皆さんと会って健康的な指導をするんですけれども、その本業が今できてない状況かなと、本当にそういうことも伺っています。だからそういうところに、やっぱり事務職ですか、本当にそういう方が手早いってお伺いしていたので、やはり事務は事務ですごくやるべきことがあるので、その辺もできれば保健師さんには専門職の仕事をさせて、それで本当に優秀な保健師さんがそろっていまして、阿見町ですね、それでもう地域に、3中学校、小学校ごとに保健師さんが全部散らばって、

全てをエリアをまとめて、そこに本当に田舎みたいに全部を網羅して歩いて、その人たちの健康を守っているというのが阿見町の保健師さんですけれども、そこに今度はまたこうやって、出産して、妊婦さんとか、そういった切れ目のない、そういうこともやるというのは、本当に無理だなっていうね。私も質問しながら、ちょっと大丈夫かしらって、本当に言いながら、本当に気の毒に思いながら、やってよって言いにくい状況ですけど、その辺だけまた、くどいようですけれども、手厚くよろしくお願いしたいと思います。

それとあと、多胎児ということで、先ほどもいろんな市町村がもう怒涛のごとく補助ですかね、普通15回が今、1回5,000円で20回。やっぱり子供が2人、3人といますので、心配なことも多いということで、ちょっと鬱になることも多いので、その辺もいかがでしょうか。もうちょっと深く考えていただけますでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

多胎児でありますけれども、健康診査等においては、一般の妊娠と同じ回数の助成という形で今、助成を行っております。県内の自治体でも、妊婦健診、産婦健診の受診について、助成回数、多胎児について増やしている自治体が複数あるということを確認してございます。

多胎児につきましては、単胎児の妊婦に比べて妊婦の負担も大きいことから、助成回数の増 につきまして、周辺自治体の取組動向等も踏まえながら前向きに検討してまいりたいというふ うに考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ぜひ,遅れることなく,妊婦さんは待っておりますので,ぜひ手厚い支援をお願いしたいと思います。

そしてまた, (仮称)子育て支援総合センターなんですけれども,これは今,委員会ができているということで,どういったメンバーで着々と進められているんでしょうか。お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

現時点で、保健福祉部次長、それから子ども家庭課、健康づくり課、子育て支援センター、 児童館というふうになっております。

今後、状況に応じまして、社会福祉課であるとか管財課、都市計画課、政策企画課などもメンバーとしていく予定でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) そして、これから視察にも行かれるとは思うんですけれども、また、阿見町の目玉になってくるのかなと思うんですけれども、この(仮称)子育て支援総合センターということで、これは阿見町単独でやるのか、それとも委託されるのか、どうでしょうか、いろんな方法があるんですけども、お伺いします。
- ○議長(平岡博君) 山﨑洋明君。
- ○保健福祉部次長(山﨑洋明君) お答えいたします。

運営につきましては、単独といいますか、町の直営で運営していきたいというふうに考えて おります。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 分かりました。

私,今日は1分ぐらいで、『奇跡の村・舟橋』ということで、近所の人が、もう飛んできて、 この本を読んだほうがいいよということで、テレビでもやっていたということで、慌てて取り 寄せようとしたら、もう全部売り切れで、何かひどい目に遭って、やっと届いたんですけれど も、これは紙井さんもおっしゃっていましたけど、やっぱ富山なんですよね。富山のところで、 また別な市町村なんですけれども、やっぱり子育て支援センターを中心にということで。

ここは、子育で支援センターであっても、もちろん児童館というか、一緒に併設されておりますので、そこのところで、何がすごいのかというと、子供を中心にして、それで子供にいろんな庭園なんかも、遊ぶこととか、あとは、どんな夢があるのか、どんなふうにしたいのかということで、子供中心に、書くノートがあって、それをかなえられるようにということで、やはり子供センターということで、もちろんお母さん方もいらっしゃっていますけれども、だから子供もいるし、ボランティアさんもいるし、そしてまた、0歳の子供を抱えた人もいるし、もう本当にいろんな人が全部そこに集まってきているという、そういうセンターだということなんですけれども。

それで、そこに木登りをしたいとか、アスレチックの遊び場をつくりたいとか、そういった 子供の泥んこの遊べるところという、そういう子供の夢をつなぐ庭があるんですということで。 あとは、お世話係ですね。もちろん阿見町にもいるんですけど、そういったボランティアさ んがいてくれるということと、あと民生委員のそういう協力員、サポートさんもばっちりいて、 民生委員さんの倍ぐらいいて、そこにいつも話し相手でいるんですよという、大人から子供ま で、しっかりと輪を組んでやっているという。

それで、県外の人が、5倍ぐらいの人がそこに来ているということで、そういった交流の場になっていると。決してそこの村だけじゃなくて、交流の場で、そこからまたいろんな発信を

しているというすばらしいところでしたので御紹介させていただきました。ありがとうございました。

また、阿見町は阿見町らしい、また支援センターを期待しております。

それでは、次の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。次なんですけれども、 ちょっと何か、今日はめちゃめちゃかもしれませんね。じゃあ、次に行かせてもらいます。

今度は社会福祉課のほうなんですけれど、福祉ということで、本当に貧困の方がいるわけで ございますけど、阿見町にはひとり親世帯の生活保護世帯、18歳未満のお子さんがいる世帯、 また、その中でもまた高校生のいる世帯というのはどのくらいあるんでしょうか。お教え願え ますか。

- ○議長(平岡博君) 保健福祉部長小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

まず、ひとり親世帯で生活保護となっている世帯で、18歳未満の子供がいる世帯としましては13世帯ございます。このうち高校生のいる世帯が2世帯、生徒数としましては2名となってございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ありがとうございます。

それでまた我が町では、塾になかなか行けないということで、県の事業にはなっているんですけれども、無料の学習支援という、そういった方に塾をやっているわけですけれども、そのうち生活保護と準要保護の世帯の方は、何世帯ずつのお子さんが来ていらっしゃるんでしょうか。何か今あまり来てないような感じがするんですけれども。お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えいたします。

対象者数としましては、登録者としまして26名、そのうち利用されている方も26名となっております。

利用者の内訳ですけども、準要保護世帯の方が10世帯、生活保護は今いないということです。 そのほかとしましては、特別な事情があると認められた場合ということで、こちらが16世帯ご ざいます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ありがとうございます。

今後なんですけれども、こういった県でやっている、生活保護とか、こういった学習支援と

か,結構,県の事業が多いわけですけれども,今後なんですけれども,国勢調査が終わって市 になった場合,それは分からないんですけど,なった場合には,福祉の部門では,町から市に なったとき,どういったものが変わるのか,大きく変わるものだけお教え願えますか。

- ○議長(平岡博君) 小澤勝君。
- ○保健福祉部長(小澤勝君) お答えします。

市になると想定される場合、やらなくてはならないこととしましては、福祉事務所の設置ということが上げられます。内容としては、大きく事業そのものは変わらないんですけども、生活保護などにつきましては、申請から支給まで全て町で行う、金銭的にも町の予算が使われるというようなことになります。

以上でございます。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 分かりました。

今後だと思いますけれども、職員とか、そういったことも大分変わってくるかと思いますけれども、その辺をしっかり今後を見据えてやっていただければなと思います。

それで、次の質問なんですけれども、今度は給食のほうに入らせていただきたいんですけれども、町長の肝煎りの、令和7年にはということで進んでいるわけでございますけれども、これが第3子から第2子に拡大しまして、そうしますと、全校生徒のうち何人の方が無料になるのか、また、こうなった場合には、財源はどのくらいになって、また、それを実現に向けては、何かそういった施策というか、補助とか、そういったものをどこかからは持ってきて、いよいよ現実になるのかなと思うんですけど、その辺の試算を、もしあればお伺いいたします。

- ○議長(平岡博君) 教育部長小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

教育長答弁にもありましたとおり、令和7年度に第2子に拡大の予定で計画してございます。令和7年度に、現行の第3子に加えて、15歳以下の第2子を無償化した場合、第2子以降の児童生徒数は1,201人で、全児童生徒数の予測の3,782人に対しまして約32%程度が対象となります。

このため、新たに必要となる財源は4,000万円を超える金額になりまして、第2子以降全体では、約5,500万円程度必要になりますので、同様にまた、現在の第18歳以下の第2子を全部無償化した場合ですけども、第2子以降の児童生徒数は1,675人、全児童生徒数の3,782人に対して約44%となりまして、新たに必要となる財源は、6,300万円余を超える金額になります。第2子以降全体では7,800万円程度が必要になる試算をしてございます。

国からは、財源等の話でございますが、当然給食費については、私の個人的な考えでも国が

やるべきではないのかなという考えもありますけども、現在のところは国のほうからの補助等 はございません。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 分かりました。

どこに財源を充てるかということで、何を持ってくるかということで、またしっかりその辺 は考えていただきたいなと思います。

それでは、次の質問なんですけど、そうしましたら、その間は、かなり厳しい御家庭もあるんですけれども、先ほどから言っておりますけれども、就学援助認定、阿見町は生活保護基準の何倍になっていますでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。 認定基準は、生活扶助基準額の1.3倍でございます。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 大体1.3倍というのは平均値だと思うんですけども,1.2から1.3倍は。そうしますと今現在,給食費無料の準要保護と生活保護の方は,何人の方が給食費無料になっているんでしょうか,お教えください。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。 準要保護認定人数は126人,生活保護は12人となってございます。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ありがとうございます。

そうすると、第2子とか全部を無料というと、なかなかそう簡単にはいかないわけですよね。できれば、人数は少ないかもしれないんですけれども、この部分のところを、隣とか、結構市町村では、この部分を1.5とか1.6とか上げていって、幅を広げて無料の人を広げておりますけれども、そういったようなことは自治体の裁量でできます。それで半分は国から予算が出ますので、そういったことは何か考えられませんでしょうか。お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

就学援助の認定基準につきましては、1.3倍に上げたときも周辺の市町村を参考にしまして

合わせた経過もありますので、この認定基準につきましては、他市町の動向を鑑みながら検討 はしていきたいと考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ぜひできるものであれば、その辺のところはよろしくお願いしたいと思います。拡大していっていただきたいなと思います。

給食センター、いただいたりしているんですけれども、ホームページ上にもレシピとか載っていますけれども、かなり少ないんですけれども、その辺はもっと多く献立とか載せて、これからいっていただけますでしょうか、お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

給食のレシピの掲載につきましては今年度から開始しまして、現在6種類のレシピを掲載してございます。町民の方からも好評の声はいただいてございますので、今後、レシピ数は増やしていくような考えでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) あと、やはり子供が主役というか、親子でぜひぜひ、栄養士さんが本当に一生懸命つくっていただいておりますけれども、親子で作る給食献立を募集して、それをぜひ献立に上げていく方法もどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、お伺いします。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

議員より御提案いただきました親子で作る給食献立の募集につきましては、次年度以降に実施する方向では検討したいと考えます。学校給食や食についての関心を持つきっかけになると思いますので、実施に向け検討させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 大変にありがとうございます。

また、おいしい給食をつくっていただいて、そして子供たちの生きる源ですので、よろしく お願いいたします。

それでは、1問目の質問は終わらせていただいて、2項目めの質問に入らせていただきます。 よろしいでしょうか。 それでは、通学路の見守りと防犯カメラ設置の強化について質問させていただきます。 まず、5点にわたって質問させていただきます。

まず、セーフティプロモーションスクールの取組について。

- 2点目,地域予算の行政区等からの防犯カメラ設置要望の状況と課題,今後の取組について。
- 3点目、警察署等からの防犯カメラの映像提供依頼の推移についてお伺いします。
- 4点目,阿見町防犯カメラの設置助成制度の創設はどのようにこれからなるのか,お伺いします。
- 5点目,子供の見守りの協力者,在宅の高齢者へのたすき,目印,保険等のそういった補助 はどのようになりますでしょうか、お伺いいたします。
- ○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長立原秀一君。
- ○教育長(立原秀一君) それでは、難波議員の、通学路の見守りと防犯カメラ設置の強化についての質問にお答えします。
 - 1点目の、セーフティプロモーションスクールの取組についてであります。

セーフティプロモーションスクールとは、学校の組織的な活動、PTA・地域との連携、年間計画の実施・改善などの学校安全に係る7つの指標を設定し、生活安全、交通安全、災害安全における安全教育、安全管理、安全連携に係る中・長期的な活動計画を策定し、関係機関が連携して安全対策に継続的に取り組む学校をセーフティプロモーションスクールとして、大阪教育大学内の日本セーフティプロモーションスクール協議会が認証するものと承知しております。

現在のところ、認証に向けて具体的な検討は行っておりませんが、御質問の通学路に関する 安全対策といたしましては、阿見町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所に ついて、学校、PTA、教育委員会、道路管理者、警察による合同点検を実施し、安全な環境 の整備に努めております。

2点目から5点目までについては、町長より答弁いたします。 以上です。

- ○議長(平岡博君) 次に, 町長千葉繁君。
- ○町長(千葉繁君) 2点目の、地域予算や行政区等からの防犯カメラ設置要望の状況と課題、 今後の取組及び4点目の、阿見町防犯カメラの設置助成制度の創設については、関連しますの で一括してお答えします。

防犯カメラ設置要望の状況については、地域予算により令和3年度に2基、令和4年度に4 基設置し、令和5年度には6基設置する予定となっております。

行政区からの設置要望の状況については,生活環境課が令和4年12月,全区長へ設置要望調

査を実施したところ、34行政区から設置助成制度があれば利用を検討したいとの回答を受けて おります。

課題としては、地域予算による防犯カメラの設置箇所は、地域共通の要望である交差点や街路が優先となることから、行政区独自で設置したい箇所がある場合、地域づくり会議において採択されるとは限らないということであります。

今後の取組としては、この課題への対応策として、令和5年度から、行政区独自で防犯カメラを設置する場合の補助制度の創設を予定しております。補助制度でありますので、行政区の費用負担は発生いたしますが、行政区が防犯カメラを設置する場合の支援になるものと考えております。

防犯カメラ設置の推進は、私の政策公約の1つであります。県警補助を利用した主要交差点への設置及び地域予算による地域への設置に加えて、行政区が設置する場合の補助制度の創設により、さらなる地域防犯力の向上に努めてまいります。

3点目の、警察署等からの防犯カメラの映像提供依頼の推移についてであります。

警察から捜査関係事項照会書が町に提出された場合、映像の提供を行っております。提供した件数については、令和元年度が6件、令和2年度が8件、令和3年度が12件、令和4年度が令和5年1月までで6件となっております。

なお、裁判所からの令状や弁護士会からの照会による映像の提供については、今まで依頼を 受けたことはありません。

5点目の,子供たちの見守りの協力者,在宅の高齢者等へのたすきや目印,保険加入等の補助についてであります。

子供たちの見守りとして、各行政区で設置している地域防犯活動組織では、児童生徒の登下 校時における立哨活動をしていただいており、目印として、町からたすきやベスト等を貸与し ております。

保険については、町に登録をしているボランティア活動団体でありますので、もし、けがを された場合などは、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険が適用となります。

次に、在宅の高齢者等による見守りの協力者に対しては、現在、町では、目印、保険加入等の補助は実施しておりません。

地域防犯活動組織に加入していただくことは,防犯活動用品の貸与や保険の適用ができること,さらに地域とのつながりが強くなること等,有意義でありますので,見守りの協力に際しては地域防犯活動組織への加入をお願いしたいと考えております。

なお,地域防犯活動組織がない行政区において個人的な活動をされている方がいらっしゃる 場合,町ではこのことを契機として地域防犯活動組織の設置につなげていきたいと考えますの で、生活環境課への御相談をお願いいたします。 以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ありがとうございました。

そうすると、今、町長が答弁でありましたけれども、たすきがない方は、そういった自警団をつくって、また、いただけるようにというような答弁かなと思うんですけれども、防犯、今、パトロールとか見守りを長年、10年以上やっておられる方が、高齢者がいらっしゃいます。そういう方、本当にやってない方からも、ぜひ、すばらしいということで何か感謝状を出してあげたらいいんじゃないかということをよく耳にするものでございます。

そういった仕組みをぜひ考えていただき、より以上、やっておられる方の、また認識が高まって前向きになるような、そんな仕組みは考えられないでしょうか、お伺いします。

- ○議長(平岡博君) 町民生活部長中村政人君。
- ○町民生活部長(中村政人君) お答えいたします。

地域防犯への意識が高まるということはよいことでありますので、このことにつきましては 検討させていただきたいと思います。

なお、褒賞者の選択方法としましては、例えば現在、町では阿見町環境保全功労者表彰として区長さんからの推薦により行っているという方法がございますので、このような方法を参考にして検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 分かりました。大変に喜ばれると思います。また、要綱等もできるだけ早くつくっていただいて、お願いしたいなと思います。

それと、今度新しく行政区独自で、今まで地域予算でなかなか防犯カメラが漏れてしまうというのが本当に多かったんですけれども、ようやくここで、行政区からの、費用の一部を補助する、そういった制度をつくっていただけるということで、その助成額の助成率、補助率、制度の内容。また、そうなりますと今度は今までの防犯カメラの設置の地域予算との兼ね合い、その辺の補助制度の使い勝手、それが結局両方でもできるということで、多くの要望に応えていくことができるということで、認識でよろしいんでしょうか。内容をお教えください。

- ○議長(平岡博君) 中村政人君。
- ○町民生活部長(中村政人君) お答えいたします。

補助制度の内容につきましては、補助率は補助対象経費の3分の2でありまして、20万円を 上限とさせていただこうと思っております。また、1行政区当たり3台までとし、ただし、5 年を経過したときは再度補助申請を行うことができるというふうな内容にしたいと思っており ます。また、補助対象経費の要件としましては、町内の家電品販売店や電気工事店等からの購入及び設置した費用となります。

次に、今後の防犯カメラの設置についてでありますけども、町と県警で進めている主要交差 点への設置、それと、地域予算の要望によります地域への設置に加えまして、行政区への補助 制度による設置を併用していくという形により、多くの要望に応えていきたいと考えておりま す。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) 1行政区には3台ということでしょうか。そうすると、もう本当に限られてくるということですね。分かりました。

そうしますと、地域予算で、本当にみんな喜んで、町長の本当に発案ではあるんですけれど も、防犯カメラの設置場所と推移、それを、始まったばかりだと思うんですけど、お教えいた だけますか。お願いいたします。

- ○議長(平岡博君) 中村政人君。
- ○町民生活部長(中村政人君) お答えいたします。

防犯カメラですけども、それの設置と推移ですね。県警と連携しました防犯カメラにつきま しては、主要交差点に28か所設置する計画であります。

今までは、平成30年度は、阿見坂下、阿見西郷バイパス、新山、東京医大西、吉原十字路の5か所の交差点です。令和元年度は住吉の1か所。令和2年度は設置はありませんでした。令和3年度は、大竹橋、実穀、阿見東インター入口、荒川沖幼稚園の地先の4か所です。令和4年度は、柏根、阿見二区、小池のインターのところと追原の4か所に設置いたしました。令和5年度は、また4か所設置を予定しております。そして令和6年度以降は、残りの10か所に設置をしていくというような予定となっております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) それは牛久警察との連携だと思うんですけれども、地域予算では、 どんなふうになっていますか。お教えください。
- ○議長(平岡博君) 中村政人君。
- ○町民生活部長(中村政人君) 地域予算による防犯カメラにつきましては、令和4年度は中郷東と南平台の入り口の2か所にカメラを設置いたしました。

令和5年度は、既に要望いただいておりますので、下吉原に1か所、一区に1か所、塙に2か所、二区北に1か所、二区南に1か所の計6か所設置を予定しております。

また、防犯カメラのうち、不法投棄対策用に監視カメラとして設置したものもございますが、 こちらにつきましては、隠して設置している都合上とか、中にはダミーカメラもありますので、 そういうことの都合上から、特定の場所は説明できませんけども、令和3年度が2基、令和4 年度が2基設置しております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君。
- ○14番(難波千香子君) ありがとうございます。

いよいよ我が町にも防犯カメラがしっかりと張りついてくるのかなと思うんですけれども、 その推移によって犯罪がかなり減っているという統計があるんですけれども、阿見町はどうで しょうか。簡単にお答えいただけますか。

- ○議長(平岡博君) 中村政人君。
- ○町民生活部長(中村政人君) お答えいたします。

その効果と推移でございますけども、防犯カメラは記録映像が残ることから、その存在が防 犯や交通安全に非常に効果的であると考えております。

しかしながら、その効果を数値的に表現することは非常に困難でありますので、代わりとしまして、町の犯罪件数の推移、それによってお答えさせていただきたいと思います。

犯罪件数は、平成30年は426件、令和元年は386件、令和2年は344件、令和3年が268件、令和4年が266件で、年々減少しているというような状況になっております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 難波千香子君,申し上げます,残り3分となりましたので,質問は……。
- ○14番(難波千香子君) 質問は以上で終わりなんですけれども。
- ○議長(平岡博君) そうなの。ごめんね。
- ○14番(難波千香子君) しゃべらせてください,以上で。

それで2分ほどありますので、1分ほど町長に、最後に防犯カメラの、やっぱりこれからの、本当に急に増えてきましたので、今後のまちづくりにおいて、ぜひ一言お願いいたします。以上で私は終わりにいたします。町長、お願いいたします。

- ○議長(平岡博君) 町長千葉繁君。
- ○町長(千葉繁君) お答えします。

防犯カメラについては、まず、先ほどから説明ありましたように、主要交差点には県警で進めておりました。あと、各地区には、まず地域予算の中で話し合っていただいて、地域の中で 危ないところにつけてもらった。

ところが、やはり行政区によっては、できるだけ早くつけてもらいたいというところがあっ

たり、それから要望として、町長と語る会等でも、やはり団地の中でも入り口と出口に1か所ずつつけてもらいたいだとか、こういう要望がございまして、こういった時勢でありますから、できるだけ防犯カメラをつけていこうというような形で、今度、助成制度が5年度から、今度、予算が通れば執行できるということで。

また、個人的にうちのほうにつけてもらいたいという御要望あるんですけれども、ある程度 行政区でつけた後に、また考えなくちゃいけないかなというふうにも思います。 以上です。

- ○14番(難波千香子君) ありがとうございました。 以上で終わらせていただきます。
- ○議長(平岡博君) これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(平岡博君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時00分散会

第 3 号

[3月2日]

令和5年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

令和5年3月2日(第3日)

○出席議員

1番 岡 博 君 平 3番 栗 田敏昌 君 4番 引大介君 石 野好央君 5番 高 6番 達哉 君 樋 П 7番 栗 原宜行君 9番 野 П 雅弘 君 11番 海 野 隆 君 12番 久保谷 充 君 13番 川畑秀慈 君 14番 波 千香子 難 君 15番 紙 井 和 美 君 16番 柴 原 成 一 君 17番 久保谷 実 君 18番 吉田憲市君

○欠席議員

8番 飯 野 良 治 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 千 葉 繁 君 副 町 長 坪 田 匡 弘 君 教 育 長 立原秀一君 長 公 室 長 佐藤 哲 朗 君 町 総 務 部 長 青 山 広 美 君 町民生活部長 中 村 政 人 君 保健福祉部長 小 澤 勝 君 保健福祉部次長 山崎洋明君 產業建設部長 林 田克己 君 小 林 俊 英 教育委員会教育部長 君 政策企画課長 賀 昌 士 君 糸 務 課 田栄司 君 総 長 石 財 政 課 長 入紀章君 坂 事 黒 岩 人 課 長 孝 君 学校給食センター所長 恵美和彦君

○議会事務局出席者

 事務局長大竹久

 書 記 堀内淳

 書 泥 湯原智子

令和5年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和5年3月2日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和5年第1回定例会

一般質問2日目(令和5年3月2日)

発 言 者	質問の趣旨	答弁	者
1. 川畑 秀慈	1. 職員の働き方改革について	町	長
2. 栗原 宜行	1. 職員を守り、住民福祉の向上につながる内部統制はできているか	町	長
	2. 学校給食費の無償化と公会計化について	教育	長

午前10時00分開議

○議長(平岡博君) おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(平岡博君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な議会運営の観点から、質問に対し、簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

[13番川畑秀慈君登壇]

○13番(川畑秀慈君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

今回は、阿見町職員の働き方改革について質問をいたします。

以前,2019年9月に紙井議員,そして12月に私が質問し,その後,ハラスメント等の問題も含めて様々な質問がありました。前回も栗原議員が関連の質問をしております。

さて、2019年4月に働き方関連法がスタートしました。厚労省のホームページには、働き方 改革の目指すもの、我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立な ど、働く方のニーズの多様化などの状況に直面をしております。その中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を十分に発揮できる環境をつくることが重要な課題になっています。

働き方改革はこの課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を 選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを 目指しています。このように記載をしております。

その中で、最近は、多くの働き方改革に関する講演会やシンポジウム等開催がされております。先日2月7日には、東京都で、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2023が開催されました。そこでは、働きやすさのその先へ~「生き方」と「働き方」が調和する未来~、これをテーマに、社員が生き生きと活躍できる理想のオフィスや作業環境を実現する方法に加え、育児や介護、病気治療と仕事と両立するための支援策について、ハードとソフトの両面から事例を交えて紹介をしておりました。

また、茨城県庁では、2月9日に開かれた女性活躍・働き方応援シンポジウムのアーカイブ 配信が2月13日よりスタートしております。この中で、大井川県知事から茨城県女性リーダー 登用先進企業ということで、表彰を受けた3社の代表の方もおられます。

主催は、茨城県といばらき女性活躍・働き方応援協議会、当日は県内を中心に110人が来場したほか、オンライン配信で230人が視聴。職場でリーダーとなる女性人材の育成や、管理職、役員への登用促進に積極的に取り組み、登用実績が優れている企業に対する「茨城県女性リーダー登用先進企業」の表彰が行われました。

トークセッションでは、ワーク・ライフバランスの小室淑恵さんをファシリテーターに、多様性、働き方などをテーマに、それぞれの取組や自身の体験を語った。現在、茨城県の特設サイトでは、アーカイブ配信を開始。基調講演とトークセッションの内容をまとめたグラフィックレコーディングも公開しております。この配信は3月の9日までやっております。

このような、各自治体の働き方改革の取組のある中、阿見町においてはどのように取り組んできたのか、また今後どのように進めていくのか、そして職員の職場の現状はどうなのか。そして最後に、なぜ働き方改革を進めなければならないのかということをともに考え共有できればと思い、質問をしてまいります。

キーワードは、町長公約でもあるSDGsです。そして、先日茨城大学の蓮井先生による講演会がありましたが、その中で言われていたウェルビーイング、これは阿見町の次期基本構想の要でもあります。SDGsの講演会には私も参加をさせていただきました。また、中学生をはじめ多くの町民の皆さんや、町長、副町長、公室長、そして職員の皆さんも参加をされていました。

その講演の中でも話をされていたこのウェルビーイングがベースになり、第7次総合計画がこれからつくられていきます。そして、このSDGsを推進するためにも、最も重要なのはパートナーシップです。これらを踏まえて質問しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1つ、政府が働き方改革を推進してきた背景について伺います。

2点目,現在の職員の労働環境はどのようになっているのか。各部ごとの残業時間,また各 課の残業時間,残業の多い課と少ない課,最も多く残業している職員の残業時間,残業時間の 合計金額や有給休暇の取得状況,休日出勤の状況等をお聞きします。

3点目、療養休暇を取得している職員数と定年前に退職をしている職員数,これ5年間でお願いいたします。

4点目,長時間労働のメリットとデメリットについてどのように認識しているか。

5点目,今後の業務量の見通しとその理由は。

6点目,政策のスクラップアンドビルドとよく言われるが,この5年間のスクラップされた 事業と事業費の合計金額は。

7点目, 町として働き方改革を推進する必要な理由は。

8点目,働き方改革がスタートして4年経過するが,各職場においてどのような改革をして きたのか。

9点目、今後の働き方改革と推進の仕方と目標はどのようにするのか。

10点目,推進していく上で必要な条件は何か。

11点目、働き方改革の先進事例を把握しているか。

この11点についてお聞きをします。

- ○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君,登壇願います。 〔町長千葉繁君登壇〕
- ○町長(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。 川畑議員の、職員の働き方改革についての質問にお答えします。

1点目の, 政府が働き方改革を推進してきた背景についてであります。

厚生労働省の働き方改革の基本的な考え方によりますと、我が国は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化などの状況に直面しており、 就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題とされております。

働き方改革は、この課題の解決のため、働き方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方 を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすること を目指し,推進されております。

こうした課題の解決のため、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月に施行され、民間労働者については、時間外労働の上限規制、一定の日数の年次有給休暇の確実な取得等が導入されることになりました。

2点目の、現在の職員の労働環境はどのようになっているのかについてであります。

令和3年度の時間外勤務実績で申しますと,各部の1人当たり平均時間外勤務は,町長公室で234時間,総務部201時間,町民生活部211時間,保健福祉部233時間,産業建設部177時間,教育委員会134時間であります。

時間外勤務が多い課は、国保年金課で373時間、健康づくり課339時間、社会福祉課333時間、少ない課は、うずら出張所3時間、児童館13時間、地域子育て支援センター22時間となっております。

令和3年度に最も多く時間外勤務をしている職員の時間数は873時間であります。

過去5年間の時間外勤務手当の合計金額の推移は、平成29年度は約1億200万円、平成30年度は約9,400万円、令和元年度は約1億2,600万円、令和2年度は約1億2,200万円、令和3年度は約1億3,800万円であります。

また,過去5年間の年次有給休暇の平均取得日数は,平成29年は12.73日,平成30年は12.55日,令和元年は11.93日,令和2年は12.07日,令和3年は12.45日となっております。

休日出勤の状況としては、原則週休日等の勤務は同一週に振替休暇を取ることとしておりますが、その中で、令和3年に同一週に振替ができなかった状況で申しますと、平均で時間数が多い課は、議会事務局96時間、生活環境課54時間、廃棄物対策課53時間となっております。

3点目の、療養休暇を取得している職員数と定年前に退職している職員数についてであります。

過去5年間で1か月以上の療養休暇を取得した職員数は、平成29年度15名、平成30年度11名、 令和元年度17名、令和2年度21名、令和3年度18名であります。

また,過去5年間で定年前に退職している職員の総数は,平成29年度9名,平成30年度11名, 令和元年度8名,令和2年度6名,令和3年度10名であります。

4点目の,長時間労働のメリットとデメリットについてどのように認識しているのかについてであります。

長時間労働については、デメリットこそあれ、メリットはないものと考えております。デメリットは、職場と職員個人に発生するものがあり、一般的に言われている職員個人に対するデメリットとしては、長時間の拘束や緊張状態の連続によるストレスの蓄積、メンタルヘルスへの悪影響、自分の時間や家族と過ごせる時間、自己啓発や学習の時間が減ることなどが挙げら

れます。

また、職場におけるデメリットとしては、人件費、光熱費等のコストの増加、労働の量と質がアンバランスで不安定な状態が続くことによる業務効率の低下、疾病者の発生、ストレスによる集中力の低下などが挙げられます。

このように長時間労働には多くのデメリットがあるものと認識しております。

5点目の、今後の業務量の見通しとその理由についてであります。

新型コロナウイルス感染症とその影響による社会状況の変化への対応,国や県の新たな施策動向などにより,町の業務量は大きく増加するとともに複雑さを増しております。今後コロナ感染症がある程度落ち着いていくと想定した場合においても,人口が増えている当町では,生活に欠かせない道路,上下水道等のインフラ施設の整備や学校施設の改修等を着実に進めていく必要があり,また,既存公共施設の老朽化対策や新しい生活様式に対応したデジタル化の推進といった様々な課題にも向き合いながら,安定した行政サービスを提供していくことが求められており,今後も業務量は増加することが見込まれます。

6点目の、この5年間のスクラップされた事業と事業費の合計金額についてであります。

継続して予算計上されていた事業で、この5年間に当初予算額が皆減となった事業は、学校 農園事業、定住促進・少子化対策事業、花ひらくまち推進事業、幼稚園就園奨励事業、特別支 援学校生徒児童対策事業、精神障害者デイケア事業の6件で、皆減前の事業費の合計額は 3,386万6,000円になります。

7点目の、町として働き方改革を推進する理由についてであります。

働きがいのある職場環境づくりを推進することで、魅力ある職場として、人材の確保、人材の定着、離職の防止につながること、さらには、能力を発揮できる職場は、職員一人ひとりの職場への貢献意欲を高め、組織力が向上することにより、住民サービスの充実にもつながるものであると認識しております。

8点目の、働き方改革がスタートして4年経過するが各職場においてどのような改革をして きたかについてであります。

当町でも個々の事情に合った多様なワーク・ライフ・バランスの実現を推進するための取組として、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進に取り組んでおります。長時間労働の是正につきましては、ノー残業デーの設定や時間外勤務命令の上限時間を設定しており、実効性のあるものとするため、所属長が課員の累計時間を把握できるようにすること、時間外勤務申請の際に、一定時間数を超える場合は注意喚起を促すなどの工夫をしております。また、時間外勤務の多い職員が在籍する部署に対しては、所属長及び部長に対して時間外勤務の状況を通知し、上限を超えないように指導しているところであります。

年次有給休暇取得の推進としましては、年次休暇の計画的な取得を図り、5日以上確実に取得することができるようにするため、所属長が職員の意向を聴取し、職員ごとの計画表を作成しております。作成した計画表に基づく年次休暇の取得を促進するため、業務の計画的遂行、応援体制の整備等を図りながら、年次休暇等を取得しやすい環境づくりに努めることとしております。

9点目の、今後の働き方改革と推進の仕方と目標はどのようにするのかについてであります。 今後の働き方改革の取組としましては、テレワーク、時差勤務、フレックスタイム制などの 柔軟な働き方について検討するなど、仕事と家庭生活の両立を図るための働き方改革を推進し、 職員がその健康を保持しながら、意欲と能力を最大限発揮し、効率的に働くことができる環境 づくりを進める必要があると考えております。

10点目の、推進していく上で必要な条件は何かについてであります。

自治体を取り巻く環境も変化し、業務量の増加や業務の多様化、複雑化により、職員の時間外労働も増加している現状からも、業務量に応じた適切な人員配置が必要であると認識しております。また、自治体DXの推進により、業務の最適化、効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが重要であると考えております。

11点目の、働き方改革の先進事例を把握しているのかについてであります。

時間外勤務を縮減する観点から申し上げますと、地方公共団体の中には、様々な創意工夫を し、時間外勤務の上限規制を実効的に運用するための取組を進めているところがあり、総務省 では、これらの取組事例を地方公共団体における時間外勤務縮減に向けた要因の整理・分析・ 検証等に関する事例集として取りまとめ、令和4年12月に公表しております。このような様々 な事例集を参考に、実情に応じ、時間外勤務を縮減する取組や柔軟な働き方の推進について検 討してまいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 13番川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 様々な取組を進めながらきていることが分かりました。ここでちょっと再質問させていただきます。

時間外勤務をしている職員の中で、この集計時間に含まれない形で時間外労働をしている方はいるか。いるとすると、その理由は何か教えてください。

- ○議長(平岡博君) 町長公室長,佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

時間外勤務を実施する際には、所属長による事前命令が原則となっております。この集計時間につきましては、命令に基づき申請された時間外勤務を集計したものでございますので、集

計時間に含まれない形での時間外勤務はないと考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 事前命令が原則とあります。この原則以外の労働というのはありま すか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 基本的には仕組み、システム上、命令を必ず行うことになって おりますので、例えば上司がいない場合とか、事前にできない場合もございますけれども、必 ず命令行為で行うというような原則としてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 時間外勤務の多いところと少ないところと、課によって非常に大きなばらつきがあるのはデータ上でも分かります。そこで、時間外勤務が多い課、その理由はまず何があるのか教えてください。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) ここ数年の特徴でございますけれども、新型コロナワクチン接種事業によるもの、それから新型コロナワクチン対策室の設置に伴う人員減によるもの、また、新型コロナ対策に関連する給付の事業や相談業務等の増加が考えられます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) このコロナ感染症も落ち着けば、またそちらも、業務の量も変わってくるのでいいかと思いますけども、時間外勤務の多い課における働き方改革に関しては特別に何か取り組んだことはありますか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 時間外勤務の多い課につきましては,一般質問の答弁書のほうでも答弁しておりますけれども,多い課につきましては注意喚起等もしております。それと,状況に応じまして,その応援体制を,勤務の職員の兼務辞令等を発令するとか,あるいは例えば,その原因がその療養休暇等である場合には急遽委託事業に切り替えるだとか,あるいは会計年度任用職員を増強するだとか,そういったことで対応してございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 次に、時間外勤務の少ない課、これ、幾つか見受けられますが、そ

の内容はどういう内容ですか, 少ない原因は。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

実施している事業が日中に行うものが主であることや、定型的な業務が主となっている課の 時間外勤務が少ないというような状況でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 町の財政の諸表をいろいろ見てみますと、ここのところ非常に人件費も上がってきております。以前は、かなり人件費の占める割合が他の自治体と比べて低かったんですが、ほぼ同程度になってきているのが分かります。

その中で、財政的に、あとどれくらい人件費に投入するといいますか、人件費にかけること ができると考えていますか。

- ○議長(平岡博君) 総務部長青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) お答えいたします。

結論から申しますと、人件費の上限は現状設けてございません。町全体の経常的な歳入につきましては毎年ほぼ同額程度でございまして、人件費が増加すると事業へ充当できる財源が減少すると。逆に、人件費が減少すると事業へ充当できる財源が増加するということになります。このため、過去には行政改革の一環としまして、人件費削減を行って事業へ充当できる財源を増やしてきたという経緯がございますけれども、昨今の行政需要の拡大等によりまして職員

数の不足が顕著となっておりますので、業務量に対して適切な職員数を確保することが必要で あると考えておりますので、財政的にその人件費に上限を設けるということは現状してござい ません。

以上でございます。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 1つは安心しました。

次に、育児並びに子育て中の職員というのはどのくらいおられますか。男女別にお願いいた します。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

令和3年度中のデータでございますけれども、育児休業を取得した職員及び子の看護休暇を付与された職員でございますけれども、男性が34名、それから女性職員が48名となってございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) その中で、ちょっと介護のほうの話を聞きたいと思います。 家族の介護をしながら仕事をしている職員というのはどのぐらいいるでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

こちらも令和3年度中のデータでございますが、介護休暇を申請した職員数で申し上げますと、男性職員が2名、それから女性職員が1名でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 年次有給休暇の取得率,これを見てみますと平均で32.49%でありますが,それで大体12日と取得日数は出ています。令和3年ちょっと見ますと10%台という取得率の少ない課があります。3つ,会計課,議会事務局,そして指導室と。これ日数に換算すると何日くらいになりますか。ざっくりでいいです。
- ○議長(平岡博君) 人事課長黒岩孝君。
- ○人事課長(黒岩孝君) お答えいたします。

会計課で例えば申し上げますと, 6.54日, 平均取得日数が, ということになります。議会事務局が7.85日, 指導室は12.38日になります。

以上です。

申し訳ございません, 訂正いたします。指導室が6.06日になります。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 非常に厳しい状況だというのがちょっと分かります。やはりこういうところを改善していく必要があるかなと思います。

ついでに、後で聞こうかと思ったんですが、有給休暇の件に関してもうちょっとお聞きした いと思います。年次有給休暇の取組に対して具体的な成果をちょっと聞きたいと思います。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

年次有給休暇の取得の推進ということでございますけれども、年間で年次有給休暇取得が5日未満である職員の割合は、令和元年に16.3%でございましたけれども、令和3年度は6.0%ということで取組が進められまして、減少しているという傾向でございますけれども、年次有給休暇が取得しやすい環境が形成されつつあるのではないかというふうに認識してございます。

しかしながら、時間外勤務、長時間労働の是正につきましては、コロナ以降時間外勤務が増

加しているというのが現状でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 年次有給休暇もしっかり取れる,そういう職場環境になると離職率 等もどんどん下がっていくんじゃないかなと思います。

さて、5年間の療養休暇取得者の平均が年間16人から17人おられます。療養休暇を取得しなければならなかった理由。またその中に新規採用者はいましたか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

療養休暇の取得の理由としましては、メンタルによる疾患が多いということでございまして、 その他としましては、けがや持病によるもの、あるいは妊娠に伴う体調悪化等がございます。

また、その中で療養休暇を取得した新規採用者につきましては、平成29年から令和3年までの5年間で申し上げますと2名でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 療養休暇の平均は年間16人から17人,さて、途中で退職した職員、これが5年間で44名になります。平均すると大体9名。その退職理由、またその中に新規採用者はいますか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

定年前に退職した職員の退職理由でございますけれども、個人の事情によるものでございますので全て把握はできていないところでございますけれども、把握している範囲内で申しますと、婚姻を機とするもの、それから配偶者の転勤によるもの、それから本人の転職に伴うもの等でございます。

また、新規採用者の退職者でございますけれども、平成29年から令和3年の5年間で申しますと2名でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) その2名,新規採用者が退職した後の進路というのは御存じでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 進路としましては、一定期間の後に把握した範囲では民間企業

で活躍されているというふうなことを聞き及んでございます。以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 役場で仕事をして、入庁したときには夢と希望を持ったんだけど、 多分現実は自分のマッチングしなかったので退職されたのか、また職場の環境によることが原 因だったのか、その辺のところは一人ひとり違うと思いますけども、ちょっとせっかく入った のに残念だなと思います。

以前,これ,議会でもよく議論になりました。2020年,職務上の重大な過失が6件発生しました。定例会において紙井議員が質問したり,また様々な方の質疑があったと思います。この職務上の過失の原因はどのようにこれ分析をされたでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 発生した6件につきましては、チェック体制、それから情報提供、情報の共有、それから事務引継の不徹底、それから制度への理解不足など適切な事務処理、 能率的な組織運営がなされてなかったことが原因であるというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) その原因をもう一歩本当は掘り下げていくと、いろんなことが見えてきたかなと思います。最後にちょっとそのヒントになることがあればと思ってお話をしたいと思います。

職員一人ひとりが十分な力を発揮する、このためには何が一番大事だと考えていますか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

職員一人ひとりが十分な力を発揮するためには、本人が自己の能力開発を常に認識して自己研さんに努め、お互いに啓発し合う職場環境の醸成を図っていくこと、それから、職員研修のさらなる充実が大事であるというふうなことで考えております。

こうした人材育成の取組を進めるためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で安心して職務に専念できる職場環境づくりが大切であるということから、職員の健康管理やメンタルヘルス対策、それからワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組を進めることが重要であるというふうなことで考えております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) 健康管理が非常に大事になってまいります。

これから、DXを推進していって、また業務の見直し等やるとは話をされていましたけども、 このDXを推進してこれが定着するまで、まだまだ時間はかかるかと思います。DX推進の前 にやることはどんなことか、どういうことを考えているか、それをお尋ねします。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

地方分権の進展によります事務の権限の移譲、それから、全国的な制度改正に伴いまして新たな業務への対応が求められるなど、基礎自治体としての役割が拡大しておりまして、業務量も増加していく中で、やはり職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを進める必要があるというふうに認識してございます。

それには、業務量に応じた適正な職員数を確保するということが大事でございまして、その 上で、多様な働き方の実現、それから業務の効率化に向けた取組を進める必要があるというふ うに認識してございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) るる話をしてまいり、お聞きしてまいりましたが、残り24分となりました。ちょっと私のほうから情報提供もしたい部分もあるんで、ちょっとここからは話の内容を切り替えさせてもらいます。

今回この質問をしたというのは、前からいろんな、数年前から職員の方から職場の労働環境のことであったり、また人間関係のことであったり、そういう相談を受けたことが何件かございます。やはりここに来て、療養休暇がなかなか減らない。やはり勤務が苛酷になって、コロナもあって大変だというような、重々承知なんですけども、でもやっぱり何らかしらの、これは対策を取らないと、やはり職員もかわいそうであるし、また新たな町長も公約にしているSDGsがあり、総合計画であったりを推進していくのに、やはり職員が元気でパフォーマンス、要するに能力を発揮してもらわないとこれは推進できない。

それには、やっぱり今やるべきことは職場の環境の見直しをちょっとここで立ち止まってやる必要があるかなということで、ちょっと私もいろいろと勉強して研究をしてみました。一番大事なのは睡眠です。どうでしょう、課長の皆さんも結構寝不足の人多いかと思うんですが、6時間以上取っているという人は何人いますか。この中で6時間以上取っている人、はい。7時間以上、7時間以上いませんか。教育長どうでしょう。そうですか。はい、分かりました。1つは、大きなのは睡眠なんですよ。

もう1つは、心理的安全性。これグーグルで結構話題になったかと思うんです。ハーバード・ビジネススクールのエイミー・C・エドモンドソン教授、これによって提唱されて、チー

ムの生産性向上の最重要要素と位置づけられた内容です。チームとしてパフォーマンスを発揮 するのには、力を発揮する、また仕事をしっかりと質の高いものを仕上げていくというような、 この心理的安全性がどうしても必要になると。

内容は簡単に言うと何かというと、チームの誰もが非難される不安を感じることなく、そして自分の考えや気持ちを素直に発信できる状態。こういうことを言ったら怒られるんじゃないかとか、何言ってもいいよと言って、言った途端にどなられるとか、それを否定されるとか、そういう職場ではなくて、どんなことでもきちんと話ができる、それを受け止めてもらえる。それと、チーム内では対人関係のリスクを取ったとしても安心できる共通の思い、やっぱりそういう理念であったり思いであったりというのは共有できている、そういう心理的安全性というものが非常に大事になってくる。

先ほど東京のEXPO東京2023でライフ・ワーク・バランスのイベントがあったという話を しました。私それを申し込んで、見ました、このタブレットを使って。その中の初めの話のと ころで小室淑恵さんという方が、ずっと働き方に携わってもう2,000社、企業、自治体を含め てやってきています。その人が初めに話した内容をちょっと紹介します。

2019年に法改正があって、1つの大きなゲームチェンジが起きて、時間当たりの生産性を追

求することが仕事において重要なんだというふうに変化してきていると思います。時間当たり、 どう生産性を上げるか。長時間労働というのはいかに無駄なのかと,この後もちょっとお話し しますが、その中で昨年の10月22日の日経に「眠れない日本、生産性低く」という記事が出ま した。これは今まで労働時間が短くなる、その分業績が下がるんじゃないかという心配が主に されてきたんですけども、実は眠っていないから、休んでいないから生産性が低かったんじゃ ないのかということが、日経新聞に出ました。これは大きなパラダイムシフトだと思いました。 もう少し後ろに大きく,この何十年間かの日本を振り返ってみたものを整理してみたという ことで話がありました。日本の60年代から90年代には,日本人は人口ボーナス期だった。若い 人が多くて、少子高齢化ではなくて、子供が非常に多かった。そのときは人口ボーナス期と言 います。人口ボーナス期は若者がたっぷりで、高齢者が少ししかいない。このような人口構造 のときというのは、実は男性ばかり働いて、なるべく長時間働いて均質な条件の人をきちっと びしっとそろえて、右向け右というような軍隊のような組織、そういう組織をつくるとビジネ スに勝てる。ですから、戦後高度成長期のやってきた日本のビジネスモデルというのは、これ は正解だったということなんです。そういう法則はハーバード大学のデービッド・ブルームさ んという研究者が98年に提唱しております。これは日本の国民性とかではなくて、そのときは そういう戦い方が勝つということだった。決してそのやり方というのは否定することではなく て、やはりその時期時期に合った働き方、また戦略というものがある。

では今はどうかというと、若者がちょっと、高齢者たっぷりの人材奪い合いのときに入って きたというんです。そうなると戦略は真逆になると。今までと全く違って、軍隊形式では勝て ないと、ビジネスにおいても。これは役場の職場環境でも一緒だと思います。

今は人口オーナス期と言います。そうすると、どういう条件が必要かというと、男女ともに活躍できる。性別は問わないと。そして、男女をフル活用した組織が勝ち抜いていく。企業でも一緒です。

2つ目に、なるべく短時間で仕事をする企業が勝つ。長時間労働ではなくて、短い時間の会社のほうが業績が上がって勝ち抜いていくというんです。なぜならば、人口オーナス期になると、ボーナス期のときのような少しグレーでも売上げを上げていくというような勢いの時代とは違って、今の時代というのは、エコで、SDGsで、コンプライアンスで、全てをミスなく完璧にやっていくというのが今の仕事の体制になっています。

こうなってくると、どんどん、何が必要かというと複雑な仕事を完璧にやるような集中力が 大事になってきます。集中力というものが注目されてきて、この生産性と創造性の要である睡 眠が経営戦略になってくるというんです。これは、急に日本で起きたブームということではな くて、人口の構造に合わせて勝てる戦略が入れ替わってきた。行政も当然一緒であります。

ですから、人口オーナス期に一番重要な点というのは、なるべく違う条件の人をそろえた組織が勝っていくというんです。ダイバーシティーって言いますけども、多様な意見多様な見方ができる人を集めた組織が勝っていく。今までやっていたビジネスが全く成り立たなくなるようなイノベーションが必要とされていく、またそういう仕事になっていくというんです。

このイノベーション、変革というのは、違う価値観の人がそろって、フラットに議論をしたときに初めて起きる。上下関係ではなく、フラットに、みんなが平等に自由に議論していったときに初めて起きてくる。なので、ボーナス期によかれと思ってびしっとそろえた組織があだになって、イノベーションが日本では起きてないと。いかにこれからいろんな働く時間や場所を柔軟にして、見えている景色が違う人と議論をして、イノベーションを起こしていくかということが重要になってきます。時間や場所の柔軟さが物すごくテーマになってきている。

この働き方を変えることで、多様な人が意思決定層に生き残ってくる。その人たちがフラットに議論して、イノベーションを起こし、勝つためにやる。絶対間違ってはいけないのは、働き方改革はもちろん、福利厚生というような優しい気持ちでやってもいいけども、そもそもそこがゴールではないと。勝つためにやっていくんだ。そうしますと、一番そこが大きなポイントだ。

まさに、私たちは今この転換を一生懸命図る時期に来ている。多分これからDXも入ってくる中、社会の状況も阿見町も人口増で、また新たなまちづくりもしていかなくてはいけない。

その中で様々なニーズを把握して、様々な政策をまたやっていかなければいけないということ を見ますと、非常にこれから多岐にわたって事業を展開していかなくてはいけないと、そうい うときに来ている。この、コロナ禍の働き方の変化、これが推してきたので、今加速していけ る、ちょうどいいタイミングではないかと言っています。

その後、慶應義塾大学の商学部の山本勲教授というのはこのようなこと言っています。統計解析で様々な要因を調整することで因果推論で調べてみると、睡眠の長さと質が利益率を決める。要するに、睡眠が長い、質が良いことで利益率が上がっていく。ですから、やはり寝るということはいかに大事か。

先ほど話がありましたけども、睡眠時間というのは、前半といいますか、6時間とると体の疲労が抜けるんです。6時間以上、せめて最低7時間、残り1時間取ることで脳のほうの疲れがリフレッシュできる。ですから、7時間の睡眠を取らないと自分の能力はパフォーマンスを発揮できない。日本は海外と比べて1時間以上やっぱり睡眠が少ないです。その分GDPも比例して、ですから睡眠が多く取れている国はGDPも高い。ですから、いかに安心して眠れる質の高い睡眠を取ることが大事なのかというようなことがここで言えると思います。

それと、残業時間、大体申請して、遅い人は何時ぐらいまで仕事をやっていますか。人事課 長、どうでしょう。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

遅い人というのはかなり遅い人がいるんですけれども、それは業務の質によっていろいろあるんです。例えば、選挙時におけます開票作業があると、これはもう夜中、朝方までやっているというような。それ抜きにしても、平均的というか人によっていろいろあるんですが、12時近くまでやっている職員も中にはいるというような状況もございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。
- ○13番(川畑秀慈君) そうしますと、人間の集中力というのはせいぜい目覚ましてから13時間というんです。6時に大体皆さん、その頃に目覚めますよね。そうしますと、7時には完全にもう集中力が切れるんですね。そこから、7時から2時間は酒気帯び運転状況、夜の9時を過ぎると完全に酔っ払って酩酊状況です。ですから、パフォーマンスが非常に落ちて悪いときに、残業代を払って仕事をしてもらっているというのが今の状況です。

これ,公室長,どう考えますか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 今,議員がおっしゃったことでございますけれども,いろいろ

国のダイバーシティ・働き方推進のための地方公務員のためのガイドブック等にもそういった 部分が記載されてございまして、やはりかなり長時間労働というのは能率が落ちるということ なので、生産性が上がらないというようなことは、そういったことでも表現されていると認識 してございます。

以上です。

○議長(平岡博君) 川畑秀慈君。

○13番(川畑秀慈君) 高い人件費を、残業代を払って質の悪い仕事をしてもらっているというのは非常にこれは無駄だなという感じがします。どうしてもやらなければならない仕事はやらなければいけないんですが、やっぱりそこで1つ大事なのは、どうしても遅くまで仕事をして終わらせなければいけないと。その後の勤務体制がどうなっているか。

EU, ヨーロッパなんかでは、業務間のインターバル制度が導入されているんです。ですから、仕事が終わってから次の仕事がスタートするまでに最低11時間は取るように。そこで睡眠をきちんと7時間取ってもらう、7時間以上。ですから、どうしてもやらなければならない仕事、それはやらざるを得ないと思うんですけども、そのときのインターバル制度等もきちんと設けてやると、これはかなりパフォーマンスが落ちずに、ストレスもため込まないでいくのかなと思います。

それと睡眠が少ないと、要するに6時間の人たちはどうなっていくかというと、頭のほうが すっきりしないので、脳の偏桃体に非常にプレッシャーがかかって肥大化してきます。そうす るとどうなるかというと、怒りの発生源がどんどん過敏になっていくので、パワハラ、セクハ ラ、不祥事、モラルの崩壊の引き金となる。ですから、多分いろんな仕事のミスをしてしまっ たり、いろんな事件事故を起こしてしまった、そういう人がいたとすると、多分睡眠というの が非常に大きく関わっている可能性があるかと思います。

あと、中高年で6時間以下の睡眠の人、これは認知症のリスクが3割アップだそうです。ですから6時間じゃなくて、やっぱり7時間はしっかり取っていただきたいなと、こう思います。るる、今睡眠について話をしましたが、残業時間もやっぱり、1億2,000万円、1億3,000万円これからもっと上がっていく可能性もあるかと思います。ぜひその中の一部、コンサルを使ってでも、しっかり働き方改革のモデルをどこか課でつくって、それを水平展開していかれると非常に効果があるんじゃないかと思います。

大阪府の四條畷市の子ども政策課においては、コンサルを入れて働き方改革を進めていく中で、非常に職場の労働環境が変わったというようなことも出ております。ですから、残業代の一部を使って、それで大きく時間外勤務の手当の分がなくなるとすると、非常にこれは効果があっていいのかなとこのように思います。

最後に、睡眠が大事だということと、あとこれを述べて終わります。

2022年,昨年の2月26日,トヨタ自動車本社で第2回の労使協議会が開かれました。そこで, 豊田章男社長は,ボスとリーダーの違い,これを社員に紹介をして話をしておりました。自分 もそれを聞いてみまして,確かにそのとおりだと思ったことがありましたので,そこのところ 一部分だけ,ちょっと話をして終わりたいと思います。

皆さん、ボスとリーダーの違いを御存じでしょうか。イギリスの高級百貨店チェーンの創業者の方の言葉です。そのうちの幾つかを紹介したいと思います。ボスは私と言う、リーダーは我々と言う。ボスは失敗の責任を負わせる。リーダーは黙って失敗を処理する。ボスはやり方を胸に秘める。リーダーはやり方を教える。ボスは仕事を苦役に変える。リーダーは仕事をゲームに変える。ボスはやれと言う。リーダーはやろうと言う。

ぜひ、ここにいらっしゃる職員の皆さんも職場のリーダーでもありますので、ぜひリーダーとして、この職場、非常に働きやすい、そしてまた職員一人ひとりがパフォーマンスを発揮できてウェルビーイングであるような、そういう職場づくりに励んでいただくことを御期待しまして私の一般質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長(平岡博君) これで13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○議長(平岡博君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番(栗原宜行君) 皆さん、こんにちは。栗原宜行でございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回私は,職員を守り,住民福祉の向上につながる内部統制はできているかについてお伺い をいたします。

東京オリンピック・パラリンピックの運営業務をめぐる談合事件で、組織委員会大会運営局の元次長と電通スポーツ局の元局長補らが、組織委員会が18年5月以降に受注した各競技のテスト大会や本大会の運営業務について、会場ごとの受注予定業者を事前に決めたとして、独占禁止法違反、不当な取引制限の疑いで逮捕されました。また、社内会議で「入札を有名無実化

して、電通の利益の最大化を図る」などと記した資料が共有されていたことも分かり、行政の 不祥事がまた明らかになりました。

茨城県内におきましても行政の不祥事が明らかになり、信頼の失墜になりかねない重大な事件が起こり問題となっています。職員を守る内部統制は機能していたのでしょうか。体制や仕組みづくり、職員への教育や研修は本来の目的どおり実施されていたのでしょうか。検証と対策が急務です。

そこで, 阿見町の現状についてお伺いいたします。

- 1,阿見町で発生した汚職、不祥事、不正、ミスは何件ありますか。
- 2, 発生の原因は何ですか。また、対策をどのように講じたのでしょうか。
- 3, 内部統制について、どのように認識し、どのように取り組んでいますか。
- 4, 内部統制制度の導入は検討されましたか。
- 5, 第7次総合計画への記載, 落とし込みはできていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君,登壇願います。 〔町長千葉繁君登壇〕

○町長(千葉繁君) 栗原議員の,職員を守り,住民福祉の向上につながる内部統制はできているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町で発生した汚職、不祥事、不正、ミスは何件あるかについてであります。 過去10年に発生した汚職及び不正は0件、不祥事は7件であり、事務ミスにつきましては過去3年で12件であります。

2点目の、発生の原因は何か、また、対策をどのように講じたかについてであります。

綱紀粛正等に関する啓発は機会を捉えて実施してきたところでありますが、倫理規程等に関する認識の甘さ、また、事務ミスにおいては、事務処理に係るルール遵守の不徹底やチェック 不足により発生したものであります。

そこで全ての職員が改めて公務員としての使命、社会的責任、高い倫理観について深く認識 し、再発防止に向けて、組織を挙げて取り組む必要があるため、継続して各種研修等による規 範意識の向上、適正な職務の遂行の確保、上司による部下指導等を行っております。

また、事務ミスにおいては、阿見町職員事務処理適正化委員会を設置し、令和2年度に事務処理適正化対応方針を、今年度はさらに事務処理適正化ガイドラインを策定し、適正な事務処理の確保に必要な方策等の検討、不適正な事務処理の調査、再発防止に関する事項を審議し、事務処理の適正化を図っております。

町民から失った信用と信頼を回復していくためには全庁を挙げて取組を進めていく必要があ

ることから、今後も職員一人ひとりが高い意識を持って適切かつ厳格な業務遂行と服務規律が 保持できるよう、風通しのよい働きやすい職場環境の構築と再発防止に向けた周知徹底、研修 を継続して実施してまいります。

3点目の、内部統制についてどのように認識し、どのように取り組んでいるか及び4点目の、 内部統制制度の導入は検討したかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいた します。

内部統制は、業務遂行上のリスク、不正やミスを想定し、対応策を事前に講じる取組であり、令和2年度より都道府県及び政令指定都市に実施が義務づけられました。政令指定都市以外の市町村においては努力義務とされているものの、既に導入した市町村も出てきており、導入の必要性は認識しております。

しかし、導入するためには、専門部署の設置等マンパワーが必要になることから、現時点では導入に向けた検討は行っておりません。今後、導入に向け調査、検討を進めてまいります。

5点目の、第7次総合計画への記載、落とし込みができているかについてであります。

内部統制は、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全の4つの目的が達成されないリスクへの対応が基本的要素とされております。第7次総合計画基本構想では、行財政の分野である基本目標7、未来につながるまちづくりの中で、行政経営の視点に立った行財政運営を掲げており、関連していると考えております。

令和5年度は、これら基本目標の実現に向け、具体的な施策を位置づける基本計画の策定を 進めてまいります。第7次総合計画としての整理は、既存の取組を踏まえ、その中で検討して まいります。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 御答弁ありがとうございます。

今の1問目のところの再質問をさせていただきます。

過去10年間の発生した汚職,不正がゼロということなので安心はしました。よかったと思います。ただ,事務ミスについては12件,不祥事について7件ということなんですけども,年度別ではどのような状況になっているんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えさせていただきます。

不祥事につきましては、平成26年度それから平成27年度に各1件、令和元年度に2件、令和2年度から令和4年度にそれぞれ1件となってございます。

それから事務ミスにつきましては、令和元年度に1件、令和2年度に5件、令和3年度に1件、令和4年度に5件となっております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 今年度、令和4年度は、執行部から議会に対する謝罪がすごく多いなと感じた年だったんですよね。今5件、今年度については5件ということだったんですけども、この数字、少なくないですかね。この件数の、これが委員会に対して出した事務ミスの件数が5件ということですか。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 5件ということで、事務ミス適正化委員会等で把握している件数でございますけれども、5件でございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 先ほど申し上げたように非常に多いという印象がありましたので、例 えば、委員会には出さないけれど謝罪されたというところが私のカウントだとあるんですけど、 そういうのをもう1回再確認していただいて御報告いただければと思います。

あと、2点目なんですけども、御答弁の中で、再発防止に向けた周知徹底や研修の継続ということで書かれていますけれども、ミスや不祥事が繰り返し起きているわけですよね。そのたびに、ダブルチェックをするとか再発防止に向け取り組んでいきますと言われましても、また周知徹底や研修の継続なのかと思ってしまって、本当に今度こそこれでミスが根絶されるのか、そのところをちょっと認識をお伺いいたします。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

平成31年3月に総務省が策定しました地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインがございますけれども、その中には、内部統制というものは一定の限界があると、リスクの発現をゼロにすることはできないということをまず前提としまして、自らがその職員の意思決定や行動様式を大きく左右する存在であるということを自覚して、内部統制の取組を先導していくことが求められていると。リスクに対応する場合に当たっては、その回避、それから低減、移転、受容等の適切な対応を選択しなければならないとされてございます。

答弁にもありますとおり、周知徹底や研修を継続的に実施していくということは、職員一人 ひとりが法令遵守の意識を持ちまして、職員としての責任、役割を自覚しながら事務を執行す るため、必要なスキルを習得させるための手法の1つということでございます。そのためにも 継続することに意義があるということで考えてございます。

それと併せまして,職員一人ひとりが職員の職責に応じたチェック機能を発揮できるよう, チェック体制の構築,それから職場内におけます職員相互のコミュニケーションの活性化を図 りまして,情報共有できる風通しのよい職場環境の構築,それから業務の行政事務の継続性, 公平性を確保するための確実で質の高い事務引継を実施していくことで,事務ミス,不祥事ゼ ロを目指していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- 〇7番(栗原宜行君) 今年の1月にインフルエンザの件で,県内44市町村の中で当町だけがミスをして,1月31日まで本来は追加があったけれど,12月で切ってしまったということでお話がありました。そのときに全協のときに,各議員からもヒューマンエラーであればA I 等でやったほうがいいんじゃないですかという意見も出たぐらい,やっぱりミスはどうしても出てくる,ですよね。だけど,それをミスないようにするためには,根本のものを直していかなきゃいけないので,取りあえず再発防止に向けたその周知徹底と研修を重ねるということでミスをなくしていく。根絶はできないけれどミスをなくしていくということであれば,ぜひそれをお願いしたいというふうに思っています。

令和4年度の退職見込み者数は何人いらっしゃるんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) 見込みでございますけれども,17名と見込んでございます。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) ありがとうございます。

これ,先ほど川畑議員からもありました定年前退職者数でよろしいんですね,17名ということで。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

定年前の退職それから勧奨退職、それから自己都合による退職ということでございます。定 年退職も含めているということでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) それでは、茨城県や、小美玉市、石岡市、龍ケ崎市、河内町でも不正がありました。それで、第三者検証委員会などを立ち上げて検証されましたけども、それぞれ

の対応や検証結果から得られたことを阿見町ではどのように活かされているんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

いずれの事案につきましても、職員の法令遵守、それから職業倫理に対する意識の低さが招いた事案であったということで認識してございます。

問題を発生させないためには、高い倫理感、それから公私の区別、チェック体制の強化、コミュニケーションなどが必要であるということから、情報共有のための朝礼の実施、それから業務マニュアルの作成活用の徹底、チェック体制の強化、規則の改正など、組織として安全管理を徹底するための取組を行ってまいりました。

それと併せまして, 先ほどもお答えいたしましたけれども, 職員の意識向上の取組として周知徹底, 定期的な研修の実施ということで, 不正事案が発生しないように努めているというところでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) ありがとうございます。

それでは、総務省から内部統制について、全国、都道府県区市町村、全部調査が入ったと思いますけども、阿見町ではこの調査に対してどのように回答されたんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) お答えをいたします。

内部統制の総務省の調査につきましては、令和4年、昨年の3月に実施をされておりまして、 当時具体的な導入予定につきましては、導入予定なし、それから制度の検討状況につきまして は、検討していないというふうな回答をしてございます。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 7次総のほうなんですけども、御答弁では、目標7に関連記載がある ということなので、目指すべき姿の具体的な目標とかはもう設定されるのか、それについてお 伺いいたします。
- ○議長(平岡博君) 佐藤哲朗君。
- ○町長公室長(佐藤哲朗君) お答えいたします。

第7次総合計画の基本構想での基本目標の7でございますけれども,行政経営の視点に立った行財政運営とともに,職員の意識改革と行政力,経営能力の向上に努めることを目標としております。こうした考えは,基本計画の策定の柱となってまいります。

第6次総合計画の後期基本計画では施策ごとに、その現状と課題、基本計画の取組、目指す

町の姿、個別施策の展開の中での施策の具体化を図っているというところでございます。

第7次総合計画におきましても、内部統制制度で示されている課題認識というものを持ちながら、具体的な目標設定につきまして、どのように位置づけるかを基本計画策定の中で検討していくというようなことで考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 6次総と7次総の違いとすると,目標が4つから7つになったということですよね。より幅広く,目標設定をしていただけるという構想だと認識しています。

ただ阿見町は、心の不調により休職される方が全国の町村の中で、18人ということで、令和4年度ですよね、18人ととても多いんですよね。例えばその心の不調により休職される方をもうゼロにする。これ222自治体、町村がゼロで、前回の一般質問でもお話ししましたけども、222の自治体がゼロ、いませんという形で行政運営されていますので、具体的な目標としてなり得ると思うんですよね。ぜひ実効性のある総合計画にしていただきたいというふうに思っています。

続いて、内部統制です。内部統制の体制は整備されているんでしょうか。内部統制の基本方針はありますか。

- ○議長(平岡博君) 青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) 内部統制の体制につきましては現在のところ整備されておりませんで、内部統制の基本方針も作成してございません。
- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 内部統制制度を導入すると何が変わるんでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) 総務省の内部統制に関する導入ガイドラインによりますと、内部 統制の制度の導入によって、あらかじめリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、 適正な業務執行を徹底することにより、地方公共団体の長によるマネジメントが強化されると いうふうにうたわれています。それによりまして、政策的な課題に対して重点的な資源の投入 が可能となるということでございます。

また、職員にとっても、業務の効率化、それから、業務目的の効果的な達成によりまして、 安心して働くことのできる職場環境が実現し、ひいては住民が信頼に足る行政サービスを享受 することにつながるということでうたわれてございます。この制度が順調に機能すれば、そう いった効果があるというふうにされているところでございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 今部長が御答弁いただいた内容,ガイドライン,本当にいいことが載っているんですよね。これをやれば職員も苦しまずに町民の福祉向上につながっていくんだよ,だからやったほうがいいよというガイドラインを示しているわけなので,その内部統制制度を今回は,2年前から都道府県,また指定都市でやりなさいと言われているわけです。

ただ、それ以外でも導入する市町村がやっぱり、先ほどの御答弁にもありますけども、あるんですけれども、当町を考えたときに、やっぱり不祥事、事務ミスが多発しているわけですよね。その阿見町が、この一番いいと言われている内部統制制度を努力義務と受け止めて、導入しないというのは、これ私には非常に分からないんですけど、これなぜですかね。

- ○議長(平岡博君) 青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) お答えいたします。

内部統制制度につきましては、議員おっしゃったとおり政令指定都市以外の市町村においては努力義務とされているものの、先ほど議員の質問にもありました総務省の調査によりますと、全国で21市町村が導入を予定しているというような調査結果がございます。

茨城県内では導入を予定している市町村はございませんけれども,2つの市で導入の検討が 始まっております。町においても導入の必要性は認識しているところでございます。

しかし、導入に当たっては先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、専門部署の設置等マンパワーが必要になるということから、現時点では導入に向けた検討は行っていないのが現状でございます。最初に答弁差し上げたとおり、今後その導入に向けて調査検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 1問目の最後の質問なんですけども、民間では、コーポレートガバナンス、あとコンプライアンス、リスクマネジメントを強化して企業運営をして、企業防衛をしているわけですよね。こういう民間の取組手法を自治体でも参考にしている自治体があるというふうに聞いています。

阿見町ではこの民間の手法をどのように参考にされているのか、お伺いいたします。

- ○議長(平岡博君) 青山広美君。
- ○総務部長(青山広美君) お答えをいたします。

そもそも内部統制制度自体が民間手法であるコーポレートガバナンスの1要素でございますので、コンプライアンスとかリスクマネジメントを前提としたものとなってございます。

内部統制制度の導入に当たりましては、これらの手法を取り入れる必要がございますので、

導入に向けた調査検討を進める中で、制度の導入が効果的、かつ効率的なものになりますよう、 民間それから自治体の先進事例等を参考に、その手法を参考に今後検討してまいりたいという ふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) ありがとうございます。

今申し上げたその民間のコンプライアンスですけども、コンプライアンス違反による倒産件数というのが帝国データバンクから出されています。毎年150とか160ぐらいあるんですけども、特に2012年から2019年までは毎年200件、200件がコンプライアンス違反によって倒産しているんですよ、会社が。それぐらい重要なことなんですけども、企業にとっても、汚職、不正、不祥事、ミスは企業の死活問題で、最重要課題なんですよ。この1件の不祥事が命取りになることもあるわけですね。

阿見町の状況は、心の不調で休んでる職員の方が過去5年間で63人、定年前に退職した職員が44名、ミスが3年間で12件、不祥事が10年間で7件という状況になっています。業務を進める方法が、根性論だけではもう駄目なんですよ。不祥事やミスが起きるたびに、再発防止に向けた取組をやります、チェック体制をダブルチェックに切り替え強化しますということももう駄目なので、その内部統制制度の導入は、業務を進める上でリスクがあるということを前提として業務を進めるわけです。リスクの見える化によって、職員の皆さんが安心して働け、あと魅力ある職場をつくれば住民からの信頼を得て、住民の福祉向上にもつながっていくわけです。

内部統制制度を導入して、茨城県は2件の不適切な処理が明らかになりました。千葉県では300件を超えるリスクが分かった。それで住民福祉の向上につながったと今言われています。この内部統制制度というのは職員の皆さんを縛るものではありません。職員の皆さんを守るものなんです。このような非常事態の阿見町に導入しないという選択肢は、私はないと思います。検討する時間が長くなればなるほど職員の皆さんが苦しみます。

何度も申し上げますけれども、どうか本気になって職員の皆さんを守っていただきたいと、 そして住民福祉の向上につなげていただきたいということをお願いし、私の1問目の質問を終 わります。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原官行君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。
 - 2問目は、学校給食費の無償化と公会計化についてお伺いいたします。

学校給食費の無償化は、今までに保護者から要望があり、議会からも幾度となく予算要望を してきた経緯があり、今回やっと実現したことはとてもよかったと感じています。 今年になって、葛飾区や品川区で給食費の完全無償化を令和5年4月から実施するとの発表があり、東京都のみならず全国的にも無償化の流れが広がっています。

そこで, 阿見町の状況について伺います。

- 1,今回実施した学校給食費無償化の目的と効果について。
- 2, 今後の学校給食費無償化についてどのようにお考えなのか。
- 3, 昨年10月に公会計化した目的と効果について。
- 4、公会計化移行時のトラブルへの対応はできているんでしょうか。

以上よろしくお願いします。

○議長(平岡博君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君,登壇願います。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長(立原秀一君) それでは、よろしくお願いします。

学校給食費の無償化と公会計化についての質問にお答えします。

1点目の,今回実施した学校給食費無償化の目的と効果についてであります。

町では、コロナ禍における子育で世帯を対象に、燃料価格・物価高騰に対する経済的支援を 行う目的で、地方創生臨時交付金を活用し、昨年12月分から3月分まで計4か月分の給食費を 無償化しております。これにより、町立小中学校に在学している児童生徒の保護者の経済的負 担を軽減することができたと考えております。

2点目の、今後の学校給食費無償化の考えについてであります。

給食費の全体的な無償化は3月分で終了し、4月から給食費の徴収を再開します。今後は、現在実施している第3子以降の無償化を継続しながら、令和7年度に対象者を第2子以降に拡大するよう取り組んでまいります。

3点目の、昨年10月に公会計化した目的と効果についてであります。

町では、教職員の働き方改革を推進する目的で、これまで各小中学校で徴収していた児童生徒分の給食費を、昨年10月分から直接町が徴収することとしました。これにより、各小中学校の事務負担を軽減することができたと考えております。

4点目の、公会計化移行時のトラブルへの対応についてであります。

公会計化移行に際しては、特にトラブルは発生しておりません。給食費の徴収事務は、保護者の預金や滞納に関する情報を取り扱うため、複数の職員で再確認しながら進めております。 今後もトラブルを未然に防ぐよう留意しながら、適正な事務処理に努めてまいります。

以上です。

○議長(平岡博君) 栗原宜行君。

○7番(栗原宜行君) 御答弁ありがとうございます。

給食費は、今目的と効果について伺ったんですけれども、これが実施される前に昨年、補正で1,700万円の物価高騰分の対策ということで計上したものを議会で承認をしましたけども、 それについて保護者の皆さんからの御意見というのはありましたかね。

- ○議長(平岡博君) 教育部長,小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。 保護者から給食センター,教育委員会関係に直接の御意見はいただいておりません。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 1,700万円, 追加で保護者のためにということで出されたわけですから, ないというのはすごく寂しいですよね。広報とか何かもお知らせがなかなかできていないのか、その辺ちょっともったいないなという気はします。

あと、今言った1,700万円と、4か月の無償化、無償分で5,500万円、合計7,200万円の給食費の削減が短期間に支出されたわけですけども、今後の給食費の軽減策というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

給食費に関しましては、今議会に上程させていただきました来年度予算の中では、物価上昇分を給食費の賄い材料代、こちらを見込みまして一般財源で補填するように上乗せをしております。これによりまして、現行の給食費を値上げすることなく、従来どおりの徴収で提供していくような形を取りたいと考えています。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) あと、学校給食費の完全無償化は昨日もう質問があったわけですけれ ども、先ほど申し上げたように東京都のみならず全国でも広がっているわけですよね。

難波議員も県内の無償化について御案内が昨日ありましたけれども,5,500万円,1,700万円,7,200万円の金額というのは,1年間の無償化というふうに考えれば,3学年分あるということだと思うんですよね。4か月,全学年,9学年出したんですからね。3学年分のフルでの給食費とイコールだと思うんですよね。

例えば、今その無償化は高騰分の補助だということを今年度当初予算に盛り込んだということがありましたけれども、例えば中学校3年生のみ1年間無償にするというのも議会からもずっとお願いをしていたことです。

また、その他の軽減策としていろいろ考えられるのではないか。そのときに、令和7年度には第2子以降の無償化の実施をされるということなんですけれども、これをもっと早める、令和7年度と言わず、もっと早める。また、そういった令和7年度でいけば普通になってしまう、色あせてしまうんじゃないかと、この策が。二、三年前には、完全給食、完全に無償化というのは2町だったわけですよね。今はもっと多いわけでして、令和7年度に第2子無償化といっても、他の市町村と比べてみると色あせてしまうような気がするので、もっと早めにいろんな対策をするべきじゃないかというふうに思っているんですけど、その辺の御認識はいかがでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

昨日の難波議員の一般質問で教育長から答弁しましたとおり、今現在のところは段階的な第 2子の無償化について拡大は考えてございません。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 次に、公会計化についてお伺いいたします。 給食費の徴収納付状況等の管理はどのようにされているんでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。 今回の公会計化に合わせまして給食費システムを導入しまして,対象者や喫食状況の管理, 口座振替等の管理,納付書,督促状の発行など,そちらの管理を行ってございます。 以上です。
- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 昨年の10月から公会計化が進んだわけですけども、事務としてはどのような増大をしているんでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

当然公会計化によりまして、今まで各小中学校で行っていました事務が給食センターに集約 されるということで、事務量はかなり、徴収事務を含めて、それが増えた分になろうかと思い ますけども、それに合わせまして先ほど申しましたようにシステムを導入しましたので、ある 程度の効率化も取り入れながら事務を行ってございます。

以上です。

○議長(平岡博君) 栗原宜行君。

○7番(栗原宜行君) 公会計化によって給食費の収納率は下がると言われています。先生が 一生懸命やってこの収納率を上げるわけですから、公会計化によってそういう部分が少なくな るわけです。ですから、公会計化によって給食の収納率は下がると。

どのような対策を講じて、収納率をアップさせようとしているんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

当然学校で徴収しているときには周りの児童生徒、保護者、そちらの目とかあると思いますので、それが集約されまして町のほうで行うようになりますと当然収納率は下がるとは言われていますが、滞納整理につきましては当然、一般的な税と同じような電話催告や滞納整理訪問とか、そういったものを進めながらも、あと児童手当等からの支払い、こちらを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) あと、公会計化により増大する事務量に対して、人的な補充というのは整っているんでしょうか。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

公会計化に合わせまして、令和4年度には給食センターの職員につきまして、事務人員を2 人ほど増員してございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) あと、昨年の9月前までは学校のほうで徴収をしていたわけですけれども、公会計化前までに残っている未納給食費はどのぐらいあるのか。それはどのように処理をしているのか、お伺いいたします。
- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

公会計前の未納給食費につきましては、令和3年度末で1,430万8,913円です。こちらの金額が残ってございます。引き続き小中学校のほうで管理をさせております。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) ありがとうございます。

これ期限があるので、5年でしたっけ、5年ぐらいですよね、ぐらいがあると思うので、先

生方がやられているので、負荷がかからないように徴収していただきたいというふうに思っています。

それから今回の公会計化によって、児童手当に関わる阿見町学校給食の徴収に関する申出書というのが新たに作られました。これは、給食費天引きに対する同意ではなくて、滞納分の徴収等を意図するものなのか、児童手当から強制徴収することなのか。この申出書の中には、私の児童手当のところから引いてもいいですよ、また滞納分があれば引いてもいいですよというのがほかの自治体のほうの申出書なんですけど、阿見町の場合はそれがなくて、滞納だけになってるんですよ。滞納のときだけ引いてもいいよって言っているので、保護者の方からすれば、学校の先生からそんなこと言われたことは当然ないし、寄り添った対応をされているわけですけど、何かこの文章だけ見ると、天引きだけしかないというのは何かとても驚くような申出書になっているんですけど、強制徴収ということではないんですかね。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

この申出書につきましては、児童手当から滞納している給食費を支払うことを保護者が同意 する場合、町へ提出していただくものでございます。保護者の同意を前提としているため、強 制ではなく、あくまでも任意のものとしてございます。

以上です。

- ○議長(平岡博君) 栗原宜行君。
- ○7番(栗原宜行君) 結局、申出徴収であれば、さっき言った文言がちょっと抜けているのではないか。本来であれば、天引きでいいですよというのがあって、なお滞納していれば同じように引いてくださいという、つまり、もともとの部分がなくて滞納分だけが出ている申出書になっているので、そこは非常に危惧しているところなので、規則様式の変更をお考えならば早期にしていただきたいなというふうに思っています。

それから、学校給食の一番の使命、役割は何でしょうか。学校給食センターは、使命、役割 を果たすべきで、収納は専門の部署がすべきではないんでしょうか。

- ○議長(平岡博君) 小林俊英君。
- ○教育委員会教育部長(小林俊英君) お答えいたします。

最も優先することは、安全・安心な給食の提供でございます。給食費の徴収につきましては、 コスト意識を職員が持つためにも必要なことであると考えてございます。当町以外でも自治体 におきましては、ほかの自治体、例えば土浦市とか龍ケ崎市でも給食センターで徴収とかを行 ってございますので。

以上でございます。

○議長(平岡博君) 栗原宜行君。

○7番(栗原宜行君) 例えば、公会計化は全国でも一律になっているわけじゃないわけですよ、当然。今までどおりのところもあるわけです。その3割、4割ぐらいしかない公会計に移行した市町村の中で全部やってるんだと、龍ケ崎市、土浦市と同じようにやっているんだというなら、それはいいんですよね。でも、土浦市、龍ケ崎市だけですかという。だから、やっぱり収納の専門のほうが負担はないのではないのかと私は思うんです。先生たちが、60、70人の先生たちが、収納率を上げるために一生懸命保護者の皆さんに寄り添った徴収方法をしているわけですから、やっぱりそこは、給食センターの第一の使命としては、今部長が言われたところであるならば、それに特化したほうがいいのではないかというふうに思います。

給食費の公会計化は、実は議会の承認、議会の議決と、それから監査の対象となるわけです。 この公会計化というのは。私債権ではないので公債権なので、このチェックが入るわけですよ ね。滞納や未納については訴訟案件なんです。残しておいていけないわけで。給食センターが 訴訟を起こさなきゃいけないわけです。当然顧問弁護士等、関係する部署との連携があるんで しょうけども、そういう業務も公会計化を給食センターが受けたことにより、その業務が付加 されるわけですよね。

学校の先生は、今まで御苦労されて築き上げられた収納率を上げる体制を、とても、何ですかね、投げ出すような、上から目線じゃないですけども、そういった様式の下に収納率を上げていくということが本来の業務ではないのではないかというふうに私は思っています。

ですから、今まで先生たちが築き上げられたことを堅持しながら、本来の使命である役割を 果たしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(平岡博君) これで7番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長(平岡博君) 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月3日から3月15日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長(平岡博君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。お疲れさまでした。

午前11時55分散会

第 4 号

〔 3月16日〕

令和5年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

令和5年3月16日(第4日)

○出席議員

1番 岡 博 君 平 3番 栗 田敏昌 君 4番 引大介君 石 5番 高 野 好 央 君 6番 達哉 君 樋 7番 栗 原宜行君 9番 野 П 雅弘君 11番 海 野 隆 君 12番 久保谷 充 君 13番 川畑秀慈 君 難 波 千香子 14番 君 15番 紙 井 和 美 君 16番 柴 原 成 一 君 17番 久保谷 実 君 18番 吉田憲市君

○欠席議員

8番 飯 野 良 治 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 千 葉 繁 君 町 副 長 坪 田 匡 弘 君 教 育 長 立原秀一君 長 公 室 長 佐藤 哲 朗 君 町 総 務 部 長 青 山 広 美 君 町民生活部長 中 村 政 人 君 保健福祉部長 小 澤 勝 君 保健福祉部次長 山 﨑 洋 明 君 産業建設部長 克 林 田 己 君 教育委員会教育部長 林 俊 英 君 小 政策企画課長 賀 昌 士 君 糸 総 務 課 長 石 田 栄 司 君 財 政 課 長 坂 入紀章 君 秘書広聴課兼 小 倉 貴 君 広報戦略室長 財 課 長 荒 井 孝 之 君 防災危機管理課長 山 﨑 厚 君 子ども家庭課長 遠 藤 朋 子 君 国保年金課長 井 戸 厚 君 商工観光課長兼 竹之内 英 一 君 消費生活センター所長 上下水道課長 堀 越 多美男 君 学校教育課長 村 弘一 君 飯 生涯学習課長 木 村 勝 君 中央公民館長 貴 之 山崎 君

○議会事務局出席者

 事務局長大竹久

 書記堀内淳

 書認湯原智子

令和5年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和5年3月16日 午前10時開議

日程第1	議案第1号	阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について
	議案第2号	阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
	議案第3号	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第4号	阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について
日程第2	議案第5号	阿見町職員定数条例の一部改正について
	議案第6号	阿見町情報公開条例の一部改正について
	議案第7号	阿見町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の一
		部改正について
	議案第8号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
	議案第9号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
		定める条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
		する基準を定める条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
		条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
	議案第13号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
		化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例
		の一部改正について
	議案第16号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
		る条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町土地開発基金条例の廃止について
日程第3	議案第20号	令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第21号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 議案第22号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号) 議案第23号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号) 議案第24号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号) 日程第4 議案第25号 令和5年度阿見町一般会計予算 議案第26号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算 議案第27号 令和5年度阿見町介護保険特別会計予算 議案第28号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 議案第29号 令和5年度阿見町水道事業会計予算 議案第30号 令和5年度阿見町下水道事業会計予算 日程第5 議案第31号 阿見町第7次総合計画基本構想について 日程第6 議案第32号 財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル 購入) 日程第7 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて 日程第8 陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもた ちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情 日程第9 意見書案第1号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保 障を求める意見書(案)

日程第10 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に ついて

追加日程第1 会期中の閉会の件

午前10時00分開議

○議長(平岡博君) おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了 承願います。

これより議事に入ります。

議案第1号 阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について 議案第2号 阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 議案第3号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第4号 阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について

○議長(平岡博君) 初めに、日程第1、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題と します。

本案4件については、去る2月28日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長海野隆君登壇]

○総務常任委員会委員長(海野隆君) おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年3月3日、午後2時に開会し、午後2時45分まで慎重審議を行いました。出席議員は4名で1名の欠席がありました。議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第1号、阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号、阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。 続きまして,議案第3号,阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について,質疑を許しましたが,質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経 過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は令和5年3月6日午前10時に開会し、午前11時4分まで慎重審議を行いました。 出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ23名、議会事務局から 3名の出席をいただきました。傍聴者は1名でした。

議案第4号,阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について,質疑を許しましたところ,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第4号,阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号から議案第4号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町職員定数条例の一部改正について

議案第6号 阿見町情報公開条例の一部改正について

議案第7号 阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 改正について

議案第8号 阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について

議案第9号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について

議案第10号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第11号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について

議案第12号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第13号 阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

議案第14号 阿見町工場誘致条例の一部改正について

議案第15号 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一 部改正について

議案第16号 阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第17号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第18号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第19号 阿見町土地開発基金条例の廃止について

○議長(平岡博君) 次に、日程第2、議案第5号から議案第19号までの15件を一括議題とします。

本案15件については、去る2月28日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長海野隆君登壇]

○総務常任委員会委員長(海野隆君) それでは、続きまして、議案第5号、阿見町職員定数条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、定数が増えているが正職員を新規採用で増やすのかという質疑があり、執行部から、職員定数を増加させる理由だが、1つは定年延長制度の導入により定数に残ってくること、2つには長部局には定数に近い形で職員

がおり、採用により定数に近接してくること、今後の安定した行政運営をするためには、定数 に2割程度の余力を持つということから定数を引き上げるという改正を行ったものだという答 弁がありました。

さらに委員から、現行条例定数380人を427人に改定することになるが、改正条例第3条で定数外の規定を設けている。現在の実働職員数と定数外で規定した職員の人数はどうかという質疑があり、執行部から、令和4年度の職員数は340名、定数外の職員として数えられるのは15名だが、一定期間職員として不在になる状況があった場合なのでイコールではないという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第6号,阿見町情報公開条例の一部改正について,質疑を許しましたが, 質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,全委員が賛成し,原案どおり 可決いたしました。

続きまして、議案第7号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 改正について、質疑を許しましたところ、委員から、今回の改正では、副分団長以上について は現状維持となっているが、改正しなかった背景は何かという質疑があり、執行部からは、団 員の報酬を交付税単価に極力合わせるようにということがあり標準額に合わせた。その他の 方々については改正済みでありタッチしなかったという答弁がありました。

その他質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,全委員が賛成し,原 案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を 許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成 し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。 採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第19号、阿見町土地開発基金条例の廃止について、質疑を許しましたところ、委員から、急遽、事業予定土地購入ということになったときに、基金がなくなってしまうと事業が滞るという心配はないかという質疑があり、執行部からは、最後にこの基金から購入をしたのが平成11年、それから一切この基金は使われていない。事業用地を取得するためには議会に諮って予算を確保して購入するので、支障はないと考えるという答弁がありました。

さらに委員から、今後は一般会計から支出することになるのかという質疑があり、執行部か

らは、基本的には一般会計でお金を出すことになる、必要がある場合は土地開発公社を利用するという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長(平岡博君) 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、先ほどに続きまして、議案第8号、阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、こども家庭庁の設置によって阿見町の子供施策はどのように変わるのかとの質疑があり、執行部からは、子供関係の政策を継続していくほか、新たに策定された事項があれば対応していくとの答弁がありました。

次に、子供政策の大転換の周知について質疑があり、執行部からは、こども家庭庁設置に伴って変更になる事項等があれば、広報紙やホームページ等で周知していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町子 ども・子育て会議条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第9号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ、事業所における安全計画の策定について質疑があり、執行部からは、マニュアルに関しては現時点で町が作成したものがあり、そこに安全の部分を追加する形で検討するとの答弁がありました。

次に、児童クラブでの自動車の運行について質疑があり、執行部からは、現時点でバスの運行と自動車の運行はないとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町放 課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委 員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして,議案第10号,阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ,質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第10号,阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については,全委員が賛

成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第11号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ、家庭的保育で、自動車の運行をしているところはあるのかとの質疑があり、執行部からは、健康診断や障害保育のときに使うことがある。少人数なのでバスは使わないが、自家用車でチャイルドシート、ベビーシート等で対応しているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛 成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第12号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について質疑を許しましたところ、阿見町第3子以降出産祝金と今回増額となる出産育児一時金とを合わせた町民へのお知らせ周知について質疑があり、執行部からは、町のホームページ等、また広報等でお知らせする予定だとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町国 民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第16号、阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町コミュニティセンター条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を 許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決 に入り、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛 成し、原案どおり可決しました。

続きまして,議案第18号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第18号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(平岡博君) 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん,おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年3月6日午後2時に開会し、午後2時18分まで慎重審議を行いました。 出席委員は全員の5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局か ら3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第13号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第13号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第14号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、阿見東部工業団地にはもう空き区画がないと思うが、奨励措置の継続とはという質疑があり、18区画全てに企業が立地しているが、茨城県企業局とのリース契約が5社あり、今後分譲となった際の奨励措置もあり得るため、奨励措置を延長して継続するものとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第14号、阿見町工場誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして,議案第15号,阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について,質疑を許しましたところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,議案第15号,阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については,全委員が賛成し,原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

7番栗原宜行君。

○7番(栗原宜行君) 私は議案第5号,阿見町職員定数条例の一部改正について,賛成の立場から討論いたします。

今回の職員定数条例の主な改正点は、職員定数の引上げと定数外職員の新設、及び監査事務局の削除です。職員定数の引上げは、現行の406名の定数から453名に引き上げ、定年延長による職員への対応等が図られます。また、定数外職員の新設は、休業中の職員を定数外職員とし、

実質職員数の増員を図るものです。また、監査事務局の削除は併任している現状から、町部局職員にすることにより、フレキシブルに業務を遂行する目的があります。

しかし、定数外職員の対象から、育児休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、配偶者同行 休業中の職員を外し、対象となる職員を限定的に捉えています。また、監査事務局の削除は、 市制施行に向けたキャンペーンを展開している中、監査体制を緩めたと思われかねない内容に なっています。

このように、この条例の改正には幾つもの改善点の余地があると思われますが、議会から職員の増員を要望している中、心の不調を訴え休職している職員の皆さん、人員不足により業務の負荷が重くのしかかっている職員の皆さん、そして、このことが住民福祉の向上につながることを信じ、今回の条例改正案を賛成いたします。

○議長(平岡博君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第5号から議案第19号までの15件についての委員長報告は、原案可決であります。 本案15件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第19号までの15件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第20号 令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第21号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第22号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)

議案第24号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)

○議長(平岡博君) 次に、日程第3、議案第20号から議案第24号までの5件を一括議題とします。

本案5件については、去る2月28日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長海野隆君登壇]

○総務常任委員会委員長(海野隆君) それでは、続きまして、議案第20号、阿見町一般会計 補正予算(第8号)うち総務常任委員会所管事項について、審議の御報告をいたします。

質疑を許したところ、委員から、固定資産税、都市計画税で、かなりの増額がある。この要因は何かという質疑があり、執行部からは、土地については、荒川本郷地区及び吉原地区等で大規模開発があり、土地の異動があった。家屋についても開発に応じて増えている。また、大規模工場の建築、設備投資が増え増額となったという答弁がありました。

また、委員からは、地方交付税が増額となっている、その要因は何かという質疑があり、執 行部からは、物価が高騰していること、出産・子育て応援給付金の町の負担分に充てるという ことで交付税の再算定があり、追加交付になったという答弁がありました。

また、委員からは、参議院議員通常選挙及び茨城県議会議員一般選挙でのデマンドタクシー利用負担金の減額について、ほぼ減額になっているということは利用者がいなかったということか。告知はどのような方法で行ったのかという質疑があり、執行部からは、参議院議員通常選挙で2名、茨城県議会議員一般選挙で3名の利用があった。告知については、広報紙、各期日前投票所、デマンドタクシー車内で行ったという答弁がありました。

その他質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,全委員が賛成し,原 案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、民生費の放課後児童健全育成事業、305万6,000円の増額理由について質疑があり、執行部からは、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善の事業の助成金で、国の取扱いが10月分以降は補助金という形で支出するため補助金の費目で増額をしたとの答弁がありました。

次に、対象となる支援員の人数と、1人当たりどのくらい処遇改善がなされたのか、との質疑があり、執行部からは、対象の職員数としては70名。1人当たりの金額は、経験年数や時間によって異なるが、5,500円から9,900円の間ですとの答弁がありました。

次に、教育費の事務局事務費、ICT支援業務委託料、341万6,000円の減額理由についての質疑があり、執行部からは、入札差金ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、令和4年 度阿見町一般会計補正予算(第8号)うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が 賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして,議案第21号,令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について質疑を許しましたところ,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第21号,令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

続きまして,議案第22号,令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)について 質疑を許しましたところ,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し, 採決に入り,議案第22号,令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)については, 全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

続きまして,議案第23号,令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について,質疑を許しましたところ,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第23号,令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(平岡博君) 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは、先ほどに続きまして、議案第20号、 令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)うち産業建設常任委員会所管事項について報告 をいたします。

質疑を許しましたところ、ふるさと納税事業の委託料が増えるということは、それだけ納税が増えたということなのかという質疑があり、執行部からは、当初予算では1億5,000万円の 寄附を想定していたが、12月末現在の寄附総額が1億2,900万円を超えたため、想定額を1億6,000万円に上方修正した。この差額となる1,000万円の運営に必要な事務費等の補正であるとの答弁がありました。

次に、土地改良区等エネルギー価格高騰緊急対策事業補助金の補助先はという質疑があり、 執行部からは、電気料が高騰したことにより深刻な影響を受けている土地改良区等への事業費 の負担軽減や経営体質安定を図るための補助金であり、対象は土地改良区が3組織、土地改良 区以外が9組織の全12組織であり、土地改良区については電気料高騰額相当額の4分の1以内、 土地改良区以外については2分の1以内という補助となるとの答弁がありました。

次に,有害鳥獣駆除事業について,イノシシ等が増えているような状況で減額をする理由は

という質疑があり、執行部からは、令和4年の夏頃に大室地内でイノシシが1頭捕獲された際、町の猟友会と年間の見回り等についての契約を結んだが、その後、イノシシ等の大型鳥獣が出ない状況で、今のところ追加の契約が発生していないため、剰余分について減額するものであるとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震補強補助金の交付状況について質疑がありました。執行部からは、今年 度は0件との答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第20号、令和 4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)うち産業建設常任委員会所管事項については、全委 員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第24号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)について、 質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議 案第24号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)については、全委員が賛成し、 原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第20号から議案第24号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第24号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第25号 令和5年度阿見町一般会計予算

議案第26号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和5年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第28号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和5年度阿見町水道事業会計予算

議案第30号 令和5年度阿見町下水道事業会計予算

○議長(平岡博君) 次に、日程第4、議案第25号から議案第30号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る2月28日の本会議において予算決算特別委員会に付託しましたが、 副委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、副委員長より審査の経過と結果の 報告を求めます。

予算決算特別委員会副委員長高野好央君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会副委員長高野好央君登壇〕

○予算決算特別委員会副委員長(高野好央君) それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年3月7日、8日、9日の3日間にわたり、議案説明のため執行部より 千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、はじめに、議案第25号、令和5年度阿見町一般会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第26号,令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第27号、令和5年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第28号,令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号、令和5年度阿見町水道事業会計予算については、全委員が賛成し、 原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第30号、令和5年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成 し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,副委員長報告といたします。 〇議長(平岡博君) 以上で副委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第25号から議案第30号までの6件についての副委員長報告は、原案可決であります。 本案6件は、副委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第30号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第31号 阿見町第7次総合計画基本構想について

○議長(平岡博君) 次に、日程第5、議案第31号を議題といたします。

本案については、去る2月28日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員 長より、審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を 求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長海野隆君登壇]

○総務常任委員会委員長(海野隆君) それでは、続いて御報告申し上げます。

議案第31号,阿見町第7次総合計画基本構想について,質疑を許しましたところ,委員から,基本構想について議決というのは違和感がある。1年後に基本計画の最終答申がある。条例に規定があるので2段階で議決しなければならないということかという質疑があり,執行部から,阿見町総合計画の策定等に関する条例がある。今回は,基本構想について確定をして,次に基本計画の策定に入っていくという手続を取るという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。 議案第31号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決すること に決しました。

議案第32号 財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入)

○議長(平岡博君) 次に、日程第6、議案第32号を議題とします。

本案については、去る2月28日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員 長より、審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を 求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第32 号、財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入)について、質疑を許しましたところ、単価1万8,000円だが、これは市販されているものだとどのくらいのものなのかとの質疑があり、執行部からは、大体4万円から5万円ぐらいの間ではないかというふうに推測していますとの答弁がありました。

次に、対象者に対するアンケートについての質疑があり、執行部からは、昨年度業者が変わったため、令和5年度に再度アンケートを取り、1年使った後のランドセルの状況等を調べておきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入)は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第32号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決すること に決しました。

議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(平岡博君) 次に、日程第7、議案第33号を議題とします。

本案については、去る2月28日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員 長より、審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を 求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長(海野隆君) それでは、続いて御報告申し上げます。

議案第33号,損害賠償の額を定めることについて,質疑を許しましたが,質疑なく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。採決に入り,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。以上,当委員会の決定に対し,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第33号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決しました。

陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたち を取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○議長(平岡博君) 次に、日程第8、陳情第1号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を議題とします。

この陳情については、去る2月28日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、先ほどに引き続きまして、陳情第1号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

この陳情は、議会基本条例第4条第4項により、議会運営委員会で審査の必要性を認め、請願書の例によって取り扱うこととしたもので、陳情人は、コドソラ、代表与那城千恵美氏によるものです。

紹介議員がおりませんので、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、陳情第1号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情については、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。陳情採択により意見書(案)の審議を行い、事務局に意見書(案)の説明を求めました。その後、発言を許しましたが、発言なし。発言を終結し、採決に入り、全委員が賛成して、本会議に提案することと決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上、委員長報告といたします。

○議長(平岡博君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決します。

陳情第1号についての委員長報告は、採択であります。

この陳情は、委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障 を求める意見書(案)

○議長(平岡博君) 次に、日程第9、意見書案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り 巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

紙井和美君, 登壇願います。

[15番紙井和美君登壇]

○15番(紙井和美君) それでは、意見書案の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第1号, 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める 意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日,提出者,阿見町議会議員紙井和美。

賛成者,同久保谷実,柴原成一,川畑秀慈,栗原宜行。

提案理由。別紙意見書(案)のとおり。

意見書の提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)。

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは 周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響 が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという 現実がある。

日本国憲法前文には,「日本国民は,正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し, われらとわれらの子孫のために,諸国民と協和による成果と,わが国全土にわたって自由のも たらす恵沢を確保し,政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること を決意し,ここに主権が国民に存することを宣言し,この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍へリ墜

落事故,2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと見られる部品が落下した事故,同年12 月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故,2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家 の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物――PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土にわたって」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって, 阿見町議会は下記のことを強く要請する。

記

- 1,学校上空(普天間小,普天間第二小,緑ヶ丘保育園)の飛行禁止。
- 2,日本政府,沖縄県,宜野湾市の責任において,普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入替えを行うこと。
- 3, 普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日, 茨城県阿見町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)。

以上でございます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については原案どおり 可決することに決しました。

案文の、(案)の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。(案)の文字の 削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(平岡博君) 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

お諮りします。

この際、会期中の閉会の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、 直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定しました。

会期中の閉会の件

○議長(平岡博君) これより、追加日程第1、会期中の閉会の件を議題とします。 今定例会の会期は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最 終日から8日間延ばした3月24日までを会期としておりましたが、本日、本定例会に予定された日程は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣言

○議長(平岡博君) 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上と も御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和5年第1回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平岡 博

署 名 員 久保谷 実

署名員 吉田憲市

参考資料

令和5年第1回定例会 議案付託表

	議案第1号	阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について				
	議案第2号	阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい				
		て				
	議案第3号	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について				
	議案第5号	阿見町職員定数条例の一部改正について				
	議案第6号	阿見町情報公開条例の一部改正について				
	議案第7号	阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例				
公安治は 手早人		の一部改正について				
総務常任委員会	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について				
	議案第18号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に				
		関する条例の一部改正について				
	議案第19号	阿見町土地開発基金条例の廃止について				
	議案第20号	令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)				
		内 総務常任委員会所管事項				
	議案第31号	阿見町第7次総合計画基本構想について				
	議案第33号	損害賠償の額を定めることについて				
	議案第4号	阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について				
	議案第8号	 阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について				
	議案第9号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基				
		準を定める条例の一部改正について				
	議案第10号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営				
民生教育		に関する基準を定める条例の一部改正について				
常任委員会	議案第11号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定				
		める条例の一部改正について				
	議案第12号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について				
	議案第16号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について				
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について				

	議案第18号					
		関する条例の一部改正について				
	議案第20号	令和 4 年度阿見町一般会計補正予算(第 8 号) 				
		内 民生教育常任委員会所管事項				
	議案第21号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第5				
民生教育		号)				
常任委員会	議案第22号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)				
市任安貝云	議案第23号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5				
		号)				
	議案第32号	財産の取得について(阿見町小学校入学祝い品支給ランド				
		セル購入)				
	陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ど				
		もたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情				
	議案第13号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について				
	議案第14号	阿見町工場誘致条例の一部改正について				
	議案第15号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基				
産業建設		盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定				
常任委員会		める条例の一部改正について				
	議案第20号	令和4年度阿見町一般会計補正予算(第8号)				
		内 産業建設常任委員会所管事項				
	議案第24号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算(第5号)				
	議案第25号	令和5年度阿見町一般会計予算				
	議案第26号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計予算				
予 算 決 算	議案第27号	令和5年度阿見町介護保険特別会計予算				
特別委員会	議案第28号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算				
	議案第29号	令和5年度阿見町水道事業会計予算				
	議案第30号	令和5年度阿見町下水道事業会計予算				

閉会中における委員会(協議会)の活動

令和5年1月~令和5年2月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件	
議会運営委員会	2月22日	全員協議会室	・議員提案条例の制定改廃について ・第1回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・議会報告会について ・その他	
総 務常任委員会	1月16日	全員協議会室	・視察日程及び視察先、視察内容について ・予算決算特別委員会提言取りまとめに ついて ・その他	
	1月27日	第1委員会室	・指定管理者制度の取り組みについて ・地域おこし協力隊の取り組みについて ・その他	
	2月8日	茨城県筑西市	・指定管理者制度の取組について	
	2月9日	茨城県稲敷市	・地域おこし協力隊の取り組みについて	
民生教育常任委員会	2月13日	第2委員会室	・現状と課題について・問題・要因と解決策について・その他	
産 業 建 設 常 任 委 員 会	2月10日	第1委員会室	・議会事業評価に関する提言書の回答の検証について	

産業建設 常任委員会	2月10日	第1委員会室	・常任委員会活動計画報告書の中間報告について・その他	
議会改革等調査研究特別委員会	1月30日	全員協議会室	・政治倫理条例について・その他	
	2月12日	全員協議会室	・政治倫理条例について・議会基本条例について・その他	
予算決算特別委員会	1月19日	全員協議会室	・事務事業評価に関する提言の検証について・付帯決議のとりまとめ方法について・その他	
	2月7日	全員協議会室	事務事業評価に関する提言の検証について・付帯決議のとりまとめ方法について・その他	
	2月22日	全員協議会室	・事務事業評価に関する提言の検証について ・付帯決議のとりまとめ方法について ・令和5年第1回定例会予算決算特別委員会の運営について ・その他	
広 聴 広 報 特別委員会	1月10日	全員協議会室	・議会だより第175号の発行について・その他	

広 聴 広 報 特 別 委 員 会	1月18日	全員協議会室	・議会だより第175号の発行について ・議会モニター会議 ・その他
全員協議会	1月19日	全員協議会室	・議会事業評価に関する提言書に対する 回答について ・第7次総合計画策定の進捗状況につい て ・インフルエンザ予防接種の費用助成期 間延長に係る事務の遅延について ・その他
	2月7日	全員協議会室	・令和5年度阿見町予算内示について・その他
	2月22日	議会議場	・二所ノ関部屋連携基金条例の制定及び 今後の取り組みについて ・阿見町第7次総合計画基本構想について ・阿見町職員定数条例の一部改正について ・政策実現プランの公表について ・個人情報の保護に関する法律の改正に 係る例規整備について ・地域づくり会議の実施状況について ・阿見町消防団員の定員,任免,給与, 服務等に関する条例の一部改正について ・阿見町地域公共交通計画の策定について ・阿見町地域公共交通計画の策定について

全員協議会	2月22日	議会議場	正する条例について ・水道料金及び下水道使用料の適正化について ・水道事業及び下水道事業の広域化・共同化計画について ・阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について ・旧実穀小学校改修工事の整備状況及び(仮称)実穀ふれあいセンターの開館について ・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・その他
-------	-------	------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
龍ケ崎地方衛生組合	1月18日	全員協議会 ・令和5年第1回組合議会臨時会提出予定案件 ・龍の郷クリーンセンター長寿命化(施設保全)計画と今後3年間の修繕計画について ・稲敷・龍ケ崎地方3組合統合複合化の取組状況について ・その他		久保谷 充
	1月27日	第1回臨時会 ・龍ケ崎地方衛生組合監査委員 の選任について	船川京子氏 (利根町)	吉田憲市 久保谷 充
	2月8日	全員協議会 ・令和5年第1回組合議会定例 会提出予定議案 ・稲敷・龍ケ崎地方3組合の統 合・複合化について ・その他		吉田憲市 久保谷 充
	2月20日	定例会 ・龍ケ崎地方衛生組合個人情報 の保護に関する法律施行条例 について ・龍ケ崎地方衛生組合情報公 開・個人情報保護審査会条例 について	原案可決	吉田憲市 久保谷 充

				1
龍ケ崎地方衛生組合	2月20日	・龍ケ崎地方衛生組合条例の読 点の表記を改める条例につい て ・龍ケ崎地方衛生組合職員の定 年等に関する条例の一部を改	原案可決原案可決	吉田憲市 久保谷 充
		正する条例について ・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決	
		・龍ケ崎地方衛生組合職員の給 与に関する条例の一部を改正 する条例について	原案可決	
		・令和4年度龍ケ崎地方衛生組 合一般会計補正予算(第2 号)	原案可決	
		・令和5年度龍ケ崎地方衛生組 合分賦金割合について	原案可決	
		・令和5年度龍ケ崎地方衛生組 合一般会計予算	原案可決	
		・龍ケ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について	平野芳弘氏(美浦村)	
	2月20日	全員協議会 ・龍の郷・クリーンセンター施 設整備計画(案)について ・その他		吉田憲市 久保谷 充
牛久市・阿見町 斎場組合	2月16日	定例会 ・令和4年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計補正予算(第 2号)	原案可決	野口雅弘 高野好央 栗田敏昌

牛久市・阿見町 斎場組合	2月16日	・令和5年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計予算	原案可決	野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
茨城県後期高齢者医療広域連合	2月3日	全員協議会 ・広域連合長提出予定議案の概略説明について ・議員提出予定議案の概略説明について ・令和5年第1回広域連合議会定例会開会までの日程等について ・その他		平岡博
	2月24日	定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて ・茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決	平岡博
		合個人情報保護法施行条例の 制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決	
		合個人情報保護審査会条例の 制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決	
		会職員の定年等に関する条例 の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連 合情報公開条例の一部を改正 する条例の制定について	原案可決	
		• 茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決	

茨城県後期高齢	2月24日	合後期高齢者医療に関する条		平岡	博
者医療広域連合		例の一部を改正する条例の制			
		定について			
		· 令和 5 年度茨城県後期高齢者	原案可決		
		医療広域連合一般会計予算			
		· 令和 5 年度茨城県後期高齢者	原案可決		
		医療広域連合後期高齢者医療			
		特別会計予算			
		• 令和 4 年度茨城県後期高齢者	原案可決		
		医療広域連合一般会計補正予			
		算(第2号)			
		· 令和 4 年度茨城県後期高齢者	原案可決		
		医療広域連合後期高齢者医療			
		特別会計補正予算(第2号)			
		· 茨城県後期高齢者医療広域連	原案同意		
		合公平委員会委員の選任の同			
		意を求めることについて			
		・専決処分の報告及び承認を求	原案承認		
		めることについて			
		・専決処分の報告及び承認を求	原案承認		
		めることについて			
		· 茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決		
		合議会の個人情報の保護に関			
		する条例の制定について			
		• 茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決		
		合議会の個人情報の保護に関			
		する条例施行規程の制定につ			
		いて			
		• 茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決		
		合議会会議規則の一部を改正			
		する規則の制定について			

茨城県後期高齢	2月24日	· 茨城県後期高齢者医療広域連	選挙管理委員	平岡博
者医療広域連合		合選挙管理委員及び同補充員	三ッ井洋平氏	
		の選挙について	(稲敷市)	
			片平博氏	
			(八千代町)	
			市村茂夫氏	
			(行方市)	
			黒澤啓子氏	
			(北茨城市)	
			同補充員	
			宮園美次氏	
			(大子町)	
			小松﨑吉則氏	
			(石岡市)	
			加部東肇氏	
			(大洗町)	
			小竹貞男氏	
			(八千代町)	
稲敷地方広域市	12月27日	臨時会		栗原宜行
町村圏事務組合		 ・稲敷地方広域市町村圏事務組	原案可決	海野 隆
		 合職員の給与に関する条例の		難波千香子
		- 一部を改正する条例について		
		 ・令和4年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圏事務組合一般会計補正予		
		算(第4号)		
		・令和4年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圏事務組合水防事業特別会		
		計補正予算(第1号)		

稲敷地方広域市町村圏事務組合	12月27日	全員協議会 ・稲敷・龍ケ崎地方3組合の統合・複合化について ・その他		栗原宜行 海野 隆 難波千香子
	2月1日	全員協議会 ・定例会提出議案及び新年度予		栗原宜行 海野 隆 難波千香子
	2月16日	定例会・稲敷地方広域市町村圏事務にで、稲敷地方広域ののでは、一番を受けるでは、一番を受けるでは、一番を受けるでは、一番を受けるでは、一番を受けるでは、一番を受けるのでは、一番を使けるのでは、一番を使けるのでは、一番を使けるのでは、一番を使けるを使けるを使けるを使けるを使用を使いるを使用を使用を使いるを使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	林 (河 原 原 原 原 原 原 原 原 原 条 可	栗原宜行 海野 隆 難波千香子

稲敷地方広域市	2月16日	· 令和 4 年度稲敷地方広域市町	原案可決	栗原宜行
町村圏事務組合		村圏事務組合一般会計補正予		海野 隆
		算(第5号)		難波千香子
		· 令和 4 年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圏事務組合水防事業特別会		
		計補正予算 (第2号)		
		· 令和 5 年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圏事務関係市町村の分賦金		
		割合について		
		· 令和 5 年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圏事務組合一般会計予算		
		· 令和 5 年度稲敷地方広域市町	原案可決	
		村圈事務組合水防事業特別会		
		計予算		

阿見町議会総務常任委員会 委員長 海野隆

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果,下記の通り答申すべきものと決定したので,会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

- 1. 審查期日 令和5年3月3日(金)午後2時00分~午後2時45分
- 審查委員 海野 隆 難波千香子 高野 好央 石引 大介
- 3. 審査結果 ・原案通り可決したもの

議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号 内 総務常任委員会所管事項

議案第31号

議案第33号

阿見町議会民生教育常任委員会 委員長 紙井 和美

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果,下記の通り答申すべきものと決定したので,会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

- 1. 審査期日 令和5年3月6日(月)午前10時00分~午前11時04分
- 2.審查委員 紙井 和美 久保谷 実 柴原 成一 川畑 秀慈 平岡 博 栗原 宜行
- 3. 審査結果 ・原案通り可決したもの

議案第4号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号 議案第12号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第20号 内 民生教育常任委員会所管事項

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第32号

採択したもの

陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ど

阿見町議会産業建設常任委員会 委員長 吉田 憲市

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果,下記の通り答申すべきものと決定したので,会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

- 1. 審查期日 令和5年3月6日(月)午後2時00分~午後2時18分
- 2.審查委員 吉田 憲市 栗田 敏昌 久保谷 充 野口 雅弘 樋口 達哉
- 3. 審査結果 ・原案通り可決したもの

議案第13号 議案第14号 議案第15号

議案第20号 内 産業建設常任委員会所管事項

議案第24号

阿見町議会予算決算特別委員会 副委員長 高野 好央

予算決算特別委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果,下記の通り答申すべきものと決定したので,会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審查期日

令和5年3月7日(火)午前10時00分~午後3時00分 令和5年3月8日(水)午前10時00分~午後3時07分 令和5年3月9日(木)午前10時00分~午後1時05分

2. 審査委員 15名

栗田敏昌 石 引 大 介 高 野 好 央 樋 口 達 哉 栗原宜行 野口雅弘 海野 隆 平岡 博 川畑秀慈 久保谷 充 難 波 千香子 紙 井 和 美 柴 原 成 一 久保谷 実 吉田憲市

3. 審査結果 ・原案通り可決したもの

議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号